午前10時5分 開議

議長(巴里英一君) おはようございます。ただいまから平成10年第2回 泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、 会議は適法に成立いたしました。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において9番 奥和田好吉君、10番 谷 外嗣君の両君を指名いたします。

次に、日程第2、報告第15号 平成10年度泉南市土地開発公社経営状況についてを議題といたします。

報告書を朗読させます。

議会事務局次長(馬場定夫君)

〔報告書朗読〕

議長(巴里英一君) 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役(遠藤裕司君) ただいま上程されました報告第15号、平成10年度 泉南市土地開発公社経営状況について御説明を申し上げます。

まことに申しわけございませんが、説明に入ります前に1カ所訂正をお願いをいたします。127ページでございます。先ほども読み上げをさしていただきましたが、事前に正誤表をお配りをしてると思いますが、上から3行目の後段、「平成10年度泉南市土地開発公社の経する。」というふうに印刷はなっておると思いますが、「経営状況を報告する。」ということでございます。おわびして御訂正をお願いを申し上げます。

それでは、改めまして御説明を申し上げます。

127ページでございますが、例年は泉南市土地開発公社及び財団法人泉南市開発協会の経営状況の報告をさせていただきましたが、平成10年4月6日付をもちまして財団法人泉南市開発協会の解散事務をすべて終えましたので、今年度から泉南市土地開発公社の経営状況の報告のみになることをまず御報告を申し上げます。

本報告は、平成10年度当初予算及び資金計画に関するものでございまして、去る3月25日に開催されました理事会におきまして承認をされた

もので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告をさせていた だくものでございます。

平成10年度の公社予算についてでございますが、129ページをお開きいただきたいと存じます。収入支出予算の総額は、それぞれ2億7,694万6,000円とし、借入金限度額につきましては、2億7,474万6,00円以内と定めるものでございます。

収入及び支出の内訳につきましては、130ページから131ページに記載のとおりでございますが、一般会計の当初予算が骨格予算であったこともございまして、収入につきましては借入金、支出につきましては管理費及び支払利息がその主なものとなっております。その明細につきましては、132ページから136ページに、また資金計画につきましては、137ページから138ページに記載のとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらしていただきます。御承認 賜りますようお願い申し上げます。

議長(巴里英一君) これより質疑を行います。質疑はありませんか。 —— 一
一
質
疑なしと認めます。

以上で本報告を終わります。

次に、日程第3、議案第1号 人権擁護委員を推薦するための意見を求めるについてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長(馬場定夫君)

〔議案書朗読〕

- 議長(巴里英一君) 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。向 井市長。
- 市長(向井通彦君) ただいま上程されました議案第1号、人権擁護委員を推薦するための意見を求めるについての提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書139ページをお開き願います。本市の人権擁護委員亀岡 弘氏は、平成10年7月31日付をもって任期満了となります。同氏を泉南市人権擁護委員として最適任者と認め再推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして議会の御意見を賜りたく、お願いするものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては、議案書141ページにお示ししてい

るとおりでございます。

甚だ簡単でございますが、本議案の説明にかえさせていただきます。何 とぞよろしくお願い申し上げます。

この方の経歴などを見ますと、大学の教授というのが 1 つの立場だと思うんですが、人権問題というと、男女差別というのもまだまだありますし、また障害者に対する理解も十分でありません。そういう点では、日ごろこういう人権の問題が十分でない社会の中では、やはり人権的な圧迫を受けてる側で人権意識をきちっと学んで一定の活動をしてる方というのは、私は当然対象になるべきだと日ごろから思ってるわけなんです。

今回、これは再任ということですので、この方も行政にかかわる委員をほかにもやっていらっしゃるわけですね。そういう点では、より多くの市民が行政のいろんな決定段階に参加をしてくるというのは、市長も日ごろから述べておることですから、こういう機会に新しい――私は、これは従来の選び方の域を出ていないように思うんですよ。どういう形でこういう人が選ばれるかも、市民には全く見えないということで、こういう委員の選び方みたいなものも、公募ということもありますし、いろんな方法があるわけで、もう少し市民にどういう形でこういう方が選ばれたのかと。

もちろん市民の代表ですから、日ごろからこの人たちにもやっぱり直接市民が意見を言えるという、そういうアクセスもとりやすくなるわけですので、もう少しこういうものを行政の長として提出するためには、市長の個人的な考えではもちろんないと思うんですが、やっぱり選考のやり方がもう少し制度的に、システム的に市民にもわかる、そういうことを確立する必要があるんじゃないかなと思うんです。

そういう点で、市長、この再任ということがこういう人事議案は案外多 いんですけども、1回やっていただいて、また新しい人にやってもらうと、 基本的にはそういう考え方があるんでしょうか。

先ほど私が言ったように、人権被害を受ける側で、しかもこれはやはり受けても、自分さえ黙っとったらいいわといえば、それで過ぎていく問題というのか、そこでおかしいやないかと声を発すれば、その瞬間はより被害を受けるという構図なんですね、この人権問題というのは。だから、抑圧を受けとってもなかなか声が出せないという、そういう性格ですから、やはりそういうことを頑張って、これまでの議会の中でも議論がありましたように、やっぱり差別に負けない人間ということの基本がないと、なかなか人権問題というのは、そういう人権の抑圧を受けない方にはなかなか気づかない問題という性格があるんで、そういう点でやはり受けても頑張って切り開いて、人権被害のない社会をつくろうと頑張って積極的に行動しとる方というのが、基本的に私は必要だと思うんですが、そういう点も含めて、市長のお考えをお聞かせいただければと思います。

議長(巴里英一君) 向井市長。

市長(向井通彦君) 現在、泉南市で6名の人権擁護委員さんがいらっしゃいますけれども、1つはできるだけ市内の各地区といいますか、地域といいますか、バランスも1つの考慮に入れさしていただいております。それから、やはり議員も言われましたように男女の登用ということで、人権擁護委員さんにつきましては、半分が女性の方をお願いしてるわけでございます。それから、年齢的にいいましても、最近は若い方もお願いをいたしておりますし、それから新しく泉南市民として来られた方にもお願いをいたしております。そういうふうに広くそれぞれの分野からお願いをしていくというのが、基本的な考え方でございます。

特に、今回の場合は、従前からお願いをいたしておりまして、特にこの方につきましては、教育職という専門的なあるいは知識とか技能を有されておられますし、活動もしていただいておりますので、再任を推薦をさしていただいてるところでございます。

今後とも、議員言われましたように、広く視野を広げて、こういういろんな行政委員のお願いをする場合にはやっていきたいというふうに思います。そして、かなり幾つかの職を兼ねておられるという部分も確かにございます。これらについても、今後新しい方を選任する場合におきましては、できるだけそういう重複のないような形もひとつ考えていきたいというふ

うに思っておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長(巴里英一君) 小山君。

2番(小山広明君) 市長がここに出してくるまでの手続については、何かもう少し工夫したことは考えていらっしゃらないでしょうか。ちょっとわからない。広くとか地域のバランスをとってとか、そういう基準みたいなことはわかるんですが、やはりそういうシステム ――公募ということもありますし、そういう点で、何かそういう制度みたいなことはお考えの中にないのかどうかですね。

それから、若くしても障害になる方もいらっしゃるし、いろいろ体のハンディというのは、生きていくには明確に大きなハンディがあるわけですから、そういう障害者なども固定枠として1人とか2人とか、パーセントでもいいんですが、きちっと据えるというようなそういう視点がいると思うんですが、今の6人の中には、そういう障害を持っておられる方というのは入っていないように私は思いますので、そういう点も含めて、今後の提案の仕方についてお考えがありましたらお願いをしたいと思います。

議長(巴里英一君) 向井市長。

市長(向井通彦君) これに限らないわけでありますけども、いわゆる行政委員を委嘱する場合に、我々の方で特に人事担当で、その方がいろんな役職につかれているか否かという、そういうリストもつくっております。それから、いろんな人材登録といいますか、そういうこともしていただいてるデータもございますので、そういう中から選んでいくようにしております。ただ、こういう委員さんにつきましては、ある程度継続性という部分もありますので、特に再任という場合には、今までの経験も生かしていただくという前提でお願いしている場合が多いわけでありますが、新任をする場合、特にいろんな形での留意を今後ともやっていきたいというふうに思っております。

それから、障害をお持ちの方がいらっしゃるかということでございますが、この人権擁護委員さんの中ではいらっしゃいません。ただ、そういう障害あるいは高齢者等のお世話をボランティアでされておられる方には、6人のうちの中で入っていただいております。

議長(巴里英一君) 小山君。

2番(小山広明君) 意見にかえておきたいと思うんですが、やはりそうい

う方を選んでくるシステムをもう少し我々にも市民にもわかるようにしていただいて、やはり市長も知らない人もいっぱいいらっしゃるだろうし、そういう意欲のある方も大事ですので、やはり人材センターというんですか、人材を登録してるところからもということですから、そういうところには積極的にそういう方が登録されておると思いますから、そういう点では、そういう門戸を広く明けておるということでは、一定わかりました。そういう中から選ぶ場合には、やっぱり何か委員会なり、公開されたそういう選考委員みたいなところできちっと選んでいただくようなことをもう少し市民に示していただければなと思います。

それから、部落問題では、やはりこれは根強い問題がありますし、なかなか部落外の人にとって、部落問題というのはなかなか理解する機会がないのも現実だと思います。そういう点では、ハード的ないわゆる行政が一定そういうところに差別的に行政を一方的にしてこなかったという点での最近の行政の取り組みというのは、一定僕は成果があったと思うんですが、それは上がるだけに、逆に何で部落だけがよくなるんだということに、現実にそういう声としてあらわれておるわけですね。人がよくなることについてやっぱり喜べない。何で部落がよくなるんだと。これは典型的な部落差別の1つの状況だろうと私は思うんですね。それは言うまでもなく、社会全体の不満が行政に直接いくんではなしに、そういうなぜあそこだけよくなるんだという形で——自分たちのところが決して私はよくなっとると思わないんですね、社会全体でも。老人のそういう手当にしても、何であそこだけつくんだという声じゃなしに、老人手当そのものも低いんだという形で起こって、せっかくそういう道を広げたところの運動の成果をみんなで共有してやるというところまでなかなかいってないですね。

そういう点で、やっぱり外してもらいたくないのは、部落問題でも一体 運動といいますか、意識的にきちっとされた方を積極的に登用して、この 人権問題については中心的な問題ですので、そういう点でも1人でも多く の方がそういう委員となるように、ぜひお願いをしておきたいと思います。 私の意見としておきます。

議長(巴里英一君) ほかにありませんか。 ———以上で本件に対する御 意見等を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり了承することに決しまして御

異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(巴里英一君) 御異議なしと認めます。よって議案第1号は、原案の とおり了承することに決しました。

次に、日程第4、議案第2号 人権擁護委員を推薦するための意見を求めるについてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

お願いするものでございます。

議会事務局次長(馬場定夫君)

〔議案書朗読〕

議長(巴里英一君) 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。向 井市長。

市長(向井通彦君) ただいま上程されました議案第2号、人権擁護委員を推薦するための意見を求めるについての提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書143ページをお開き願います。本市の人権擁護委員出口文雄氏は、平成10年7月31日付をもって任期満了となります。同氏を泉南市人権擁護委員として最適任者と認め再推薦いたしたく、 人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして議会の御意見を賜りたく、

なお、同氏の経歴につきましては、議案書 1 4 5 ページにお示ししているとおりでございます。

甚だ簡単でございますが、本議案の説明にかえさせていただきます。何 とぞよろしくお願い申し上げます。

議長(巴里英一君) 本件に関し、御意見等ありませんか。 — 御意見 等なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり了承することに決しまして御 異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(巴里英一君) 御異議なしと認めます。よって議案第2号は、原案の とおり了承することに決しました。

次に、日程第5、議案第3号 市道路線の認定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長(馬場定夫君)

〔議案書朗読〕

- 議長(巴里英一君) 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。
- 助役(遠藤裕司君) ただいま上程されました議案第3号、市道路線の認定 につきましてその概要を御説明を申し上げます。147ページでございます。

提案理由でございますが、道路法第8条第2項の規定により、樽井南海線ほか10路線の認定を提案さしていただくものでございます。なお、この市道の認定につきましては、都市計画法第40条の規定により新たに公共施設として本市に帰属を受けた道路を道路法の適用を受ける道路として管理していく必要があるため、新規認定を行うものでございます。

なお、参考資料といたしまして、その路線図を 1 5 1 ページから 1 6 5 ページにお示しをしております。

以上、簡単ではございますが、よろしく御承認賜りますようお願いを申 し上げます。

- 議長(巴里英一君) これより質疑を行います。質疑はありませんか。 —— ——小山君。
- 2番(小山広明君) 私、議員になってこういう形でまとまって出たのは初めてのように思うんですが、中身を見ると、かなり新しいものから古いものまでずっとあるのですが、こういう性格のものは、順次というのか、そういう状況になればすぐそういう認定をしていくべきものではないかなと思いますが、その点の御説明をお願いします。

それから、これよりも古い、そういう住宅開発されたところは、全部そういう認定手続というのは終わってるんでしょうかね。この間、男里の方での道路で、当然道路だと思って使っておって、家をつぶして、そこの工事車両が出たときに道路がぐちゃぐちゃになったら、いやそれは市の道路でないですよという話になって、なかなかそれの修理ができなかった問題があると思うんです。当然、そこには下水道も入ってるし、全部道路としてやっておりますから入ってるんですけどね。

そういうようなものが、もし市民が使ってる道路——明確に全部舗装も してある道路ですから、そういうものについては、ちゃんと後々まで市民 にも不安を与えないような処理がきちっとされとるのかどうか。もう随分時間がたって、そういう業者もある意味で倒産の多いときですから、倒産したり、いろんな手続が複雑になって、なかなかそういうものが管理できないということがほかにも多々あると思いますね。砂川の駅の上の方でもそんな話を聞きまして、何か市に移管されてないから手直しができないというようなことをちょっと聞くんで、そういうほかのそういう市道に帰属を受けるような問題については、全体はどうなっておるのかを御説明をいただきたい。

それから、こういうように市道認定をしてまいりますと、当然維持管理 が市の責任になる。今でもなっとるとは思うんですが、こういう点でやは りなお経費がかかってくると思うんです。こういうものは、これだけを抽 出してやるということはできないと思いますが、今市の全体の道路ですね。 市が責任を持たねばいけない道路について、年間こういう道路維持管理を す る た め に ど れ ぐ ら い の 予 算 が 必 要 な の か 、 必 要 な も の に 対 し て 実 際 は ど れぐらいの予算が組まれてるのかですね。私は随分少ないと思うんですね。 だから、これまでの議会でも私は議論をしてまいりましたけれども、当 然 物 事 に は 耐 用 年 数 と い う の が あ る わ け で す か ら 、 計 画 的 に 耐 用 年 数 が く る前に道路をちゃんと補修していくということは、もうこれは行政であれ ば、当然していかないかんと思うんですが、何かちょこちょこと10メー ターとか50メーターとか、何でここだけ舗装、上をきれいにしたのかな という、何か全体的に見えないんですね。何か言われてやってるような感 じにしか見えないんですよ。当然それは市民の不満にもなりますしね、も う少し計画的に耐用年数が来るまでにちゃんとやると、予算手当もちゃん としておくと、それがいわゆる財政アセスだと思うんですね。全くそうい う手当なしに、わあわあ言うてきたら、そこだけやってお茶を濁すという ようにちょっと見えるので、道路全体の維持管理計画、そしてそれに要す る費用というのをきちっとやっぱり財政の方でも、これは予算がないから しませんよという問題じゃないと思うんですね。新規事業なんかでは、そ れは予算がないからしないよというのは通りますけども、維持管理につい ては、やっぱり大げさにいえば危険と裏腹の問題ですから、そういう点で どうなっとるのかを御説明をいただきたいと思います。

議長(巴里英一君) 池上事業部道路課長。

事業部道路課長(池上安夫君) 市道路線の関係で 3 点ほど御質問がございましたので、お答えいたします。

まず、開発の新設公共施設である道路等の引き取りにつきましては、順次やるべきでないかという御質問なんですけども、確かに今回につきましては11路線ということで、ある一定まとまって、いわゆる開発によって設置された月日もばらばらでございます。できるだけ、1本、2本というような形ではなくて、現場の方は効率的に認定事務手続をしたいということで、ある一定まとまった段階でお願いをするというふうな方針でございます。

特に年数がある一定そろわないという原因には2点ほどございまして、 従来からある一定開発行為が終わりましても、その後建築行為がなされます。その際に、道路等を損傷したりとかいうことがちょこちょこございます。そういう場合は、その引き取りに際しましては、再度その辺の引き取りに伴う立ち会い等検査を行いまして、原因者において修理をいただくというふうなことも行政指導として行っております。そういうことも含めまして、ある一定その辺を見きわめた上でということでやっておった経緯もございまして、年数の古いものもございます。

それから、もう1点、底地につきましては、最終的には道路認定を上げるときは、泉南市の方に所有権を移すという作業を行います。これはどこでもそうですけども、所有権を移す場合、いわゆる所有権以外の権利、抵当権等の担保等が設定されたまま移すというわけにはいきません。道路法の考え方からいきましても、いわゆる所有権だけのきれいな形で、権利だけになった形で権利を移すということになります。その際、いろんな事情で担保がついたまま抜けないというふうな状況のところもございます。それは、速やかに引き取りをしなければいけないということでございますので、行政指導をいろいろやってるんですども、最終的には所有権だけになったことを確認して手続を進めるということでございますので、遅延している理由の1つにもなろうかと思います。

それから、古い開発で終わっていないものについてはどうなのかということでございます。開発といいましても、総称的に言いましているんな手法による開発がございますけども、いわゆる都市計画法に基づきます開発許可制度にのっとって新設された公共施設につきましては、基本的には速

やかに引き取るということでございますので、その辺の手続を進めておるということでございますけども、その中には、先ほども申し上げましたように、いわゆる権利関係がさらにならないというんですか、所有権だけを移すというところまで至っていない、他の権利が設定されたまま抜けない状態にあるというのがございます。ですから、そのようなものにつきましては、それをきれいにするための行政指導を行っている段階ということで、いまだなっていない物件も幾つもございます。それも事実でございます。だから、そういう理由でおくれておるということでございます。

それから、引き取り後の維持管理の関係、それから維持関係の予算の関係ですけども、当然引き取り手続をしますと、我々道路管理者の方で維持管理に努めるということでございまして、いわゆる損傷等があれば、我々の方で管理して修繕していくということでございます。

それから、予算のことでございますけども、今回後で議案で出ますけども、補正を一部お願いしておりますけども、当初でいきますと、維持予算全体で事務費等も含めまして7,254万ついておるということです。今回の議案でも少し補正予算をお願いをいたしておりますけども、それが御承認いただけましたら、大体去年と同等ぐらいの予算になるんではないかなというふうに思っております。

それと、計画性云々の話でございますけども、今までにもいろいのの問題につきましては議論はあったんですけども、ある一定限られた予算の中で、我々も路線数で全体で332路線、それから総延長16万7,119メーターの実延長で管理いたしております。これは台帳面積ですけども、それだけの路線を管理してると。さらに、それ以外の住宅が建ち並んでおるところのいわゆる認定基準に満たないような生活道路も実質管理はいたしております。ですから、その中で実態的にやっておりますのは、名地区割の中で地区の役員さん等関係者の方々と民主的にヒアリング等御相談さしていただきました上で、継続的にやるものは継続的にヒアリング等御相談さしていただきました上で、継続的にやるものは継続的にヒアリング等の相談さしていただきました上で、継続的にやるものは継続的にとアリング等のは、各地区割の中で地区の役員さん等関係者の方々と民主的にヒアリング等のおいただきましたところからやっていくのはやっていくころような形で、大体の計画をまとめて対応しておると、その中には、またすから、そのようなものにつきましては、もう優先的に先に対応するという

ことでございますので、なかなか具体に細かい計画的なものをお示しできないような性格のものだということで、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長(巴里英一君) 小山君。

2番(小山広明君) 新しい施設をつくったり、こうして市の認定道路にすれば、当然耐用年数があるわけやから、それが来たころには、ちょっとおくらしたにしてもやっぱり直していかないけないわけですので、そういう維持管理に必要な経費というのはちゃんと議会にも示していただかないと、我々は予算審議する場合に、やっぱりそういうデータが必要なんですよね。だから、現在泉南市に16万7,000メートルの認定道路があると、責任を持たないといけない道路があるということですから、これにこれくらいの経費が要るということをちゃんと示して、それは議論の中で認めるか認めないかどうかというのは、判断ですからいいんですけどね、やっぱりそういうデータを出してもらわないと、我々市会議員の仕事ではないんですが、やっぱり歩いとると、あそこの道路が悪いから直せとか言われた場合、いや、それは知りまへんでとは立場上言えんわけですから、必ずそれは伝えるわけでしょう。

そういうときに、きちっと道路の維持管理計画というのをちゃんと市民にもわかるようにしてもらいたいし、財政の方も予算がないからこれはつけないよという性格のものではないと思うんでね、こういうものは。つくれば当然維持管理が要るわけですから、これは予算がないからやめときましょうというものとは全然違うと思うんでね、性格的に。

そういう点で、出てないんであれば早急に議会に示してもらいたいと。 現在の道路がいつ舗装したか、全部記録があるわけですから、それの耐用 年数が来れば、それは全面打ちかえをせないかんということは当然あるわ けですから、そういうものをちゃんとリストで出していただくと。市民も ここは耐用年数が3年先に来るから、来年度は改修に入ると。しかし、ちょっと1年か2年おくれるというのは、それは納得すると思いますけどね。 そういうことが市民にもわかることが必要なんじゃないんでしょうかね。

どんどん新設で事業してきたものについての維持管理が、これから主要な行政の仕事になると思いますよ。もう新しく箱物をつくったり道路をど

んどんつくるという時代ではなしに、つくったものをいかに工夫をしながら気持ちよく使っていくかという、私はそういう時代に入らざるを得ないと思うんですね。そのためには、どういう施設が耐用年数との関係でどうかということが必要なわけですから。これは前から議論しとるけど、なかなか出てこないんですよ。担当助役、一回このことはきちっと議論していただいて、やっぱり全体の維持管理計画 道路だけじゃないですけども、すべての市の施設の維持管理計画をきちっと出して、そういうものを財政アセスの中に、これはもう基礎的な数字として入れてもらわないといけない。その上で余ったお金があれば、それは新規のものをするのは結構でしょう。そういうものをほっといてどんどん新しいものをつくっていくというのは、僕は無責任な市政運営だと思うんで、これは異論ないと思うんで、切役、その辺では どちらの助役かあれですが、ちゃんと市の施設についての維持管理計画大綱というのをつくって、それはもう私は財政アセスの基礎になると思うんですよ。どうですか。

- 議長(巴里英一君) ちょっと小山君に申し上げます。議案から離れておりますので、まとめてください。道路だけですから。
- 2番(小山広明君) それで結構ですから、それだけ返事していただけます か。
- 議長(巴里英一君) 上林助役。
- 助役(上林郁夫君) 道路維持費、特に前回の議会の方でもお答えさしてもらいましたとおり、やはり計画のアセスになじまないところがございます。それで、御質問の道路台帳に基づきまして、各路線がいつ舗装したか、そういうデータがあれば、一定時間をいただければ作成が可能だと思います。この道路につきましては、先ほども課長も答弁しましたように、そういうアセスは非常に立てづらいという形が実態ですので、やはり今現在持っております方法論で当面はやっていきたいと、かように思いますので、ひとつよろしく御理解のほどお願いを申し上げます。

〔小山広明君「ちょっと、僕は道路アセスなんか言うてない。財政アセスをするときに、そういう道路の維持管理経費は......」と呼ぶ〕

議長(巴里英一君) 小山君、離れないように議案から。道路アセスという のはありませんので。 2番(小山広明君) いや、私は何も道路アセスがどうのと言ってないです よ。維持管理アセスと言うてないですよ。

議長(巴里英一君) 道路認定の問題ですから。

2番(小山広明君) だから認定すれば、当然それは維持経費がかかってくるじゃないですか。そういうものをちゃんとやっとかないと、認定で受けたまんまで、道路が全然補修されないというような状態が起こるでしょう。だから、そういうことで、維持管理する費用をちゃんと財政アセスの基礎的な数字として置いとかないかんじゃないですかということと、台帳があればと言う。そんなん台帳があるのは決まってるでしょう。いつ舗装したかという台帳があればと、そういう答弁をしてもらったら困りますよ。それはちゃんといつ舗装したかというのは全部あるはずですよ。それをあればというような、そんな頼りない返事してもらったら困りますよ。それだけは修正して答弁してください。

今のまま行きますなんて、人の議論を何も聞いてないじゃないですか。 私の言うことに無理がありますか。この道路を受けたら、当然維持管理は市がしていかなあかんわけでしょう。それはちゃんと基礎的な財政アセスですよ。財政経費、市の経費の中にちゃんと基礎的な数字として置いとかなかったら、維持管理できないじゃないですか。そのことを言ってるんだから、ちゃんと聞いてください。そら異論があるはずないでしょう、そんなことは。今のままで行くとはどういうことを言うとるんですか、あんた。議長(巴里英一君) 道路認定の問題ですから、アセスは別の部門で発言を

〔小山広明君「財政アセスと言うてください。単なるアセスと言うてないから」と呼ぶ

議長(巴里英一君) 池上道路課長。

願いたいと思います。

事業部道路課長(池上安夫君) 道路の耐用年数の関係等で御質問ございま したので、お答えいたします。

確かに、耐用年数というのは一応あるんですけども、例えば通行量とか、 諸条件がそれぞれまちまちでございます。それから、認定している路線の 中でも、舗装の設計が一定でないというんですか、それから路盤の状況等 も一定でないところもございます。それから、非常に大きく左右されるの が通行量の問題でございます。ですから、実態的にはいわゆる管理してお ります台帳の中でそこまで精査できるかといいますと、なかなか難しいと いうふうに思っております。

そこで、現場の方の我々の道路課といたしましては、一定定期的に道路パトロール等視認の中で調査いたしまして、問題のある損傷箇所についてはその都度対応していくというふうなこととか、それから地元の関係の方々とか市民の方々の連絡とか、関係の方々の通報等を受けました中で、調査した上で対応しているのが実態でございますので、よろしく御理解をお願いいたします。

議長(巴里英一君) 上林助役。

助役(上林郁夫君) 先ほどの答弁の中で、道路台帳があればというのは、 道路台帳があるという意味でお答えさしていただきましたので、誤解を招 いたことをおわび申し上げます。道路台帳はあるということでございます ので、よろしくお願いをいたします。

議長(巴里英一君) 井原君。

1 番(井原正太郎君) ただいまもちょっと触れられておったんですけども、このように認定道路が市の方に移管されると、市の認定になるというふうなことで、ある意味ではうれしいことなんですけども、複雑な心境として、まちを回っておると、カーブミラーがないとか、あるいは安全さくをつけてくれとか、あるいは溝ぶたが頼りないとかいうふうなことでよく耳にするんですけども、こうやっていわゆる道路につきものの側溝のありよう、これは開発指導要綱の中できちっと指導されると思うんですけども、そこにそれだけの開発がされて、そこに至る道路も含めて、やはりそういったところに指導をきちっとしておいてもらわんと、非常に市の方に大きな負担が後々まで来るなというふうに思うんですよ。そこら辺はどのようになっておるんか、具体的にカーブミラーのありよう、側溝、安全さく、その辺ちょっとお答え願いたいと思います。

議長(巴里英一君) 中谷事業部長。

事業部長(中谷 弘君) 開発の事前協議の段階で、当然その管理している 所管に協議を行うわけでございます。開発の窓口は都市計画課なんですけ ども、道路の分については道路課とか、カーブミラーについては民生部関 係とか、そういう関係で協議を行って、その開発の図面の中での技術的な 審査等を行った中で、ここにこういうものをつけなさいとか、そういう条 件をつけた中で当然開発をさしていくというのが実情でございます。

旧のものについては、かなりその辺がきちっとできてなかったということでございますけども、現在はそういう協議をきちっとした中で開発経由をしていくと。それで引き取りのときには、その辺まで現地確認をして引き取りをするという形の手続をとらしていただいておりますので、今後もそういう形で十分開発指導は行っていくという考え方でございます。

議長(巴里英一君) 井原君。

1番(井原正太郎君) 答弁いただいたんですけども、あわせて、今僕もちょっと言い忘れたんですけども、ここが暗いとかいうふうなことも含めて、しっかり指導してくれとるようですけども、新興住宅街で意外と、見てみると溝ぶたがなかったりというようなことが現実に見受けられますので、しっかり指導とチェックをお願いしたいと思います。意見にかえさしてもらいます。

議長(巴里英一君) 島原君。

1 7 番 (島原正嗣君) 二、三点教えてほしいんですが、今の提案理由の説 明 は 、 道 路 法 な り 都 市 計 画 法 に 基 づ い て 認 定 を す る と 、 こ う い う 説 明 が ご ざ い ま し た が 、 道 路 課 長 の 説 明 で は 、 認 定 の 際 の 1 つ の 基 準 に な る 問 題 点 、 それがその土地なり何なりの所有権の移転がスムーズにできるかどうかと いうことをおっしゃっとったんですが、問題は、市道に認定する場合、例 えば開発業者から引き取る場合は、開発してから10年のところもあれば 5年以内のところもあるでしょうし、あるいは15年、20年たってると ころもあると思うんです。その区分けをきちっと選別をしておかないと、 道路の傷みというのは、5年より10年の方が多いと思うんで、引き受け る際は、5年であろうと10年であろうと、きちっと立ち会いをして確認 をするということですけれども、一応きちっと整理した中で市が受け取る ということにしないと、よく聞くんですが、問題はその団地内の道路がも うぼろぼろになってどうもこうもならんと。開発業者も開発したときは誠 意を持ってやるんですけれども、10年、15年たてば、次々そんなこと できるかいというような感じになってくるのではないかなというのは―― これは憶測ですけれども、したがって私は認定の時点ではきちっと、何々 団地の団地内の道路は整理をさしておくという確認が必要じゃないかと思 うんですが、この点についての見解を伺いたいというふうに思います。

それで、道路法とか都市計画法とおっしゃってるんですが、問題は市道認定のこの申請というんですか、これは例えば開発業者から認定をしてほしいと、あるいはそこに住んでる団地の自治会なら自治会長から市道に認定をしてほしいという要請があるのか、あるいは役所として、今説明がありました道路法なり都市計画法に基づいて、この道路は市道に認定をするということにしてるのか、その基準について御答弁をいただきたい。

以上です。

議長(巴里英一君) 池上道路課長。

事業部道路課長(池上安夫君) 島原議員の御質問、2点ほどございまして、まず1点目の認定の際の引き取りのときに、その辺の修繕等長期化しているものについての対応をどうしてるのかという御質問だったと思います。 先ほども御答弁申し上げましたように、我々の方でいわゆる道路法によって道路認定、一連の引き取り手続をするときには、正式な言葉ではございませんけども、引き取り検査というのを道路管理者の方で行っております。 その都度、検査の段階で修理等をせないかん箇所がございましたら、業者の費用で、開発者の費用でもって直していただくという形で対応しておるのが実態でございます。

それから、 2 点目の開発による新たに設置されました公共施設のうちの 道路の市道認定、いわゆる道路法による認定手続までの一連の手続はどう かという御質問だったと思います。

まず、2つに分かれます。まず1点目は、都市計画法による開発許可、いわゆる29条許可に基づいて設置されました新設公共施設であります道路という場合と、それから開発によらない建築基準法の道路位置指定——建築基準法の42条1項5号でございますけども、道路位置指定による道路と、この2つに分かれます。

まず、最初の方の開発による道路の場合は、当然開発許可の前段で、都市計画法第32条の協議によりまして、どういう形で引き継ぐのかという内容が協定されております。ですから、それに基づいて、開発の完了検査が終わりましたら、都市計画法的には引き取るという形になっておりますので、それを受けまして、先ほど御答弁申し上げましたような内容で引き取り検査等も行いまして、開発者から申請されたものにつきまして引き取り手続をするということでございます。その際には、当然底地の整理とい

うんですか、底地に所有権以外の権利がついておるという場合は、これは それを外していただくということは、行政指導として当然出てまいります。 ですから、その辺で若干時間がかかる場合もあるというのも事実でござい ます。登記的には、認定の手続を上げる前に、事業部の方で嘱託登記によ りまして登記をしておくということでございます。

それから、 2 点目のいわゆる道路位置指定によります道路の場合ですけれども、これは法律的に地元の公共団体が引き取らなければならないというふうな法律になっておりませんので、今我々の扱っておりますのは、道路管理者の方で持っております道路の認定基準に合致する物件ですね。そういう施設の場合で、道路指定によって開発した開発者から申し出があった場合は、先ほど申し上げました開発による引き取りの手続に準じまして対応をしておるということでございます。

以上でございます。

議長(巴里英一君) 島原君。

17番(島原正嗣君) 今2点について御答弁いただいたわけでありますが、問題は、特に私お伺いをしたいのは、開発する場合は、開発業者との中で道路認定等についての覚書等があると、交わされていると、こうおっしゃるんですが、じゃ、その場合、例えば10軒の団地、あるいは1,000軒もあるような大きな団地、そういう場合の開発の道路の認定の基準ですね。何年したら例えばA会社の団地内のその会社の道路を市道と認定しますという一定の基準があるのかないのかですね。その団地の大きさによって、戸数によって違うのかどうか。それは全然関係ないと。どういう開発であるうとも、例えば10年たてば市道として覚書の中にちゃんと記載をされてると、こういうことなのか、そこらをひとつ示してほしいなと思います。それから、開発によらない、後者の御答弁に対してでありますが、これ

それから、開発によらない、後者の御答弁に対してでありますか、これはわかりやすくいえばどういうことなのか。道路認定としての基準というものは、泉南市の場合はどの地域に値するのかですね。現実にあるのかないのか、そういう箇所が今まであったのかないのか、そのことも含めて御答弁をいただきたいと思います。

それと、開発許可がおりたまま認定していないものがあるかどうかです ね。そのことも含めて 3 点について御答弁をいただきたい。

以上です。

議長(巴里英一君) 池上道路課長。

事業部道路課長(池上安夫君) 島原議員の再度の御質問にお答えいたします。

3点ございまして、まず1点目が、都市計画法による開発許可制度に基づいて開発された分で、面積とか戸数とかによって認定基準がどうなのかということでございますけども、我々道路管理者で持っております認定基準につきましては、小さい、大きいは関係ございません。わかりやすくいえば、都市計画法とかそれから本市の開発指導要綱によります基準を満たしておれば、認定基準にほぼ整合するという内容になっております。

それから、道路位置指定の問題ですけども、これは地域的な問題じゃなくて、普通建物を建てる場合は、建築基準法上の道路に接続しなければならないという規定がございます。建築基準法の42条でございますけども、その場合に、新しく道路を築造する場合で、大阪府知事がその築造した道路を認めたという場合の規定でございます。実態的には、普通は開発許可に至るまでのそれ以下の小さい開発という場合が多いのが実情でございます。これの対応につきましては、先ほど御答弁さしていただいたような内容でございます。

それから、3点目の開発許可がありまして、竣工が完了されておるにもかかわらず未認定のところがあるのかないのかという御質問だったと思います。

確かに、泉南市内にはいわゆる開発許可制度に基づいて新たに設置されました道路等の中で、本来でしたら、都市計画法からいきますと引き取り手続をしなければならないという施設もございます。現実には、先ほど来申し上げてますように、底地の整理とか、それから長年たっておる部分の引き取り検査に伴う改善・改修要望等に対応できないものとか、この場合、底地の整理できてないものと大体セットもののケースが多いんですけども、何件かございます。それにつきましては、当初の都市計画法の趣旨に基づいて速やかに引き取れるべく、継続して行政指導を行っておるということでございます。

以上でございます。

議長(巴里英一君)島原君。

1 7 番 (島原 正嗣 君) 端的にひとつお答えをいただきたいんですが、今私、

開発指導要綱を持ってませんからちょっとわからないんですけども、私のお聞きをしたいのは、開発してから一定の基準値というんですか、道路認定、市道認定の基準というのは、例えば10年を経過したものということなのか、あるいは15年という制限があるのか、その開発業者とそのときに覚書を交わすと、こういうことですけれども、その中に道路を市道認定としますという1項が多分あるんだと思うんです。

私も余りこういうことは詳しくないんですが、一般的に常識論として、 先ほども申し述べたように、開発から10年なのか20年なのか30年な のか、いや、そういう基準が具体的にはないんだけれども、開発業者から の申請においてそのときにするんだということなのか。随分と我々も団地 を回ってみますと、個人の家庭からは、うちの前の道路を直してくれと言 われても、ある意味ではまだ開発業者の所有権になってるわけですからで きないという先ほどの論議もありましたように、そういう矛盾もあります から、聞きたいのは、何回も言うように、私は開発してから何々団地の開 発の道路は、10年なら10年たってから認定しますよということの1つ の基準があるのかどうか、お示しを願いたいというふうに思います。

議長(巴里英一君) 池上道路課長。

事業部道路課長(池上安夫君) 再度お答えいたします。

認定の段階で開発後の年数によって基準があるのかないのかということでございますけども、基本的には年数は関係ございません。完了公告後速やかに引き取るという立場でございますけども、結果的に、先ほど来申し上げてますように、他の条件整備ができない場合で引き取りに至ってないケースがあって、5年以上たっておるというようなケースが発生しておるということだけのことでありまして、10年たったから認定しますというふうなことではございません。基本的には速やかにやらなければいけないと思っておるんですけれども、その辺の実態的に引き継ぎ管理していく上で整理しなければいけない問題が解決していないケースもあるということの中で、引き続きその点につきましては、行政指導を強く強化してまいりまして、正常な形にするように努力していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長(巴里英一君) 島原君。

17番(島原正嗣君) これでやめますけども、問題は今御答弁がありましたように、例えば今年度中に建設された団地内の開発業者が持っておる土地の中の道路は、開発業者から市道に認定してくれと言えばすぐにでも引き取ると、1点はこういうことでもありますね。

それと、もう1つは、10年たとうと15年たとうと、そんなん関係なしに、その開発業者の意思なり、あるいはその所有権者の意思によって決定をされると、こういうことなんですけども、それなら私は、先ほど申し上げましたように、例えば10年以上たっている開発業者の持っている団地の道路については、再舗装をして、受け取るときにはきちっと、掘れくぼいなっておろうと、溝があろうと何があろうと、それはそれなりに補修するでしょうけども、例えば10年たったらその団地の道路も随分と傷んでるわけですから、老朽化してるわけでありますから、それはきちっと整理をさしておくとかいうことをしないと、もちろん立ち会って確認してると、こういうことですけれども、私は理論的に言って、10年の道路と1年の道路とは随分と違うと思うわけですよね。そういった意味では、やっぱり今課長が御答弁いただいたように、もっと整理をしておくということが必要ではないか。

それから、もう1つは、先ほどの一番最後の3点目に聞いた、開発業者からいまだに、例えば20年、30年たっても、底地の関係なり所有権の問題で道路認定ができないというところについても、これはやっぱり行政指導として、その所有権者が持ってる団地内の道路は、きちっと舗装させるような行政指導をしないと、結局市の方にやってくれというような感じになってくるわけですから、そこらあたりの整理をぜひひとつしておいてほしいと。

以上で終わります。

議長(巴里英一君) ほかに。 ——―――以上で本件に対する質疑を終結いた します。

討論に入ります。討論はありませんか。 — 討論なしと認めます。 これより議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御 異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(巴里英一君) 御異議なしと認めます。よって議案第3号は、原案の とおり可とすることに決しました。

次に、日程第6、議案第4号 泉南市公債費管理基金条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長(馬場定夫君)

〔議案書朗読〕

- 議長(巴里英一君) 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。
- 助役(遠藤裕司君) ただいま上程されました議案第4号、泉南市公債費管理基金条例等の一部を改正する条例の制定について、簡単に御説明を申し上げます。

167ページでございます。まず、提案理由でございますが、財団法人泉南市開発協会の解散に伴いまして、泉南市公債費管理基金条例及び泉南市公共施設整備基金条例並びに泉南市土地開発基金条例の規定中、同協会名を引用する部分について改正する必要がございますので、本条例を提案するものでございます。

主な改正の内容でございますが、169ページにお示しのとおり、各関係条例の規定中、「財団法人泉南市開発協会」を削除するとともに、あわせて語句の一部を改正するものでございます。

以上、簡単ではございますが、条例の改正についての説明とさせていた だきます。御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長(巴里英一君) これより質疑を行います。質疑はありませんか。 —— 一
一
質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。 — 討論なしと認めます。 これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御 異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(巴里英一君) 御異議なしと認めます。よって議案第4号は、原案の とおり可とすることに決しました。

次に、日程第7、議案第5号 泉南市民球場の設置及び管理に関する条

例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長(馬場定夫君)

〔議案書朗読〕

議長(巴里英一君) 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役(遠藤裕司君) ただいま上程されました議案第5号、泉南市民球場の 設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を 申し上げます。

171ページでございます。本条例につきましては、市民の健全なスポーツ及びレクリエーション活動の場を提供し、もって市民の健康の増進と明るく豊かな市民生活の向上を図りますため、泉南市民球場を社会体育施設として位置づけし、教育財産に所管がえすることにより、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第1項の規定に基づき、教育委員会が管理を行うに当たり所要の措置を講じる必要から本条例を制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

改正内容でございますが、改正内容は、市民球場を教育財産に所管がえすることに伴いまして、管理主体が市長から教育委員会に変わりますので、管理に関する基本的事項を市長から教育委員会に改正するものでございます。

議案書173ページをお開きいただきたいと存じます。具体的な改正は、条例の題名を運用に当たって呼びやすいように簡潔に「泉南市民球場条例」に改めますことと、条例中の内容につきましては、第13条の次に第14条として、管理の委託ができる規定を1条設けましたことと、次に第3条の使用の許可、第4条の許可の制限、第5条の使用許可の取り消しと第10条の特別の設備、第11条の入場制限、第12条の使用者に対する指示、第13条の損害賠償等の規定については、管理に関する基本事項を市長から教育委員会に改正するものでございます。ほかは改正に伴って、文言等の表現構成において、句読点等の字句の改正でございます。

以上が主な改正内容でございます。簡単ではございますが、本議案の説明にさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げ

ます。

議長(巴里英一君) これより質疑を行います。質疑はありませんか。 —— ——和 気君。

1 3番(和気 豊君) 教育委員会が所管すると、こういうことになって、名実共に社会体育施設と、こういうふうになったというふうに思うんです。それで私もすっきりしたなと、こういうふうに思うんですが、教育委員会が所管する従前は、この新しく挿入されました第14条、委員会は、球場の管理に関する事務の全部または一部を公共的団体に委託することができると。公共的団体ですね、これはどういうところを想定しておられるのか、お示しをいただきたいなと。そして、この条項を受けた規則みたいなものはないのかどうかですね。この条項の新たな挿入で規則は変えられなかったのか、また規則に挿入する部分がふえてないのかどうかですね。その辺もあわして聞かしてください。

議長(巴里英一君) 山内教育総務部長。

教育総務部長(山内 洋君) まず、第14条の件でございますが、2年前に管理に関する条例を制定された折に議会で御議論されたわけでございまして、りんくうタウンには市民球場以外にもいろんな公共施設がございます。これらの施設の所有者が多岐にわたっておる部分もございますが、一体として公共施設の管理ができないかというような御議論をいただきまして、御提言もいただいたところでございます。

教育委員会以外の公共団体にという文言を入れたわけでございますが、これは現在のところ特定の団体は想定いたしておりません。例えば三セクでいわゆる財団法人なり、また公益性のある株式会社なり、そういうような団体ができた場合には、市民球場も効果的な運営をするために管理委託をすればいいんではないかということでございますので、それに備えて条例の制定をお願いしておるところでございます。

それから、条例の設置に伴います規則の制定でございますが、今までは 泉南市の規則でございましたが、新たに教育委員会の方で教育委員会規則 として制定をする予定でございます。規則の中には、条例で14条は入れ ておるわけでございますが、特定の規則を設けるということはいたさない つもりでございます。

議長(巴里英一君) 和気君。

1 3 番(和気 豊君) 今、教育委員会の施設、例えばテニスコートなんかについては、体協に委託をお願いをして、体協から派遣された個人が実施、管理をやっていると、こういうことじゃないんですか。 ——そうですか、そういうふうに私は記憶しておるんですが、違うならば……。

それと、いわゆる「公共的」というのが、条例ではこういう表現でいいでしょうけれども、もうちょっと規則ではこの「的」というのを一体どういう範囲のものをいうのか、余りにも漠とし過ぎてますので、我々はここで議員として論議をして承認する場合に、果たしてこの「的」というのは一体何なのだと聞かれた場合、市民に対して明確に答えることができませんし、さりとて規則にもそれがうたわれてないわけですから、その規則に照らし合わせてみても、そこには記載されてないわけですから、市民にももうひとつ明確な答弁ができない。

今、民間委託がいろいろな意味で賛否両論がありますから、民間委託等との兼ね合いものでありますから、そのことに非常に意見をお持ちの皆さんもおられますから、やはり質問が出てくるというふうに思うんですよ。その場合に、承認した我々自身が答えられないということになれば、どういう審議をしてきたんやということでおしかりも受けますので、その点少しお教えをいただきたいなと、こういうふうに思うんです。前半の部分はそうでなければ結構です。別にそれをあえて聞こうということではないんで、時間短縮のために前半の部分は結構です、そうでなければ。

議長(巴里英一君) 島原体育振興課長。

教育総務部体育振興課長(島原功明君) 和気先生の御質問にお答えいたします。

公共的な団体といいますと、具体的に言いますと、各市においても既に公園協会等が財団でつくられております。例えば文化協会など、財団組織が設立された段階で――それと本市の場合であればシルバーというような財団がございます。そういうような公的な団体にできれば管理の委託をお願いしたという形で考えておるところでございます。

以上でございます。

議長(巴里英一君) 和気君。

13番(和気 豊君) 私、最初に社会体育施設というふうに位置づけされて、この運営の中身からいうても、利用者の立場からいっても、そのこと

によってすっきりするなというふうに言ったんですが、今公園協会というのがいみじくも出てきたんですが、公園協会ということになりますと、今事業部等でその協会化を目指して一定の努力をされているというふうに思うんですが、検討という答弁もいただいておりますから。そうしますと、教育委員会の所管にかかわる公共的団体ということから範囲が広がるというふうに思うんですね。それと、先ほど社会体育施設になったということ。ちょっと今の答弁で私はまた堂々めぐりしとるんですが、その辺はどういうふうに理解さしてもらったらいいのか、お示しをいただきたいなと思います。

議長(巴里英一君) 島原体育振興課長。

教育総務部体育振興課長(島原功明君) 和気先生の再度の御質問にお答え いたします。

一例として公園協会を例に出したのは、りんくうタウンエリア内については、まず社会体育施設、市民球場、なみはやグラウンド、それとテニスコート、これは公園施設の位置づけになっております。それと管理棟そのものが公園施設となっております。それと2号緑地、将来においてまたあの一帯が公園になるということですので、他市の例なんですけども、他市においてもそういう形でやっておりますので、あのエリアについてはそういう施設がありますので、そこらのことも考えたらいいんじゃないかということで、御答弁申し上げたわけです。

以上でございます。

議長(巴里英一君) 和気君。

1 3番(和気 豊君) それじゃ、一体的な管理で公園施設の中にこれも位置づけて、内容的には一体的な管理をやるということであれば、別に所管を変えなくてもよかったんと違うかというふうに思うんですが、やはり社会体育施設というふうに決めた以上は、その管理についても教育委員会が関係する団体、教育委員会の所管でいろいろ問題があったときに指導監督できるような団体と、こういうふうにしておいたほうがいいんではないかなというふうには思います。あえてこだわりませんが、その辺はひとつこれからの問題ということですから、具体化に当たってはひとつ検討課題ということでお考えおきをいただきたいなと、こういうふうに思います。

以上です。

討論に入ります。討論はありませんか。 — 討論なしと認めます。 これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御 異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(巴里英一君) 御異議なしと認めます。よって議案第5号は、原案の とおり可とすることに決しました。

次に、日程第8、議案第6号 泉南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長(馬場定夫君)

〔議案書朗読〕

- 議長(巴里英一君) 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。
- 助役(遠藤裕司君) ただいま上程されました議案第6号、泉南市国民健康 保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

175ページでございます。地方税法及び地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の軽減基準を規定する条例第9条関係を改正するため、泉南市国民健康保険税条例の一部の改正について、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

177ページをお開き願います。改正の内容でございますが、政令改正により本市国民健康保険税4割軽減の基準額被保険者1人当たり額を「240,000円」から「245,000円」に改正するものでございます。この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御 承認賜りますようお願い申し上げます。

議長(巴里英一君) これより質疑を行います。質疑はありませんか。 ——

——質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。 — 討論なしと認めます。 これより議案第 6 号を採決いたします。 お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御 異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(巴里英一君) 御異議なしと認めます。よって議案第6号は、原案の とおり可とすることに決しました。

次に、日程第9、議案第7号 泉南市農用地整備事業負担金等の徴収に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長(馬場定夫君)

〔議案書朗読〕

- 議長(巴里英一君) 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。
- 助役(遠藤裕司君) ただいま上程されました議案第7号、泉南市農用地整備事業負担金等の徴収に関する条例の制定につきまして簡単に御説明申し上げます。

179ページをお開き願います。本議案は、農用地整備事業に要する費用に充てるための負担金及び特別徴収金の徴収に関して必要な事項を条例で定めるため、提案するものでございます。

条例を制定する必要性でございますが、農用地整備公団が実施します泉州東部区域農用地総合整備事業のうち区画整理事業に係る費用を受益者に応分の負担を求めるために定めるものでございます。

181ページをお開き願います。内容といたしましては、第1条で趣旨、第2条で負担金徴収の納付者を定め、第3条では具体的な負担金の額、第4条でその納期を、第5条では特別徴収金について、次に182ページでございますが、第6条で負担金を納付しない場合の延滞金を、第7条で負担金の精算、第8条で負担金の減免及び徴収猶予を定めるものであります。施行は平成10年7月1日でございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御 審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長(巴里英一君) これより質疑を行います。質疑はありませんか。 —— ——小山君。
- 2番(小山広明君) 今、遠藤助役から説明があったんですが、これのもと

になる農用地整備事業というものの概要をちょっと説明いただきたい。こういうものが、一般には農業政策と言いながら実際に農業の振興、活性化になってないという批判があるわけですし、果たしてこういう事業をしてほんとに農業者がこのことで活性化し、農業も生き生きしていくのかどうか、そういうものでなければならないと思うので、農業と名はついておりますけども、それで何か事業をして、そういう仕事づくりみたいなことになっては、目的、主客転倒してしまいますので、そういう農業者がほんとにどういう状況でこの事業を決定していったのか。我々議会でも余りわからないんで、この区画整理にしても、区画整理と連動する、山間部に農道という形で道路をつけていく問題は、どういう形で決定をして今日に至ったのか。もちろん農業者の強い要望があってのことだと思うんですが、その辺の事業が決定するまでのプロセスなんかを簡単に、我々のわかるようにひとつ御説明をいただきたいと思います。

議長(巴里英一君) 中谷事業部長。

事業部長(中谷 弘君) 小山議員からの御質問でございますけれども、農用地整備事業の概要、それと基幹農道の経緯ということでございますけれども、この事業につきましては、河内長野市から泉南市までの7市1町を対象といたしまして、都市近郊と温暖な地理的条件を生かした多様な複合経営を可能とする農用地の整備を行うとともに、流通条件の改善に資するために農業用道路を一体的に整備することにより、高生産・高収益型農業の振興等を図り、地域農業の活性化を図るものでございます。

具体的な事業の内容でございますけれども、農用地の整備――これは区画整理でございますが――130ヘクタール、客土6ヘクタール、農用地造成が22ヘクタールと農業用道路20キロメーターの整備を行うものでありまして、事業完了は平成17年度の予定であります。

それと、この事業の泉南市区域分でございますけれども、まず農業用道路は、泉南市区域は約5.3キロメーターでございます。車道幅員が7メーターを予定いたしております。農用地の整備は約13.6 ヘクタールの区画整理を予定いたしておりまして、内訳でございますけれども、兎田地区で3.2 ヘクタール、六尾地区で10.4 ヘクタールの圃場整備を行うものであります。なお、兎田地区につきましては、泉佐野市の下村地区全体で約18 ヘクタールと一体で行うことといたしております。

基幹農道の経過ということでございますけれども、これは平成6年の1月に泉州地域における農業及び農村の活性化を図り、泉州地域間の均衡ある発展に寄与するために、農用地総合整備事業の導入及び促進を図ることを目的に、大阪府及び7市1町によりまして泉州東部区域農用地総合整備事業推進協議会を設立し、平成6年度及び平成7年度には農林水産省による地区調査が実施されております。平成7年度及び平成8年度には、農用地整備公団により全体調査設計が行われて、平成9年度にルートの検討調査が実施されたものでございます。以上が道路の経過でございます。

以上でございます。

議長(巴里英一君) 小山君。

2番(小山広明君) そうすると、今の説明でいくと、推進協議会がつくられて始まったというように受け取るんで、このメンバーというのは、どういうメンバーの推進協議会なのか。それから、六尾地域の区画整理ですね。六尾の農業の現状がこの区画整理をして農業として十分活用していけれるのかどうか、その辺の今の六尾の農業の現状を御説明いただきたい。それで、六尾の方の意見とか声というのは、どういう形で反映されとるのか。

それから、流通と言いましたけども、十分今、岩出線道路もありますし、 近道、第二阪和、湾岸道路というふうにあるわけですから、流通的には別 に山の中にあえて無理やり道路をつくってする必要は、私はないと思うん ですね。よく農林水産省とか建設省とか――今は省庁再編したと思うんで すが、要するに縦割りで農業空港なんてということで批判されております けれども、やっぱり道路は1つの道路ですから、そういう総合的な感じで 道路整備をしたらいいと思うんですが、あえて市長の公約であります水、 緑 と い う そ う い う 近 郊 緑 地 保 全 区 域 の 山 間 部 に あ え て 農 道 を 通 す 必 要 性 は 、 私はないと思うんです。そういう点は、当然推進協の中には市の行政も入 ってると思うんですが、その辺ではどういう合理性というのか、どういう 考えでこういう山の中に7メートルの道路を縦断さすのか。六尾から山の 中を通っていかんでも、ちょっと行ったら何ぼでも道路があるわけでしょ う、第二阪和でも。大事な泉南の山をそういう形で農道を通してしまえば、 そこがいろんな開発なり乱開発のもとになるんじゃないかなと思うんです ね。山の中に道をつくるわけですからね。ほかになければ別ですよ。しか も、7メーターというんですから、2車線ぐらいの道路でしょう。道路の

規模からいっても、大変小さな道路ですからね。

そういう点で、市の行政はこの泉南市の山間部を通る農道について、どういう意見を持ってこれに賛同していったのか、その辺もお答えをいただきたいと思います。

六尾で今専業農家というのか、こういうのはどれぐらい割合であるんかね。ほとんどお年寄りで農業ができなくて、農地が十分耕作されてないところも六尾にはあると思うんですが、そういう点でこれだけの受益者負担までして、果たして農業というのは成り立つのかどうか、その辺もちょっと御説明をいただきたいと思います。

大体、受益者負担となると、例えば 1 反当たりどれぐらいの負担を農家 は強いられるのか、その辺もちょっとわかっておれば説明ください。

議長(巴里英一君) 白地農林水産課長。

事業部農林水産課長(白地一夫君) 小山議員の御質問にお答えいたします。 このルートにつきましては、和泉市から泉南市の山間部ということもご ざいまして、トータル的にそういうことで活用していきたいというふうに

考えておりますので、よろしく御理解のほどをお願いいたします。

それと、六尾地区の現状ということで、今ちょっと専業農家数については資料を持っておりませんけれども、この地区につきましては、昔から圃場整備の話が地区内でもございまして、その辺は熱心にやられていたという経緯もございます。今回そういうことで、そういう地元の考え方とこの事業が結びついたということで、圃場整備を決定さしていただいたところでございます。

それから、受益者の負担の割合といいますか、どのくらいになるのかという件でございますけれども、これにつきましては、今超概算でございますけれども、金利とかそういうものを除きますと約40万から50万円程度、その辺になるのではないかと現在では試算しております。

以上でございます。

議長(巴里英一君) 青山事業部参事。

事業部参事(青山 敬君) 私の方から、泉州東部区域農用地総合整備事業 推進協議会の説明をさしていただきます。

まず、設立の目的でございますけれども、これは泉州東部区域の農業及び農村の活性化を図り、泉州地域の均衡ある発展に寄与するため、農用地

整備公団が実施する農用地総合整備事業の推進及びこれに関連する事業の円滑な推進を図ることを目的に設立されました。設立は平成6年1月19日でございます。

主な活動内容でございますけれども、この泉州東部区域農用地総合整備事業の推進を図るための関係機関との連絡調整及び推進を図るための対策及び調査研究等となっております。

組織でございますけれども、まず会長に大阪府副知事、あとは委員といたしまして、堺市長、岸和田市長、泉佐野市長、貝塚市長、泉南市長、河内長野市長、和泉市長、熊取町長となっております。

以上でございます。

議長(巴里英一君) 中谷事業部長。

事業部長(中谷 弘君) この基幹農道の効果、基本的な考え方でございますけれども、受益面積が複数の市にわたっているということでございまして、また設計上も道路構造令に基づいて大規模な農道の事業でございますので、その効果については、そういう圃場整備の区域の農産物等の流通体系の合理化というんですか、そういうことと生産性の向上を主目的とした農道の建設でございます。

それと、本市の場合は、平野部と比べて社会資本整備が立ちおくれている中間山間地域の広域的生活圏の道路としての機能も持ち合わせるということと、泉南市の場合は山間部に市民の里や青少年の森がございますが、その辺への点在するレクリエーション施設等へのアクセス道路としても十分活用も持ち合わせた道路であるというふうに考えておりまして、地域振興にも十分活用できる道路であるというふうに考えております。

以上でございます。

議長(巴里英一君) 小山君。

2番(小山広明君) 今聞いてまいりますと、市長が委員に入ってるという ことですから、市長がこのことにどういう意見をされたのかというのは全 然伝わってこないんですが、いずれにしても結論的にはこれを認めたとい うことだろうと思います。

市民の里とかレクリエーションとか、そういうためにそういう道路が有効に利用できるんではないかと。それはつくればいいでしょうけども、数限りない緑に対して、今地球レベルで大変環境問題が言われてるときに、

やはり市長としては、現在の既存の農地がどんどんつぶれていく現状の中で、やっぱり農業というのは山があっての農業ですから、必要な最小限のものにしておく必要があると思うんですが、もう第二阪和も開通し、湾岸線もあり、流通については十分機能しとるわけですね。市民の里にしてもレクリエーションにしても、やっぱり7メーターの道路を使っていくと。これは基本的には農業用道路ですから、そういうものに使うために、あえて農業の一帯に農道をつくるのは、やっぱりいささか問題だと思います。

そういうことで、今回こういう条例が出ておりますけども、やはり六尾の区画整理のためにこの山の道を結果的にはそれが行われるわけですから、ほんとに農業者がこういう事業によって活性化していくということに絞って、これから農業政策なり農業事業をやらないと、あくまでも主体は土木事業、そして結果的には開発という名で自然が破壊されていくと、そういうことを農業という名のもとにやるということになって、この条例の基本となるそういう農用地整備というのは、農業の面からいってもまやかしであると、私はそのように思います。意見にしときます。

議長(巴里英一君) ほかに。

〔「議長、議事進行」の声あり〕

議長(巴里英一君) 東君。

- 7番(東 重弘君) ただいま小山議員が盛んに御質問されておりますが、 広域農道のことを言われてますが、議題には出てません。そして、この条例は六尾地区、兎田地区の方が土地区画整理法という法律を利用して、その地権者全員が効率を高めたいという決意のもとにこの事業に参加してるんですから、それを効率が上がるのかどうなのか、何のためにするんだというようなことは、非常に権利者の権利を否定するようなことにもなりますし、我々が議論するのは、ここに上程された条例について、ここは不備じゃないか、これではいけないと、そういう議論に終始すべきだと、私はそのように思いますが、議長、どうか議事の取り扱い上、その辺を考慮していただきたい、かように思います。
- 議長(巴里英一君) お答えしますが、もう小山議員の質疑は終わっておりますので、できたら質疑の中で発言いただければいいかというふうに思います。和気議員。
- 13番(和気 豊君) ただいまの意見も尊重しながら質問してまいりたい

と思うんですが、泉南市農用地整備事業負担金、こうこういうことで、冒頭のこの条例の名称が農用地整備事業を行っていくと、そのために必要な条例だと、こういうふうに私は理解をしているわけです。

それで、農用地整備事業というのはどうなっているかといいますと、1つは面的整備事業であり、もう1つは線的整備事業であって、これが一体化して、生産性の高い水田複合経営や畑作経営を早急に確立し、地域の活性化と振興に役立てるものとするということで、一体化のものとしてこの整備事業は位置づけられているわけですね。そういうことで、当然線的整備の問題についてもどうなのかと、こういうことは抜きにできないというふうに思うんです。

それで、私もそういうことで、果たして面的整備、これはまさに圃場整備ですから、いわゆる生産性の高い水田をつくり上げていくと、こういうことになる、これは大方理解できるわけですが、果たして今泉南市を通過しようとする基幹農道、この位置が生産性の高い水田複合経営や畑作経営を早急に確立しと、そういうことにつながっていくのかどうか、この点については明確にお示しをいただきたいなと。この条例がこの事業を進めていく、そのために必要な条例だと、こういうことを前提にして私はまず質問をいたします。

議長(巴里英一君) 白地農林水産課長。

事業部農林水産課長(白地一夫君) 和気議員の御質問にお答えいたします。まず、農用地整備総合事業とはどのような事業かということでございますけれども、これにつきましては、農用地の存在及び整備の状況、その他の農業経営に関する基本的状況等に照らして、農業生産の基盤の整備を早急に図ることが必要かつ効果的と認められる地域内において、農用地及び土地改良施設の整備等の業務を総合的かつ集中的に行うことにより、農業の生産性の向上と農業構造の改善に資することを目的に、圃場整備、客土等の面的整備事業と農業用排水施設、農道の線的整備事業等を一体として、総合的かつ集中的に行う事業ということで位置づけられております。

特に、この条例に御提案さしていただきますのは、そのうちの農用地整備ということで、六尾地区、兎田地区に計画しております区画整理を対象に御提案さしていただいておりますので、よろしくお願いを申し上げます。 議長(巴里英一君) 和気君。 1 3 番(和気 豊君) もう一度確認をしたいんですが、農用地総合整備事業と、この表題には総合という言葉が抜けています。そういうことで、いわゆる総合というふうになった場合に、面的整備と線的整備、これが両方重なって総合と。今回の場合は総合ということが入っていない。すなわち面的整備だけに限られるんだと、こういうふうに理解していいんですか、もう一度確認いたします。

議長(巴里英一君) 白地農林水産課長。

事業部農林水産課長(白地一夫君) 再度の御質問ですけれども、この条例 につきましては、圃場整備に限ってということでございます。六尾地区と 兎田地区に限ってということでございます。

議長(巴里英一君) 和気君。

1 3 番(和気 豊君) ただ、私、気になりますのは、そこへつながっていく道路 —— 鬼田の場合にはもう全く離れたところに位置しておりますけれど、六尾の場合には、まさに山側から六尾に進入してくる道路と一体のものとして、圃場整備の区画地域、これがまさに一体のものとして整備されようとしているわけです。

そういうことがあるので、非常に神経質に再度の確認をいたしているわけですが、これはあくまでも切り離して考えていくし、また手法として線的整備の場合には新たな事業確認をとりながら、予算の上でも――これは当然予算化は議会で認められなければやれないわけですから、そういうことについては、きっちりと担当常任委員会でその辺の論議、あるいは本会議でも必要な提案――予算の提案をされるときには論議できるわけですが、しかしそれまでの経過、予算提案されるまでの経過、この中に慎重な論議が展開されるように資料も提供していただける、こういうふうに理解していいんでしょうか。これはちょっと事業部長にお答えいただけませんか。

議長(巴里英一君) 中谷事業部長。

事業部長(中谷 弘君) この事業につきましては、過去の所管の常任委員会にも経過は御報告をさしていただいておりますし、今後とも進捗の度合いにのっとりまして、その辺の報告なり説明なりは、我々としてはさしていただくつもりでおります。

それと予算の関係でございますけども、今回は農用地整備公団が施行するものでございますから、当然公団が先に立てかえ施行という形になるわ

けでございます。事業完了後、市の負担分については、当然市の予算化を した中で支払っていくという形になりますから、その段階でもきちっとし た説明はさしていただくつもりでおります。

それと、事業の額が決まれば、決まった段階で泉南市の負担がどのぐらいになるということについても、経過については逐次御報告はさしていただく考えでおります。

以上でございます。

〔和気 豊君「結構です」と呼ぶ〕

議長(巴里英一君) ほかにありませんか。 ——以上で本件に対する質 疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。 一計論なしと認めます。 これより議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御 異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(巴里英一君) 御異議なしと認めます。よって議案第7号は、原案の とおり可とすることに決しました。

次に、日程第10、議案第8号 泉南市消防団員等公務災害補償条例の 一部を改正する条例の制定について、及び日程第11、議案第9号 泉南 市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する 条例の制定についての以上2件を一括議題といたします。

ただいまー括上程いたしました議案 2 件につきましては、いずれも議案 書の朗読を省略し、理事者から順次内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役(遠藤裕司君) ただいま一括上程されました議案第8号、泉南市消防 団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例および議案第9号、泉南市 非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条 例の制定について御説明を申し上げます。

183ページをお開き願います。まず、議案第8号につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令及び日本私立学校振興共済事業団の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が平成10年4月9日に公布、施行されたことに伴い、補償基礎額及び介護補償の額、葬祭補償の額が引き上げられ、また私立学校教職員共済組

合法の名称変更により、泉南市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、地方自治法96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案書185ページをお開き願います。改正の内容といたしましては、第5条第2項第2号中の消防作業従事者、救急業務協力者もしくは水防従事者、または応急措置従事者の補償基礎額の最高額「14,300円」を「14,500円」に、最低額「8,900円」を「9,100円」に、同条第3項中の扶養親族でない配偶者がある場合の扶養親族たる子、父母等のうち、1人についての補償基礎額の加算額「217円」を新たに設け、同条第4項中の扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から、満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子の加算額「100円」を「133円」に改正するものでございます。

次に、第9条の2第2項第1号中の常時介護他人介護補償額「105,980円」を「107,100円」に、同項第2号中の家族介護最低補償額「57,550円」を「58,150円」に、同項第3号中の随時介護他人介護補償額「52,990円」を「53,550円」に、同項第4号中の家族介護最低補償額「28,780円」を「29,080円」に引き上げ、改正するものでございます。

また、第18条中の公務等により死亡した場合における葬祭補償の定額部分「295,000円」を「305,000円」に引き上げ、改正するものでございます。

続きまして、附則第5条第2項の表中、「私立学校教職員共済組合法」 を「私立学校教職員共済法」に改正するものでございます。

なお、施行の期日につきましては、公布の日から施行し、平成10年4 月1日以降の損害賠償に適用となっております。

187ページをお開き願います。次に、議案第9号につきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が平成10年4月9日に公布、施行されたことに伴い、非常勤消防団員に対する退職報償金の支給額が改正されたことにより、泉南市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案書189ページをお開き願います。改正の内容といたしましては、

別表で示しておりますが、表の右上段消防団長、消防副団長、分団長、30年以上で1万円引き上げ「900千円」を「910千円」に、「830千円」を「840千円」に、「770千円」を「780千円」に、その他につきましては、一律5,000円引き上げるべく、改正するものでございます。

なお、施行の期日につきましては、公布の日から施行し、平成10年4 月1日以降に退職した非常勤消防団員に適用するものであります。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御 審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長(巴里英一君) これより一括して質疑を行います。質疑はありませんか。 ——質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。討論はありませんか。 — 討論 なしと認めます。

これより本2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本2件につきましては、いずれも原案のとおり可と することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(巴里英一君) 御異議なしと認めます。よって議案第8号及び議案第 9号につきましては、いずれも原案のとおり可とすることに決しました。

1時30分まで休憩いたします。

午後 0 時 5 分 休憩

午後1時32分 再開

議長(巴里英一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第12、議案第10号 訴訟の提起についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長(馬場定夫君)

〔 議 案 書 朗 読 〕

- 議長(巴里英一君) 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。
- 助役(遠藤裕司君) ただいま上程されました議案第10号、訴訟の提起に つきまして、簡単に御説明を申し上げます。191ページをお開き願いま

す。

本議案は、平成9年1月に矢代雅昭ほか3名を原告として、樽井地区財産区を相手取り、その趣旨を樽井地区財産区所有の土地に係る賃借権の確認と、賃借権の及ぶ範囲の境界確定を求めるものとして提起をされました賃借権準共有持ち分権確認の訴えについて反訴の提起を行うため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

反訴の要旨につきましては、本訴において争っておりますところの樽井地区財産区所有の土地に係る原告らの賃借権の存在について、当方の主張どおり賃借権ではないと認められたとしましても、原告らの占有が権限のないままの状態で継続していくに過ぎないため、問題の解決に至らないことから、原告に対し、当該土地上に存在する建物の収去と土地明け渡しの請求を提起するものでございます。

なお、参考資料として、事件の背景及び概要について、 1 9 3 ページから 1 9 5 ページにお示しをいたしております。

以上、簡単でございますが、本議案の説明とさせていただきます。よろ しく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長(巴里英一君) これより質疑を行います。質疑はありませんか。 —— ——林君。
- 2 2 番(林 治君) 大まかにいって 2 点についてお尋ねをしたいと思うんですが、この本訴で――本訴というんですか、住民の側から出された内容と、それから今遠藤助役の方で報告された点、非常に簡潔に言われましたので、ちょっと十分に理解できない点があるんですが、本件土地ということで図面をここに出されておるんですが、その主張の食い違いというんですか、その点はこの図面上の上の物件についてのことだというふうに理解していいんでしょうかね。ちょっとその辺をもう少しわかりやすく説明をお願いしたい。
- 議長(巴里英一君) 大田総務部長。
- 総務部長(大田 宏君) 林議員からの 2 点の質問についてお答えいたします。

まずは、本訴の内容でございますが、訴えられた内容といたしましては、 本件賃借権の目的物の範囲について、防波堤の内側を境界線とする範囲で あると主張いたしております。陸側すべてが賃借権の目的物だということでございますが、我々といたしましては、防波堤の内側に樽井財産区所有の2207番地の7が含まれておるということでございまして、原告が主張する範囲から2207番地の7を除いた範囲が同目的物の範囲であると主張しているものでございます。また、それによりまして本件土地の範囲を確定し、賃貸借契約に基づく賃借権の準共有持ち分を有することの訴えを平成9年1月16日に起こしたものでございます。

食い違いといいますのは、今も申し上げましたように、訴えられた原告の方は、2207番地の物件が防波堤の外にあって、賃借権の範囲が防波堤から内側すべてがそうであるということでございます。しかし、我々といたしましては、2207番地の7がその貸しておる土地と防波堤の間に存在するという食い違いがございます。

以上でございます。

議長(巴里英一君) 林君。

2 2 番(林 治君) そうすると、反訴の内容も含めて、簡単に言えば、 財産区財産として貸しているというものと借りているというものの範囲を 示す境界線が、それに違いがあるということだけなんでしょうか。所有権 の争いはない。物件等についても、ちょっと若干あるように思うんですが、 それはどうなんでしょうか。それはないんですか。先に言うた境界だけの 話ですか。

議長(巴里英一君) 馬野総務課長。

総務部総務課長(馬野史朗君) 先ほども部長が申し上げましたように、土地につきましては、原告側が防潮堤から陸側の分については、すべて当時借地をした賃借権のある土地やという主張を行っております。ただ、財産区側の方といたしましては、防潮堤から向こうの借りている土地の間に、防潮堤と並行して南北に七丁目の2207番地の7の土地が存在するということで主張を行っております。

それから、今回の反訴でございますが、先ほども説明がありましたように、今の本訴では、我々の方は賃借権がないということでやっておりまして、たとえそれが使用貸借であるということであっても、もう既に使用貸借が終了しているという解釈を行っておりますので、すなわちそれに対して速やかに明け渡していただきたいという内容でございます。

議長(巴里英一君) 林君。

2 2番(林 治君) もう1つ、もう一度同じことになるかわかりませんが、そうすると、境界の問題と、それから極端に言えば、境界がどうであるうとも、使用貸借そのものももう終了しているということと2つあるということですか。そうすると、その境界の争いというよりも、使用貸借そのものの争いの方になるんかなと思ったりするんですが、一方で住民側は、何か遺産相続の関係でこれまでいろいろあったというのも聞いてますが、これで遺産相続する権利というのは、何を住民側は求めてきてるんでしょうかね。ちょっとその辺がはっきりしないんですが。

議長(巴里英一君) 馬野総務課長。

総務部総務課長(馬野史朗君) お答え申し上げます。

まず、今回は賃貸借権があるということと、それから土地の境界確定ということで裁判をやってるわけですけども、賃貸借の件につきましては、これは裁判所の方で総合的に判断をすると思うんですけども、この土地の境界につきましては、裁判所の方では、境界はここにしなさいというふうなことは多分判決は出ないと思います。ただ、双方、土地の関係権利者が寄って確定をしなさいというふうになると思います。

もう1点ですけども、そもそもの今回の裁判ですけども、原告側の方の 矢代雅敏さんが亡くなった後、今の法定相続人である4名、矢代雅昭さん ほか3名ですけども、それの遺産相続の関係で法定相続人同士が一部争っ ておったという経緯がありまして、この土地の確定ができないから、賃借 権の割合も決まらないということで、そもそもの始まりがそこにあったと いうことでございます。

議長(巴里英一君) 林君。

2 2 番(林 治君) なかなか裁判上のことですから、どちらからの言い分もあって、ちょっと解釈が難しいところなんですが、私も若いころに、あそこにたしか第二室戸か何かで町が災害住宅を建てたことがあるんです。たしか五、六軒棟続きのトタンぶきの、この間の阪神大震災やないですが、日にちも1年か2年に限ってつくられたものが、今や立派な邸宅ができておるというようなこともあって、ずっと奇異に思ってる、いわゆる財産管理は一体どうなってるんだろうと。そこが今回の訴人との間での争いもあるんではないかなと、こういうふうに解釈をしてるんですが、大体そうい

うことで間違いないんですか。その点ちょっと確認を。

議長(巴里英一君) 馬野総務課長。

総務部総務課長(馬野史朗君) 確かにおっしゃるように、今まで財産区の土地の管理ということにつきましては、明治の時代に原告側の今のおじいさんに当たる方にレンガエ場として貸したという経緯がありまして、それからずうっと以後、戦後間もなくレンガエ場は廃止したわけですけども、その後も引き続いてこの財産区の土地を使用していたということでございまして、その辺の賃借関係とか使用貸借関係がございまして、むげにあそこに建物が建ってるわけですけども、そういうふうな関係があって、非常に指導の方もしにくかったというふうな経緯があると思われます。

議長(巴里英一君) 林君。

2 2 番(林 治君) ここは樽井の財産区財産の中でも昔からほんとに長い間懸案の事項でありますし、いずれ速やかに解決をしておかなければならない問題だとは私も思ってました。

今回のこの解決を図るためには、この問題について財産区管理会の方での協議は、どうなってるんでしょうか。それと、財産区管理会の決定がなければ、これはできないんでしょう。そうでしょう。管理会が権限を持ってるわけでしょう、この処理について。

議長(巴里英一君) 馬野総務課長。

総務部総務課長(馬野史朗君) 御答弁申し上げます。

現在この反訴に至るまで、管理会の方に説明を行いました。計 5 回説明を行っております。この裁判の経過と、今後のこの反訴を行うべきかということにつきまして、管理会の方に 5 回説明を行いまして、最終的に管理者である市長の判断で、一応今回のこの裁判につきましては反訴を行うということで、今回議案として上げさせていただきました。(林 治君「管理会は最終はいつですか」と呼ぶ)最終は、平成 1 0 年 3 月 2 4 日でございます。

議長(巴里英一君) 林君。

2 2 番(林 治君) 樽井財産区管理会の業務の内容とこの管理について の責任を持ってるわけですから、当然管理会の中で管理会がこれをどうす るかということを決定しないとできない問題であるとは思うんです。

私はそこで、こういう反訴で住民との間で裁判闘争をするということに、

管理会としてこれからやっていくと。私は、その点では管理会のあり方が それなりに問題になるんではないかなと。

私、1つ気になっておることは、今管理会の会長を本席におられる南議員がやっておられますが、阪南市の談合事件で南建設株式会社の代表取締役権を持って、さきに昨年刑事事件で判決がもう既に確定してます。そして、民事訴訟も今行われております。そういう中で、私は社会的にいって、こういう公の裁判をやっていく上でその点は心配ないのか、問題ないのか、社会的にいっても。私は非常に危惧してるんです。

そういうことについて、この反訴する内容そのものについては、私はいずれ何らかの形での解決をする必要があると思ってますが、その点でやる側の問題として、特に非常に行政と住民との間のことですから、その一方の側に、しかも代表者ということで入ってるわけですから、非常に危惧をしてるんです。その点、これは管理者向井市長の名前ではやってますが、樽井財産区の管理会のこの規定の中では、管理会の会長が事務の統括を含めて一切をやってるわけですから、そういう点では非常に問題であるんじゃないかなというふうに思ってます。その点どうでしょうか。

議長(巴里英一君) 大田総務部長。

総務部長(大田 宏君) 先ほど申し上げましたとおり、管理会を5回開いて、その間に弁護士事務所の方からも来ていただいて、弁護士の意見等も聞かしていただき、管理会全員の一致というんですか、合意により反訴をしたいということで、市長の方に報告もさしていただいておるところでございます。

ただ、今申し上げましたような管理会の会長がそういうことであるということでございますが、会長が一方的に決めるものでもございません。あくまでも全員の合意という経緯の中でやっておりますので、そのようなことは一切関係ないと我々は考えてるところでございます。

- 議長(巴里英一君) 林君に申し上げます。阪南市の問題とそれとは僕は別個の問題だと思いますので、形をかえて質問願います。林君。
- 2 2 番(林 治君) 議長が審議している内容のそのことについて、あれ これ御意見言われることについては、それは私は不当だと思います。私は 阪南市のことを直接、それで裁判できるとかできないとかという裁判上の ことを言ってるんじゃないんです。社会的に言って、これは阪南市の裁判

の中で裁判長自身が、当時6社で約2億円の平成7年度での談合で得た不当利得というのは市民の税金だと、これは不正利得だと明快に言うてますし、そして既に判決も下ってるんです。そして、その会社の代表権を持っておられるんですね。これは代表権を持ってると、善意の第三者に対しては責任を持つわけです。阪南市の市民の税金であろうと泉南の市民の税金であろうと、やっぱり公のものについてのそういう不正利得を得て、そのままでおるということ自身も問題なんですが、私は特にここでは樽井の財産区の管理会の会長というのは重責で、しかも管理会の会長というのは、この管理会のすべての業務について、これを処理して、管理会を代表して、第9条で10項目にわたる重要な事項についての財産の管理を統括してるわけです。そういう点では、公の非常に行政権を持った大事な役職なんですよ。

それだけに私は、しかも同じ泉南の市民を相手に反訴ということで一応やるわけですから、私はその点は非常に危惧をしている。こういうことで、これは議会で今承認せいということですから、基本的に私どもこれはやむを得ないことだというふうに思ってますからいいんですけれども、それだけにこの点はやっぱりこのまま会長を、また財産管理の委員として、上役自身も含めて、私は問題ではないかなと思ってるんです。

今回こうやって財産処分に関して重要な事項をやられるという点では、これから裁判で争っていきますからね、私はこのままでおられること自身、みずから身の処し方を考えるべきではないかと思いますし、管理者としてもそういう部分を抱えたままでやることについて、私は法律上どうなのかという問題もあるでしょうけども、やっぱり社会的に言って、これは問題だと私は思っています。その点について管理者はどう思ってるか、その点ひとつ。

議長(巴里英一君) 向井市長。

市長(向井通彦君) 管理会委員の選任につきましては、御承知のようにその規定によりまして、当該地区、いわゆる樽井地区に3カ月以上居住し、そして被選挙権を有する者の中からということになっておりまして、議会の御同意を得て選任すると、こういうことになっておりまして、現在に至っております。

したがって、要件そのものは全く欠落しておらないというふうに考えて

おります。管理会で当然いろいろ議論をいただくわけでありますけれども、最終的にはこの訴訟に至る提起者というのは、管理者、私でございます。したがって、樽井財産区を代表する者というのは私になるわけでありまして、個人といいますか、その委員個人の問題ということではなしに、やはりその財産区の管理会委員として選任をさしていただいてるわけでございまして、そのとおり活動をしていただいておりますので、私は何ら問題はないというふうに判断をいたしております。

議長(巴里英一君) 林君。

2 2 番(林 治君) 今市長が議会で承認をもらって云々のそのことについて、百も承知の上の話ですよ。わかってますよ。ただ、私が代表してと市長は言いますけども、実際ここの樽井財産区の管理をどうするか、反訴するかしないか、決定権はこの管理会の中で持ってるわけですよ、実際上。ここで議論して決めないと、管理者だからといってそのことはできないんですよ。この管理会というのは、そういう権限を持ってるんですよ、これは。だから、それだけにそこの会の代表者としておって、今度の反訴も決定したから、市長は管理者としてやれるんですよ。

だから、形の上でこれまでの経過からいった樽井財産区の管理会の一員だとかいう問題について、私はあれこれ言うてるんじゃない。そのことの経過が別に問題やと言うてるのと違うんです。今、こういう訴訟をしていくに当たって、しかも樽井の財産区の財産を管理する者として、私はこういう社会的な問題が起きておって、第三者に取締役の代表の1人として責任を持たなければならないそういう立場にありながら、しかも今民事訴訟もやられてるそのさなかに、新たにこちらでこういう裁判をしていくその樽井の財産区の責任者でおること自身、これは私はいささか問題であると、そういうふうに普通に考えれば思いませんかと。市民から、区民からも声があるんですよ、そのことについては。ただ、市長は経過からいってどうもないというふうに言われていた。余りにもそれは、私は市長としての、管理者としての考え方として、足らないものがあるんではないかなと、こう思います。どうですか。

議長(巴里英一君) 向井市長。

市長(向井通彦君) 法人としての役割の部分と、当然個人という部分があるわけでありますから、私は問題がないというふうに判断をいたしており

ます。

議長(巴里英一君) 林君。

2 2 番(林 治君) 個人の問題と公人としてですか、違うからと言うんですか。そう言われたんですか。個人と公人とやってることが違うからと言うんですか。ちょっと今のお言葉、内容、発言がわかりにくいので。

議長(巴里英一君) 向井市長。

市長(向井通彦君) 先ほど言われたことは、法人としての法人格のある企業としてのいわゆる企業人としての立場と、それから個人の立場とは当然 違いますから、そのことを申し上げたわけであります。

議長(巴里英一君) 林君。

2 2 番(林 治君) わかりました。ちょっと聞き間違いをしたんで……。 法人とそれからいわゆる議員としてのとか管理会の会長としての公人の違 いと言われるんですね。

一般的なときには、それはそれでいいんですよ。違いがあることはそうなんです。今、刑事裁判があって、その会社自身が断罪をされた、その代表者であったと。それから、今民事訴訟もやられてる。しかも、こういう行政とのかかわりを持って行われてる問題ですから。会社同士の利益のことで争ってるとか、こういう問題と違うんですからね、性格上は。

だから、私はそういう点では責任はあると。やっぱりそういう点では、こういう責任ある問題について、しかも財産区の管理という点では、私はそのままでおられること自身も問題ではないかと、私の意見として言っておきます。

議長(巴里英一君) ほかにございませんか。 ―――小山君。

2番(小山広明君) この説明によりますと、この裁判によって訴えておる側が負けると、現在はお借りして住んどるわけですね、ずっとね。これは追い出すみたいな表現があるんですが、勝つとこの人たちの生活というのは、一体どういう状態になるんでしょうか。ずっと借りて今住んどるわけで、今境界確定と使用貸借、お金も払っとるから、要するに貸し借りの関係をきちっと確定してくださいという訴えですね。

これがもし負けるとなると、反訴を起こしておかないと、ずっと住む権 利がその人にあるということになるので、いわゆる出ていってくださいと いうんですか、反訴を提起することにより占有の停止を求める必要がある ためということになっとるんですが、これはこの裁判の結果によっては、 そこに住んどる人たちの生活というのは、一体どうなるんでしょうか。 議長(巴里英一君) 馬野総務課長。

総務部総務課長(馬野史朗君) 今回の反訴につきましては、原告側である 矢代の方に、一応今の本訴では、たとえその賃借権がないということの判 決をいただいても、うちの方からそれに対しての訴えを起こさない限り、 永久にこの使用が続くということでありまして、それに対しての反訴とい うことでございます。

確かにおっしゃるように、あそこには二十数件建物 ――住宅、工場、一部倉庫等があるわけですけども、これはこの方々に対しての反訴じゃないんで、あくまで原告に対しての反訴であるということで、この方々は第三者の方になるわけでして、やっぱりこの方々につきましては、そこで住宅ないし事務所もありますけども、そこで生活、業務等をやってるわけですから、この裁判が結審し次第、速やかに原告側の方には明け渡していただいて、その第三者の方々については、今後どういうふうにやっていくか、使用料をいただくのか、また払い下げになるのか、その辺はまだわかりませんけども、その辺についての話し合いをやっていくべきと。それについては、またその方々に聞き取り調査等をして、意見を聞いて対応していきたいというふうに考えております。

議長(巴里英一君) 小山君。

2番(小山広明君) この背景及び概要の中では、明確に使用貸借をしてきたということが書かれておりますね。そして、昭和45年5月からは3,000円が正当な賃料として、いわゆる借りとる側からむしろ納めたけども、この流れからいうと受け取らないと。これを受け取ってしまうと、使用貸借関係が生じるということを懸念したんでしょうか。一応受け取ってないから、この方たちは供託をしておると。平成6年から年間100,000円に引き上げても、なお賃貸料を取ってないわけですね。

これは財産区の考え方としては、安いから取ってないのか、もう貸してないんだから、とにかく明け渡せという主張をしてるから、この家賃を取ってないんですか。これは明治からだから、ある時期は取っとったんでしょうね、恐らく家賃を。だから、ある時期は賃貸、使用貸借関係が成立をしておって、それは財産区というよりも前身の樽井の自治区、泉南市と同

じような扱いの団体ですね。合併することによって樽井の持っている財産 を残したことよって、こういう財産区が設置されとるわけでしょう。

そういう点では、泉南市の前身と考えてもいいと思うんですが、そうするとある時期までは賃貸という行為が起こっておって、昭和45年から一これは紛争があってからになってるんですね。41年当時の賃料増額に係る紛争に伴いですから、それまではちゃんと地代をもらっておったと。上げてくれというときに紛争があって、だから恐らくそれまでのこの解釈でいえば、3,000円だったんじゃないかなと思うんですが、上げることが納得できないと。

ということは、基本的には財産区とこの人たちとの関係には、貸借関係は正常にあったと、こう理解をするとすれば、これは完全にそういう賃貸関係がないということはちょっと言いにくい問題じゃないでしょうかね、この家賃については、高い安いはあるんでしょうけども。そうすると、その人たちが出て行かないかんというのは、この流れからいうとちょっと無理なんじゃないかなと思うんです。

そうすると、何でこの反訴を起こして――向こうは今までちゃんと賃貸事実があるんだから、それの確認と、境界の確認ですね。この関係からいくとどうなんですか。これは泉南市の反訴の方がむしろきつい、その人たちにもう一切そういう権限がないんですよということを訴える裁判になるんですが、これは弁護士とも相談しとるんでしょうけども、行政としてもこういうことは成り立つわけですか。

議長(巴里英一君) 馬野総務課長。

総務部総務課長(馬野史朗君) 答弁申し上げます。

原告側は一応賃貸借権があるということと、その土地の境界で本訴を起こしたわけですね。我々の方はそれに対しまして、今まで10回ほど公判してきたんですけども、その中では、我々のほうは、財産区の方は賃貸借じゃないと。あくまで安い使用料というんですか、これをいただいてるということもありますけども、これは賃貸借じゃないと。これはあくまで使用貸借という考えでいます。既にその使用貸借も、本来ならばレンガ工場を廃止にした時点で使用貸借が終了するという考えでおります。拡大解釈しても、当初レンガ工場を行いました矢代藤吉さんが亡くなって、その息子さんである矢代雅敏さんが引き継ぎました。それも戦後間もなくその雅

敏さんの方もレンガ工場をやめたということでありまして、それを引き継いだ矢代雅敏さんが昭和 5 7 年だったと思うんですけども、亡くなった時点で既にもう使用貸借も終了しているという考えでおります。

この使用料の件ですけども、これは当然昭和31年9月に6カ町村が合併をして、その時点で樽井村からこの土地は樽井財産区になったというものでございまして、それまでは当然樽井村の方に賃料を払うておったと。それ以後、財産区の方に賃料を払っておったということでございます。昭和37年から40年まで3,000円を受け取っておりました。その後、昭和41年当時、面積がものすごく大きくて3,000円ということは非常に少ないということで、その使用料の値上げを財産区の方から言っていった経緯があります。それが不服ということで、41年から44年までの間、これが未納になっておりまして、45年の5月に41年から44年の未納分も含めまして供託を開始しました。45年の5月から平成5年までずっと供託をしてまして、平成6年から年額100,000円で、これは向こう側の方が考えて決めたことでありまして、平成6年度から年額100,00

議長(巴里英一君) 小山君。

2番(小山広明君) そうすると、初めはちゃんと――使用貸借というのと 賃貸借というのとどう違うかわかりませんが、いわゆる借りてる人がお金 を払って、それは正当なものだということでお金をもらっておったと。 2 0年ぐらいに亡くなっとるわけですから、これから後41年までももらっ とるわけですから、借りとる側はそんな不法に占拠しとるというものでは なかったんじゃないかなと思いますね。

それが向こうも将来不安だから、そういうのをちゃんと権利して貸借関係をきちっとしたいということの訴えでしょうからね。何か反訴の方は、もう一方的に停止するということなんで、何かちょっと感じが違うなと思って読んどるんですが、いずれにしてもこういう経過のあるものですから、私は常識的には賃貸関係はあったんじゃないかなという判断をしとるんですけとね、今これを見ればね。

そういうことで、反訴という問題については、ちょっと疑問が残ります。 向こうから訴えられとる問題について、裁判で向こうが勝てば賃貸関係が きちっと成立するんだろうし、負けたにしても――負けるか勝つかわかり ませんが......

- 議長(巴里英一君) 小山君に申し上げます。それは本訴して、公判して、 その中で決定することですから、個々の判断はどうだということはちょっ と慎んでいただきたい。
- 2番(小山広明君) そういうことで、これは反訴をすることがどうかということが議会に諮られとるわけですから、私はこの反訴の要求内容というか、こちらからの言い分が、ちょっとこの流れから見れば問題があるんではないかなというように説明を聞いては感じました。それだけです。

議長(巴里英一君) 和気君。

1 3番(和気 豊君) 私の理解は今の質問者と全く違う立場なんですが、事件背景及び概要をずっと読ましていただきますと、つまるところ、財産区の手の打ち方が非常に今日までおくれてきた。適切に手を打つべきときに打ってなかった。例えば、レンガエ場が廃止されているわけですから、その時点でその土地を使っての営業権、いわゆる賃借権ですね。具体に言えば営業権というのは来なくなるのが本来ですね。そのときにちゃんと賃借権のいわゆる排除といいますか、そういうことを願い出、あるいはそれが通らない場合には裁判に訴えると、そういうことが当然のことだろうというふうに思うんです。

そういうことがやられてないということが1つの落ち度であったんではないかというふうに思いますし、さらにレンガ工場の廃止以後、本件地上に二十数戸の建物が存在すると。いわゆる当事者本人がみずから住む家を一百歩譲ってですよ、建てるということが仮にできたとしても、賃貸借権のないところに家を建ててるわけですから、それが本人にかかわりのない第三者が建ててるとしたら、身内であれば賃貸借権というのは法的に継承されますけれど、相続権のある人間が継承されますけれども、全く関係のない人間が家を建てると、こんなことを許しておったこと自体が非常に問題であるというふうに思うんです。

遅きに失してる感はありますけれど、こういう経過が事実であれば、やはりこの際速やかにこの反訴によって正当な決定を得ると、これが当然の行為だろうと、こういうふうに思うんですよ。その辺ちょっと見解をお聞かせいただきたいと。私は遅きに失してると、こういうふうに意見を言ってるんです。

それと、もう1つは、ここには市の土地はありませんか。全部財産区の 土地ですか。それだけちょっとお聞かせいただきたい。

議長(巴里英一君) 馬野総務課長。

総務部総務課長(馬野史朗君) 御答弁申し上げます。

おっしゃるように、その当時の維持管理面のそういうようなことがあったと思います。ですけども、その当時の担当者が矢代さん側の方と鋭意和解に向けて話し合いをしたという経緯もございます。相当苦労したという経緯がございます。しかし、そういうふうな話し合いが不調に終わって、今現在に至ってるわけです。

確かに、建物につきましては二十数戸の建物があるわけですけども、その当時からそういう賃貸借の件がありまして、非常にその辺の指導はしにくかったというふうな経緯もあると思います。今の本訴では、ただ確認をするということだけですので、今回反訴に踏み切って提起をして、我々は勝訴するという確信を持っておりますので、今後これらの整理をやっていきたいというふうに考えております。

土地につきましては、すべて樽井財産区の土地でございます。 以上です。

〔和気 豊君「結構です」と呼ぶ〕

討論に入ります。討論はありませんか。 — 討論なしと認めます。 これより議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御 異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(巴里英一君) 御異議なしと認めます。よって議案第10号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第13、議案第11号 平成10年度大阪府泉南市一般会計 補正予算(第2号)を議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長(馬場定夫君)

〔議案書朗読〕

- 議長(巴里英一君) 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。
- 助役(遠藤裕司君) ただいま上程されました議案第11号、平成10年度 大阪府泉南市一般会計補正予算(第2号)について御説明を申し上げます。

平成10年3月議会に上程をさせていただきました当初予算では、5月に市長の改選が予定されておりましたため、骨格予算の編成といたしておりましたが、今回の補正予算では、非常に厳しい財政状況の中で、経費の節減及び事業の選択等について精査を行うとともに、市民サービスの向上を念頭に、市民が必要とする施策に財源を重点的に配分し、編成をさしていただいたものでございます。

議案書の197ページをお開き願います。歳入歳出の総額にそれぞれ1 1億9,405万4,000円追加いたしまして、歳入歳出の総額をそれぞれ 187億2,337万円とするものでございます。

それでは、内容につきまして簡単に御説明を申し上げます。

まず、212ページをお開き願います。企画広報費の委託料のうち、総合計画策定に係る基礎調査委託料550万円でございますが、これは平成12年度策定を目指すべく、本市の新総合計画の策定作業を進めるために行う市民意識調査及び基礎調査に関連する経費でございます。

次に215ページをお開き願います。上段の老人福祉費の委託料のうち、調査委託料580万円でございますが、これは平成12年度より介護保険制度が実施されることに当たり、当事業計画策定に伴う実態調査及び素案の作成などに要する経費でございます。

次に、216ページをお開き願います。清掃総務費の委託料1,730万円でございますが、平成9年度に策定をいたしました墓地公園、火葬場の仮称泉南聖苑基本計画に続きまして、第1期事業として整備を予定いたしております斎場施設の基本設計業務委託料と斎場建設に伴います環境影響評価を実施するための経費でございます。

次に、219ページ上段のため池改修事業費の負担金補助及び交付金の地域ぐるみため池再編総合整備事業負担金3,600万2,000円でございますが、府営事業で改修整備を行います君が池、双子池等の経費でございます。

次に220ページをお開き願います。(仮)農業公園整備事業費の委託

料 1 億 2 0 0 万円でございますが、これは農業公園の造成工事等を財団法人大阪府農とみどり環境の整備公社に委託して行うための経費でございます。

次に、223ページをお開き願います。新家駅宮線改良事業費の工事請負費3,800万円及び公有財産購入費6,800万円並びに補償補填及び賠償金2,000万円でございますが、新家駅周辺道路の混雑解消を図るため、既存道路狭隘部の拡幅改良を行うための経費でございます。

次に、225ページをお開き願います。都市計画総務費の負担金補助及び交付金の震災対策推進事業費補助金112万5,000円でございますが、これは府と市町村が連携して民間建築物の耐震診断、改修の促進を行うべく、民間建物の耐震診断に係る費用について助成するための補助金でございます。

次に、225ページ下段から226ページ上段にかけましての和泉砂川駅前地区再開発等調査費の委託料900万円でございますが、事業推進に当たり公共施設について配置、規模等の検討及び都市計画決定に向けた諸条件の整理、検討を行うための経費でございます。

次に、227ページをお開き願います。上段の砂川樫井線新設事業費の公有財産購入費8,500万円及び補償補填及び賠償金200万円でございますが、現在事業中の泉南一丘団地とJR阪和線和泉砂川駅とを結ぶ区間の道路整備に要する経費でございます。

次に、228ページをお開き願います。地区計画区域内整備事業費の委託料330万円及び工事請負費580万円でございますが、これは新家南地区地区計画区域内の地区施設道路の整備に伴う用地整理実施計画及び警備を行うための経費でございます。

次に、229ページをお開き願います。上段の住宅改修事業費の工事請負費1,432万円でございますが、市営前畑住宅団地に係る駐車場整備工事及び年次的に実施をいたしております前畑団地のガス配管改修工事などに要する経費でございます。

次に、230ページをお開き願います。指導費の心の教室相談員賃金108万円でございますが、最近中学生による問題行動が多発し、社会問題となっておりますが、その要因の1つと考えられる生徒たちの悩み、不安、ストレス等を和らげ、心のゆとりを持てる環境づくりが必要であるとの観

点から、市内 3 中学校に相談員を配置し、その効果等について調査研究を 行うための経費でございます。

次に、230ページ下段から231ページに上段にかけましての学校施設整備費の委託料1,670万円でございますが、平成11年度に予定をしております信達小学校体育館改築事業及び東小学校屋上防水工事の実施に当たり、実施設計事業を今年度実施するものでございます。

引き続きましてその下の公有財産購入費5,800万円でございますが、泉南市土地開発公社が保有する東小学校プール用地を買い戻すものでございます。なお、当用地の購入財源につきましては、財団法人泉南市開発協会の解散に伴う残余財産として一般会計に歳入されております寄附金を充てて買い戻すものでございます。

御手数でございますが、203ページにお戻り願います。第2表で債務負担の追加補正をお願いいたしております。また、第3表の地方債の追加につきましては204ページに、変更につきましては205ページの地方債補正に、歳入につきましては207ページから211ページにかけて記載のとおりでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よ るしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長(巴里英一君) これより質疑を行います。質疑はありませんか。 —— 島原君。
- 17番(島原正嗣君) 簡単に二、三点お伺いをいたしたいと思います。

質問の順序が逆になると思いますが、私は203ページの今助役さんの方からの提案理由の説明の中で、債務負担行為の取り扱いの問題であります。

この法律は、地方自治法の210条の総計予算主義という観点から規定されてるわけでありますが、問題はきのうあるいはきょうも午前中議論がありましたように継続費とかあるいは繰越明許費とか、そういうふうな財政上の構造の中でのこの債務負担行為というのは、一番重要な問題ではないか。地方公共団体が将来借金として、債務として受けておかなきゃならん問題でありますが、将来的にこの債務負担行為のあり方というものについて、どのような認識をしてるのか、具体的な御答弁をいただきたい。これが1点であります。

あと、事項別明細の中でございますが、1つは220ページの農業公園でございます。220ページの農業公園の問題でありますが、補正予算については、私は意見はないわけでありますが、問題はこの農業公園の将来的な推移なり展望というものについて、いろいろ聞きますと、なかなか思ったとおり、計画どおりに運用されるかどうかというのが疑問視されてるようでありますが、市の認識としては、この農業公園のあり方、真にその目的に向かって活用ができるのかどうか、危惧する問題もございます。そういった視点から、具体的な御答弁をいただきたい。これが2点目であります。

3点目は、砂川駅前の事業計画の変更に伴う設計費が上がっておるわけでありますが、私はここに書類をたくさん置いてありますが、私も議員をやらしていただいてかなり古いわけでございまして、資料もまだあとにもたくさんあるわけであります。いろいろな業務設計委託料というような感じで設計費が上がってきてるわけでありますが、具体的に、特に砂川駅前の整備の変更についてお伺いいたしたいと思いますが、どういうことで一体これになるのか。当初の計画より随分と違った方向で展開されてるというふうに思います。

内容について、バブル崩壊によるいろいろ財政上の問題、こういうこと もあるようですけれども、泉佐野のコスモポリス構想のようなことになる のではないかというような心配もするわけであります。まずもって、この 変更の具体的な理由についてお聞かせをいただきたい。

それから、本来駅前開発も――御存じのように泉南市には4つの駅があるわけです。ある駅には重点的に予算をつけて開発行為を行うわけでありますが、ある駅においては、例えば岡田浦の駅においては、一切当初計画はあっても動いていない。これは一体どこに原因があるのか。同じ6万市民の中で、早いところと遅いところは若干あると思いますけれども、やっぱり公平な駅前開発というものを考えていただかないと困る、非常に。都市計画税を納めてる以上は、公平な立場に立って、その地域の状況を見てみながら、計画を組んでほしいなと思いますが、その点についての御答弁をいただきたい。これが1点です。

もう1点は、教育関係の問題でありますが、子供の心の教育の問題で、 先般の文消委員会でも私は若干意見を申し上げましたが、今度から特別に 一一予算は230ページの指導費の関係でございます。126万円ですから、これを3人で割りますと42万円、こういうことになるわけです。

問題は、今日のようないろんな教育面での荒廃を果たして――やらんよりやる方がましですけれども、ほんとに現状の教育現場の荒れた、荒廃された状況をどのように教育委員会としては認識してるのか。あるいは、心の教育という3人の学校配置の指導者の選考基準というものは、一体具体的にどうするのか。ただ、大学の講師とか、あるいは教育者としての経験者を選ぶとか、そういうことではなくて、やっぱりいろんな社会で御苦労なさって、具体的な社会の実態体験というものを得た、現場での実態を子供たちとともに語り合える学校、あるいは子供たちが喜んで話を聞いてみたい、学んでみたい、そういう心の教育というものがあってしかるべきだと思うんですね。今提案されておる3人の指導員の先ほど申し上げましたような選考基準についても御答弁をいただきたい。

以上です。

議長(巴里英一君) 理事者の答弁を求めます。大田総務部長。

総務部長(大田 宏君) 私の方から債務負担行為補正について御答弁を申し上げます。

債務負担行為補正といいますのは、地方公共団体が債務を負担する行為につき、その行為の内容として定めておくものでございまして、債務負担行為が予算の内容とされたものは、この行為が将来の支出を伴うものであるということでございます。

したがいまして、ここに定めますと将来の支出を約束をするということでございまして、非常に財政の厳しい中でこのような形をとっておるわけでございますが、財政状況から考え合わせていきますと、やはりこういうこともできる限り――やはりこういう形でやらざるを得ないわけでございますが、十分精査した上で計上していかなければならないと、このように考えておりますので、その点よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

事業部参事(青山 敬君) 私の方から、農業公園整備事業の推進状況と今後の事業予定等について御答弁申し上げます。

議長(巴里英一君) 青山事業部参事。

まず、進捗状況でございますけれども、平成6年度から事業を起こしておりまして、平成9年度末での事業費ベースの進捗率は、工事費が約18

%、用地買収につきましてはおおむね完了いたしまして、平成10年度予 定では全体で約56%となる予定でございます。

続きまして、今後の事業計画、展開でございますけれども、本事業は都市型農業の振興と市民へのレクリエーションの場を提供する目的で事業を実施しておりますが、それ以外にも間接的ではございますが、計画予定の体験農園等での農園芸作業等を通じて、市民の健康や自然環境等への関心に対するニーズにもこたえられる事業であると考えておりますので、今後も市の財政等を十分考慮に入れ、また大阪府及び財団法人大阪府農とみどり環境の整備公社と十分連携をとりながら、平成15年度一部オープンをめどに鋭意努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長(巴里英一君) 曽木事業部参事。

事業部参事(曽木輝二君) 島原議員の質問に対して御説明さしていただき ます。

まず、議員からの質問の内容の中で、委託料の内容とそれから具体的理由ということがございましたですけども、設計変更をしてまいっておりますけども、駅前での交通混雑の緩和、これは地元の方から強く要望されております。また、砂川樫井線が平成13年から14年にかけまして、砂川の駅前まで整備されてくることになってございます。その砂川樫井線の事業効果を上げるためにも、それに接続する砂川駅周辺における道路整備等は、これは急務であると思っているところでございます。

今、市の財政は厳しい状況にありまして、全体の3.3 ヘクタールを整備することは、なかなか難しい状況でございます。準備組合の方でも、事業化に向けて段階的に整備するという方向になってまいりまして、その中で再開発事業を前提にしてきてるわけでございますけれども、再開発事業として成立するには、保留床という床が出てきますけども、それを処分して事業の採算を成り立たせるというようなことになってございます。

現在、市の財政が厳しい中で、最低限の事業規模を検討してまいりまして、昨年度ケーススタディ(その 5)というのが準備組合の方で承認されてまいりました。それに基づきまして、過去いろいろと委託費を使ってきておりますけども、今年度につきましては、具体的に今ケーススタディ(その 5)というのを事業化していくのに向けまして、再開発事業施行区

域の事業規模を先日の準備組合の総会の中でも、権利者の方の意向調査を行った中で見直し等も若干考えざるを得ないというようなことになってございます。

そこで、意向調査を受けた上での事業区域の再決定、それから施設建物等の検討、資金計画等の検討、事業採算等の検討につきまして、今年度特に事業化に向けて委託をやっていきたいと。

それと、都市計画決定におきまして、一応大阪府の方と具体的に協議してまいるわけなんですけども、そこらにおきます道路の形状等につきましても、調整するために必要な図面等が出てまいりますので、そこらを今年度十分に委託料をつけていただきました際には、整理して府の方とも協議を図っていきたいと考えております。

私の方からは以上でございます。

議長(巴里英一君) 中谷事業部長。

事業部長(中谷 弘君) 島原議員さんの御質問のうち、動いてない駅前開 発もあるではないかという御指摘でございます。

さきの一般質問でも、 4 駅の進捗状況について、御答弁をさしていただいておりますけれども、特に御指摘のあった岡田浦駅前につきましては、我々としては当然岡田浦のまちに入ってくる道も非常に狭いという中で、駅前が非常に混雑をいたしております。そのような中で、当然駅前について、駅前広場等の設置は必要だというふうに認識をいたしております。

ただ、現段階では、地元の役員さん方とまちづくり勉強会等の中で、いるんな知恵を出し合っていこうではないかという形で話し合いをしておりますので、今後その辺について積極的に協議を重ねていって、よりいいものにつくっていくための努力をしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

議長(巴里英一君) 石野教育指導部参与。

教育指導部参与兼指導課長(石野喜彦君) 島原議員御質問の心の教室相談 員の選考基準等について、お答え申し上げます。

心の教室相談員は、5月に入って閣議決定され、文部省から委託される 事業でありますけれども、この心の教室相談員、これについては、スクー ルカウンセラー、ケースワーカー、すこやか教育担当加配教員、こういっ たいじめ・不登校対策の一環として実施される事業でございます。 今回、一丘中学校には文部省のスクールカウンセラーが配置されておりますから、それ以外の3校に9月1日から配置されるものでございます。週に2回程度、1日8時間、子供の話し相手並びに悩みの相談ということでついていただくわけですけれども、この相談員の選考基準につきましては、特に資格要件というのは決められておりません。この目的に合うように子供の悩みを聞き出せる、また話し相手になる者、こういったことで、例えば教職経験者、青少年団体指導者、そして学生も可というふうになってございます。何分週に2日、非常勤ということでもありますし、そして1日8,000円というふうなこういった予算内で適任者を探していかなくてはならないわけですけれども、とにかく地域の人材の中から意欲のある人材ということで、今作業を進めております。よろしくお願いいたします。以上でございます。

議長(巴里英一君) 島原君。

17番(島原正嗣君) 財政上の債務負担行為の問題については、意見を申し述べておきたいと思います。

これはどこの自治体でもそういう手法で財政を賄ってると思うんですが、いずれにしてもその世帯で賄えるような事業計画なり、あるいは財政計画というものがあるわけでして、余り事業そのものを債務負担行為によって広げるということはいかがなもんだろうかと、このように思います。やっぱり国にもきちっと物を言うべきときには言って、こういうようなものを余り利用するようなことではなしに、自主財源の確保に向かって努力をしてほしいなというような思いを持っております。

それは、やっぱり何と言っても関西空港 2 期工事に向かって、この 4 年間が ――市長はこの前選挙が終わって、私らはあと 2 年ほどですけども、問題はこの全体構想の第 2 期工事の泉南市の重要なことを実行できるような施策を財政も含めて展開してほしいなと。これは意見にかえておきます。

それと、もう1つ、砂川駅前の開発については、私はどうしてもちょっとわかりにくいんですが、これだけ膨大な調査費を過去に入れて、財政上の理由だけだということだと思うんですが、問題は、決めたことをきちっと守っていくと。市民にも、あるいは大阪府の都市計画審議会にも、例えば砂川駅前とか新家駅前はこうしますという審議会も恐らく答申をしてると思うんですが、それが何十年もたったとかいうなら別ですけれども、ま

だ計画をしてそないに時間もたっていないのに、半分程度の例えば砂川駅前の事業は縮小するんだというふうなことは、いかがなものだろうかなというような感じがするわけです。

結局、肝心なことが議論をされず、ある意味では失礼な言い方かもわかりませんが、場当たり的な財政計画を組んだところにこの問題があるのではないかと。問題は、その責任の所在をしまいに議会の方も追及されるのではないかと。もっともっと確実な、的確な将来展望を持って、駅前再開発をするならするというふうに計画を立てないと、なかなか市民は納得しない、私はそう思うんです。

したがって、この問題についてはもう一度、私は駅前の特別委員会に入ってませんのでよくわかりませんが、じゃ具体的にどうするのかということ、今度変更したらそのとおりに間違いなく実行できるのかどうか、そのことを含めて御答弁をほしいなというふうに思います。

それと、組合の関係でございますが、ここに準備組合という表現をしておるわけでありますが、これも当初計画した準備組合の構成メンバーなのか、あるいは計画変更した時点で新しく準備組合員というものを構成したのか。当初は間組さんですか、大手のゼネコンが入って、400億程度の開発事業だという説明も聞いた記憶がございます。そういった意味で、今後はどこがメーンになるのか、きちっとしたデータに基づいた資料を集約をして説明をしてほしいなというふうにも思うんですが、とにかくきょう全部説明せえと言ったって無理でしょうけれども、具体的な展望について、準備組合の問題についても御答弁をいただきたいと思います。

岡田の漁業組合長とか樽井の漁業組合長さんとか、あるいは市長でもよろしいわ。市会議員やったら、私もおりますけれども、たくさんおりますから、私一人講師というわけにはいかんでしょうから、それは教育長が1日例えばどっかの学校の生徒と1時間話をするとか、教育をするとか、そういうことが僕は真の――憲法に書いてることがどうだとか、あるいは地方自治法に書いてることがどうだとかいう以前の人間として、大人として、子供として、どう生きていくんだと、学校をどう考えてるんだと、そういうことが私は一番大事ではないか。今問われてるのは、今おっしゃるように心の問題でしょう。

この前の文教委員会では、大学生を考えてるという話もありましたけれども、大学生で私は悪いとは言いません。言いませんけれども、多岐にわたる教育というものをきちっとしてあげて、ほんとに心と心、大人と子供が、あるいは学校と子供が、信頼関係にもとるようなことではなくて、信頼関係が成り立つような心の教育というものがあって、私は初めてその制度が生かせるんだというふうに思いますが、教育委員会は優秀な、故夏目漱石以来、頭脳明快の方々ばかりでございますから、その点を御答弁いただきたい。

以上です。

議長(巴里英一君) 上林助役。

助役(上林郁夫君) 再度の和泉砂川の再開発についての質問に御答弁さしていただきます。

議員おっしゃるとおり、当初この計画は区域面積が3.3で出発をしたことは事実でございます。しかし、これは組合施行ということもありますので、やはり一番大事に考えんといかんのは、まず失敗は許されないという、まずこの慎重論を優先に考えて今まで進めてまいりました。

そういうことで、一定参事の方から答弁があったんですけども、財政面のこともあるんですけども、一番大きくは事業環境が当初計画の時点と大きく変わってきたということもありまして、やはり事業化条件を改善する必要があるということで、まず3・3 ヘクタールの全体計画面積から東街区 具体的にはもう閉鎖してるんですけども、旧ライフ側をまず開発するという形で計画をいたしまして、その計画面積が約1・8 ヘクタールということで検討を加えたところでございますが、なおやっぱり事業環境が厳し

い中、やはり保留床及び住宅等が売れる見込みがなくてはいけないということもありまして、まだそれ以上に事業化条件を改善する必要があるということで、現在の開発面積約1.3ヘクタールが一番今の事業環境に似合う、事業条件に合っておるんじゃないかということで、この前からの議会へお示ししたのが我々が言うておりますケーススタディ5ということで、これからの事業化を図ってまいりたいと、かように思っておるところでございます。当初の計画より大きく縮小、縮減を行っておるところは事実でございます。

そして、もう1点、準備組合の理事会の件でございますけども、おっしゃるとおり、当初この計画をして準備組合を設立をしたメンバーで、今現在も継続しているところでございます。しかし、議員おっしゃるとおり、一応事業計画は大きく変更をしております。この準備組合の組合員の見直し、そして役員の見直しも、やはリー定1年後あたりにはする必要があるんじゃないかと、そういうことで変更の予定を持っておるのも事実でございます。

砂川駅前につきましては、以上でございます。

議長(巴里英一君) 曽木事業部参事。

事業部参事(曽木輝二君) 議員の方からもう1点だけ質問があったと思いますので、説明さしていただきます。

事業協力者についてでございますけども、3.3 ヘクタールの時点から今までずっとハザマできております。

以上でございます。

議長(巴里英一君) 西坂教育指導部長。

教育指導部長(西坂恭明君) 先日の文教消防委員会でも御指摘をいただきました。議員御指摘のとおりだと思います。つきましては、いかに子供たちの信頼を取り戻していくかということが大きな問題になってこようかと 思います。

先日、テレビでたまたま見たんですけども、最終的には子供と大人の信頼関係だと思うんですが、我々は子供と教師の信頼関係を修復せないけないということと思ってます。テレビを見てますと、子供が悩みを相談するのは教師が4番目であったとか、あるいは子供が私たちのことをよくわかってくれてる、理解してくれてるというように思う、それも教師が4番目

であったというようなデータがテレビで映っておりました。細かく勉強し たいと思ってるんですけども、まだ手に入っておりません。

そういうことから申しましても、先ほど御指摘のとおり、2002年から学校週5日制が始まり、それについては、教育課程審議会の方では、教育内容を30%ぐらい割愛をしていくという方向でやってるようですけれども、果たしてどういうものが出てくるか、今のところはわかりませんけれども、そういう中身よりも、先ほど御指摘のとおり、やはり心と心をつないでいく心の教育と申しますか、そういうものを根本に考えなければいけないと思っております。

今回の事業につきましても、文部省がやれということで持ってきた話でございまして、大阪府下で404の中学校が1校42万円いただいて事業していくということでございます。そうじゃなくて、やはり主体的に市の方で考えていかなければならないというように考えております。

よろしくお願いいたします。

議長(巴里英一君) 島原君。

1 7 番(島原正嗣君) まだたくさん質問者がいらっしゃると思いますので、会議規則の範囲内——1 個ぐらい漏れるかもわかりませんけれども、御勘 弁願いたいと思いますが、できるだけ簡潔に再質問さしていただきます。

1つは砂川再開発事業の変更の問題ですが、今の助役さんの御答弁ですと、新しい組合員の構成も選考すると、こういうことですが、当初計画である砂川の駅前というのがあって、そこが全体的に開発されると。そこに対するいろんな協力を地域に求めてると。あるいは、今言ったゼネコンの間組ですか、それ等にも御依頼をしているということでございますが、問題は、こういう変更によって、ある意味では利害が伴うわけでありますから、従来と一切変更がない地域でございますと、そんなに不平不満というものもないでしょうけれども、かえってありがた迷惑というところも1つはあるでしょうし、かえって逆に、これはこういう変更があるんだから、おれとこはどっかに移転せないかんというふうな、そういう思惑もあった方もおると思うんですよね。

ですから、私は先ほど申し上げましたように、安易な事業計画を――安 易とは言いませんが、軽率なことをしますと、かえって市民に御迷惑がか かるということもありますので、少なくとも行政や自治体が1つの目標値 を立てたら、それをきちっと守っていくということをしない限り、やっぱ り僕は問題だと思うんですよね。

ですから、そこらあたりの利害関係についても調整をうまくやらないと、 かえってやったことが逆に不平不満だらけになってしまうということにも なりはしないですか。私はそういう感じがしてならないわけです。

しかも、過去に入れた、投資をした調査費等についても、わかっておれば、この本題でも幾らかかったのかちょっとわかりませんが、膨大な調査費等を入れて、今の市長に限ったことではありませんが、前々の市長さんから委託をされて設計をしたというふうな経過もございますけれども、調査費にしても膨大なお金を投資してると、私はそう思うんですが、そういう貴重な税金を入れて投資したことが生きてこないということでは、これはやっぱり信頼にもとる事業ではないかというふうに思います。

このことについて、もう一度御答弁をいただきたいと思いますが、特に組合の構成のあり方を組みかえるということでありますが、どのように組みかえて今後運営していくのか、具体的にわかっておればお示しをいただきたい。

それから、このあと残った3つの駅をいったいどないするのかと。この予算とは直接関係ありませんけれども、樽井、それから新家駅前、一番おくれてるのが、私もおくれてますから、岡田の駅――樫井側にもいますから、岡田と言えるかどうかは別ですけれども、いずれにしても、岡田の駅というのは、いまだかつて積極的にこうしてやるから地元で考えてくれというふうな話を聞いたことがないわけです。あそこも、一方通行でどだい下から上には上がれませんから、そういう意味ではもっともっと平等に、ある程度一定のスタートラインに立てるようなそれぞれの各駅の開発というものを考えてほしいなというように思いますが、いやいや岡田浦は人口も少ないし、まあまあ田舎のまちやから、あと二、三十年は辛抱してくれということなのか、いやいやあしたからまた予算をちょっと検討しますわ、こういうことなのか、それも含めて駅前対策についての御答弁をいただきたい。

それと学校教育の今言う心の教育の問題でございますが、今後どういう 選考をするのか、私たちも見守りたいと思いますけれども、問題は何回も 申し上げますように、日本の将来なり泉南市の将来を背負う子供たちです から、そら多少荒れることもあるでしょう。愛し合っても夫婦げんかというのはあり得るわけですから、それはもう仕方のないことですね、一時的な現象ですから。ただ、後のきちっとした、愛情を持ってそういう荒れた子供たちにもどういう教育をしていくか。教育というと難しいんですけれども、どういう育て方をしていくかということが問題じゃないですか。

ですから、ある意味では教育委員会にもたくさん優秀な方がおられますが、ただ、教育委員会とかあるいはそういうことだけではなしに、現場の 先生に対しても、もっともっと教育委員会と現場の先生との対話というも のを含んで、それから特に校長というのは学校管理をする責任があるわけ でありますから、そういう形にも問いかける必要があるんではないか。

それと教員室にしても、私は前から言っておるんですが、ただ教師だけを責めるということではなしに、教師と生徒が教職員室に入っても、ある程度一定の距離を置くのではなくて、教職員のその担当の先生のところに行っても素直に話せるような環境づくり、そういうことをしてあげることが大事ではないかなというふうに思いますが、その点について再度御答弁をいただきたい。

以上です。

議長(巴里英一君) 上林助役。

助役(上林郁夫君) 砂川駅前再開発の縮小によって、特に区域から外れたというんですか、そういう人の利害関係ということじゃないかなと思うんですけども、当然それにつきましては、理事会で関係権利者の了解も得まして、縮小するという同意も関係権利者からはいただいております。

そして、区域内の関係では、当然これについては利害関係が絡んできます。今現在、この我々のたたき台は、あくまでも想定的な案というのか、 区域の想定もしておりますので、10年度に入りまして権利者の今現在の 意向調査を実施いたしまして、各権利者の調査をまとめて具体的な区域の 設定なりを進めていきたいと、かように思っております。

そして、準備組合の構成、これは先ほどもおっしゃったとおり、3.3の 区域内の組合員という形で構成を今現在もしております。しかし、先ほど 申しましたように、面積区域の縮小がありましたので、その縮小した区域 外の組合員も現在今入っておりますので、やはりそれが若干この事業を進 めていくについては、当然好ましくないと思うところでありますので、今 の区域内に合った組合員の構成メンバーに変更する必要があるということ で、見直しを実施していきたいと思っておるところでございます。

議長(巴里英一君) 中谷事業部長。

事業部長(中谷 弘君) 島原議員さんの再度のお尋ねでございますが、まず砂川駅前で委託料を幾ら使ってるんかということでございますが、砂川駅下、駅上の関連を合わせまして、約1億2,500万でございます。

それと、あと3つの駅をどうするのかという御質問でございますが、まず樽井駅前につきましては、まちづくり協議会等の中でいろいる協議してきた中でございますけれども、採算性の問題等からなかなか着工できない状況の中で、先行買収地の有効活用を図ったらどうかということで、昨年から公社用地、市用地を利用した中で、暫定的ではございますけれども、駅前広場をオープンいたしております。今年度は引き続き、当然その通路関係の整備を行って、当分の間は暫定利用という形で駅前広場を運用したいというふうに考えておりますが、今後の駅前整備に向けて、まちづくり協議会の中でも今後は引き続き勉強会等はやっていくつもりでございます。

それと、新家駅前につきましては、地区計画の中で一定の駅前広場の整備ができております。ですから、駅前へ来る車の交通混雑はある程度緩和されてきてるんではないかというふうに考えておりますけれども、それに関連する地区計画内の道路整備が今後の課題でございますので、今回の予算にも一部挙げさしていただいておりますけれども、逐次整備できるところから整備をしてまいりたいというふうに考えております。

それと、岡田浦駅前については、現段階では手つかずの状態でございますけれども、先ほど申しましたように、岡田浦駅に来る道路が非常に狭いというところの中で、当然新家駅前のように地区計画のような手法をとった中で、駅前広場等は今後考えていかなければならないのではないかというふうに考えておりまして、交通量調査等は行っておるわけでございますので、今後引き続きまちづくり勉強会、地域の方々との勉強会等で御意見等は十分いただいた中で成案として詰めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長(巴里英一君) 赤井教育長。

教育長(赤井 悟君) 心の教室相談員委託事業のことで、島原議員さの方から大変有益なありがたい御意見をちょうだいしたわけでございます。

この前、情操教育との関連でも申し上げましたけども、今議員が申されておりますように、私はやはり心の教育というのは、いわゆる形にとらわれない、何といいますか、感性でもって育てていくというのが心の教育だろうというふうに思います。そういう意味では、やはり施設の問題だとか、あるいは人的な環境ということから考えまして、指導者の選び方というのは、やはり今までの我々の考え方を発想の転換をして選んでいきたいというふうに思います。もちろん、学校週5日制というのが、もともと子供たちにゆとりを持たせると、子供たちの生活にゆとりを持たせる中で、やはり心の居場所をつくっていくというのが目的でございますから、そういった方向に向かって努力をしてまいりたいと、かように考えておりますので、今後ともよろしく御指導のほどを賜りたいと思います。

議長(巴里英一君) 島原君。

1 7番(島原正嗣君) もう意見にかえさせていただきますが、今助役さん の方から駅前再開発についての御答弁がございました。失敗は許されない と。失敗は成功のもとということもございますから、そらいろいろ考え方 がございますけれども、問題はこれだけの膨大な 1 億何ぼも入れて調査費 を使った、そういう事業が途中で半減するとか、あるいは全くもって変え ていくというやり方は、これはやっぱり議会の権威にもかかわる問題です。 同意してきた議員の責任にもかかわるわけでして、やっぱりきちっとこの 事業が完成するように、行政としても努力をしてほしいなというように思います。

今度、準備組合を新しく構成してということですけれども、ひとつそこは円満に行けるような形でやっていただきたいなというふうに思います。どういう開発か私もまだ具体的には聞いておりませんけれども、売れるようにすると、こういうことですが、売れるようにするのは、砂川駅前をどないしたらいいかと。一部の役人さんとか一部の役員さんではなくて、やっぱり市民全体まではいかなくても、まちづくりというのは、私はいろいるな階層の人が入って、新しいみずからのまちをどうするかという意見を聞くことも大事でしょうし、専門家の意見ももちろん聞くべきだと思うんですが、私は売れるようにするには、あの新家駅前にでもどこでも泉南病院をまずつくること、安心して住めるまち泉南市、公立病院ができましたと。あるいはスーパーにしても、もっと大きなのが

できましたというような快適性を感じられるような、今教育長から答弁がありました感性を持てるような、そういうようなまちづくり、駅前づくりというものが必要ではないかというふうに思います。ぜひひとつ失敗のないような形でやるということですから、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

まだまだこの駅前については、買い戻しとか買い取りとかいう予算も出てきておりますけれども、こういうことによってそういう問題も生じてくると、利害関係が出てくると、そういうことですから、この問題については、もっとお互い知恵と工夫をしながらやっていただきたいなと思います。それから、教育の問題は、やっぱり何だかんだ言っても生きてる人間のことですから、スズメとかウグイスとかトンボとかというわけにはいきません。ですから、今の子供というのは、随分とすぐれた頭脳を持っておりますから、先生よりもっと賢い生徒さんもたくさんいるわけですから、ただ教育だけの詰め込みではなしに、やっぱり今日の社会をよく知ると。そうした体験をした方々の実態も知っていただくとふうな教育体系に組みか

それと、言い忘れましたが、岡田浦駅前もぜひ忘れないように――忘れてはないと思いますけれども、選挙のときにはよく言ってくれますけれども、選挙が終わりますと、余り市長さんも岡田の方には見えてないようでございますので、ぜひひとつ岡田にも足を運んでいただきまして、至らん議員さんばかりやと思いますけれども、よろしくお願いをいたします。

えることも、私は教育改革の1つではないかというふうに思っております。

議長(巴里英一君) 他に発言を希望される方。 ————上野議員。

以上です。

どうぞ子供たちのためにひとつ御努力を願いたいと思います。

- 1 5 番(上野健二君) 私、久しぶりにちょっと発言さしていただくわけで ございますけれど、先ほどから先輩議員のお話を聞かしていただいている いろと勉強になりました。その中で……
- 議長(巴里英一君) 済みません。失礼ですが、これからの質疑はページ数で説明をいただければ、答弁の方もやりやすいかなと思いますので、その点よろしくお願いをいたします。
- 15番(上野健二君) 私の質問は、もう皆さん御承知かと思います。愚かな質問でございません。私にしてみれば、死ぬか生きるかという大変重大

な言葉かと思います。

ページは216ページのことでございますが、それよりまず初めに市長にも聞かしていただきたいんですが、1年前、また3年前、それ以前かもわからないけれど、こういった話があったということは聞かしてもらっておりますし、そのときに山手で2カ所、また浜の方で1カ所というようなことで、合計4カ所ほど出されたと思うわけでございますが、その中でまず私のところが候補地で上がったと思うわけなんですが……

- 議長(巴里英一君) 上野君、ページ数はわかりましたが、どの部分でしょ うか。
- 15番(上野健二君) 僕の顔を見たらわかると思うんやけども、墓地公園のことなんですわ。

その場合、やっぱり一番肝心なことは、この位の方で候補地を伺ったわけなんですけれど、その中で私が住んでいる3地区――市長さんからいつも3地区、3地区と言われてますけれど、その3地区の中で一番おひざ元になるような感じがするわけなんですよ。皆さん泉南市の方であれば、一番遠いか近いかわかるわけなんですけれど、六尾といえば、やっぱり今度の候補地に一番近い、仮によその地域というわけではないですけれど、金熊寺、また岡中、山2つ、3つは皆越えてあると思うんです。したがって、うちとこはほんとに寝たら枕元でやられるような感じがするわけなんです。

そういった意味で、やっぱり六尾がそこまでやられて候補地に上がった以上は、地元ということを言葉に出さしていただいて申しわけないんですけれど、僕の知ってる限りは、地元説明を3地区に1回行ったとはっきり市長から話は聞いております。私もそのうちの1人として、その集会に行かしていただきました。

しかし、御承知のとおり、六尾地区で60軒、70軒という軒数があるんですね。それで、市の職員さんが来てくださったときに、大体勘定したらわかると思うんですが、3分の1に満たない数しか寄ってなかったんです。というのは、役員さんだけということで、皆さんに六尾地区全部と声はかけてくださったんですけれど、やっぱり役員だけしか集まってこなかったんです。その中で1回だけやってもらったのは事実でございます。

そういった意味では、やっぱり一番必要なことである地元の同意という ものをまず取ってもらって、それからぼちぼちと墓地の方へ入ってもらわ んことには、先ほど訴訟とか提訴とか反訴とかあったけれども、その場合は僕は検事でその裁判をせないかんかもわからない。だけど、悲しいかな 判事と違いますので、そういった意味では全然中に入ることはできない。

ただ、この墓地問題に関しては、私は村で1人しか出してもらってないんで、やっぱり皆さんの代表としてそれを市長さんに改めて聞かしてもらって、こういったことを順序を追って説明をなされると思うけれど、先行して私は説明もしたいなと思うんで、そこからちょっと説明に入っていただけますか。ひとつ答弁の方をよろしくお願いします。

議長(巴里英一君) 白谷市民生活部長。

市民生活部長(白谷 弘君) 上野議員の御質問でございますが、先日来一般質問でも御答弁申し上げておりますが、議員御指摘のとおり、地元住民または関係地権者の方々の御理解が大切なことは十分認識いたしておりまして、今年度につきましては、地元の地区説明会並びに地権者の方々の御理解をいただけるよう、担当といたしましては何度も説明には上がりたいと、このように考えておるところでございますので、よろしく御理解いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長(巴里英一君) よろしいですか。

〔上野健二君「市長のコメントを」と呼ぶ〕

議長(巴里英一君) 向井市長。

市長(向井通彦君) 地元説明会につきましては、昨年の春、初めはいわゆる3地区、六尾、金熊寺、岡中ですね。最初は区の役員の皆さん方にまず御説明をさしていただいて、それから次は3地区の全世帯に呼びかけまして、さしていただいております。

その中で、そのとき私が報告を受けておりますのは、六尾の場合を申し上げますと、前の調査の資料をもとに説明をさしていただきましたんで、もう少し詳しい図面なり、あるいは計画書でもって説明をしてほしいと、こういう要請もあったというふうに聞いております。それも受けまして、9年度で今回まとめました計画書をつくったわけでございます。これが先般でき上がりましたので、本議会終了後、改めて3地区の皆さんに今回の報告書をもとに詳しい御説明をさしていただきたいというふうに考えております。

それから、また先般、議員も同行があったんですが、先週でしたか、六尾地区の役員さんが私のところへ来られましたですね。そのときにもお聞きをいたしておりますし、今回の補正による環境調査あるいは基本計画調査、これについてはやっていただいたらいいと。ただ、だからといって墓地とそれから火葬場、これについて今の時点で同意したものではないということだけ言っておきたいというふうにおっしゃっておられましたですね。私もそれは直接お聞きをいたしておりますから、今回の調査も含めて、環境面の影響も含めて、改めて御理解を賜るために何回もこれは足を運ばないかんと思いますが、御説明をさしていただきたいということを申し上げて、一応そういう手法で行くということについては御理解を賜ったところでございます。

また、議員からも重々、事業そのものを地区の理解のないうちに進めないようにということを私も何回もお聞きをいたしておりますので、それはもう十分そのことは私も認識していることでございますので、調査は調査として、説明をするあるいは具体的な中身をお知らせするという上でも必要なものがございますので、それはお認めをいただいて、それをベースに今後地元の皆さんと合意形成といいますか、理解をいただくように努力をしていきたいというふうに考えております。

議長(巴里英一君) 上野君。

15番(上野健二君) ただいま市長さんよりお言葉をいただけて、ほんとにありがとうございます。

ただ、ことしに入って、今立派に座っておられる市長さん初め、議員の2人の選挙を交えて、いろいろとあちらこちらへ忙しかったと思うんですよ。したがって、自分ところには説明がなかったように思いますけれど、この選挙が済んで、今度6月のこの議会が済んで、間もなくそういった方向で話を進めるんであれば、やっぱり地元住民にもっともっと深い理解をしてもらえるようにやってもらわなくては、ちょっと私、六尾村でいるのは何か心細くて――ほんとなんですね。そこらは市長さんは一番よくわかってくださってると思うんですね、したがってこの基本の策定してくださった本ですね、配ってもらったのは、この6月議会に入る1カ月前だったと思うんですよ。そうでしょう。

したがって、この基本設計をしてくださるのはなるほど結構やけれど、

もっとほかにすることがなかったんかなあと。見ると、これは平成10年の3月にでき上がってますわね。3月にでき上がるということは、もっと早く何かの形があってしかるべきかなと思うわけなんですけども、そこら辺がやっぱり市の方も敷居が高くて来られないといえばそれまでかもしらんけれども、まずそういったところまでいかなくても、もうちょっと話の仕方というものが――なるほど、先ほど言わしていただいたように、選挙で忙しかったといえばそれまでやけれど、今後また、この予算を見ても1、730万という大きな金額を組み入れて、もう次の仕事をするというような事態が起こってるのに、それに僕らにしてみれば、何というのか、地元には1回ぐらいしかなかったように思いますので、そこら辺がもうちょっと親切があれば進めていただけたかなと思うわけなんですけど、そこらどんなもんですか。

議長(巴里英一君) 向井市長。

市長(向井通彦君) この計画書は、もちろん9年度事業でやったわけなんですけれども、取りまとめが3月になりまして、それから印刷製本で若干、実際製本としてでき上がってまいりましたのは、ちょっと時間がかかったという問題もございますし、その間私自身もいろんな選挙ということもございました関係上、確かにおくれてる部分はあるんですが、先ほど申し上げましたように、前のときに、やはり前の資料だけではなかなかわかりづらいということもありましたので、今回比較的視覚的、目で見てわかりやすいパースの完成予想図等もつけておりますので、こういうのを1つの材料に、この議会が終わり次第、また地区の役員の皆さんなりと御相談をしながら日程を決めて、早急に入らしていただきたいというふうに思っております。その中で、当然いろいろ御意見なりあろうかというふうに思いますので、それは我々の方で真摯に受けとめて、今後対応していくようにしたいというふうに思っておりますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

議長(巴里英一君) 上野君。

1 5 番(上野健二君) それでは、村の中にもっと入って、同意を得てもらえるような仕事をしてもらうということがまず1点と、それからその基本の計画策定のこの本がありますわね。これはきっちりとお金をかけてやってくださってると思うんやけれど、この見直しということは一切できない

んですか。ちょっとついでで申しわけないけど、それだけちょっと。

例えば、入り口が今回から早急に始まるような話をちょっと聞いたんやけどね。道路の入り口ね。そこら辺を見直しする気があるんですか、ないんですか。もうこのとおりずっと突進していくんか、邁進していくんかな。 議長(巴里英一君) 白谷市民生活部長。

市民生活部長(白谷 弘君) 上野議員の再度の御質問でございますが、先日御配付申し上げております報告書でございますが、このまま事業を突き進んでいくのかという御質問であったと思いますが、まだまだ今年度、この10年度補正で御審議いただいております基本計画、また実施するについては実施設計等、まだこれから何度も計画の見直し等をやっていく必要がありますので、お手元の報告書のとおり進んでいくのかと言われましても、現時点ではどちらとも答えづらいところがあるところが現状でございます。今後、実施設計も行っていく間で見直すべきところは見直していきたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

〔上野健二君「もう最後ですけど」と呼ぶ〕

議長(巴里英一君) 上野君。

15番(上野健二君) それでは、もう一度お尋ねしますけれど、この策定していただいたこの本ですね。これはただいま、村の方の御意見は聞き入れてくれるんですね。例えば、池の奥とか、また池の手前とか、また入り口をどうするというようなことを村の人が強く言ってきたら、それに応じてくれるんかどうか。それもやっぱりちょっと聞かしといてください。そしたら終わります。

議長(巴里英一君) 白谷市民生活部長。

市民生活部長(白谷 弘君) 再度の御質問でございますが、先ほど来御答 弁申し上げてございますとおり、今年度におきましては、地元地区並びに 地権者の御理解を得るよう最大の努力をいたす覚悟でございます。

また、各地区の御意見等につきましては、十分尊重してかかってまいり たいと、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

議長(巴里英一君) 4時まで休憩いたします。

午後3時34分 休憩

午後4時 2分 再開

議長(巴里英一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。 質疑を行います。 — 和気君。

13番(和気 豊君) もう時間も時間ですから、2点にのみ限って質問をしてまいります。

1つは、既に前任者の方から出されておりますが、駅前再開発の問題であります。226ページでございます。

先ほどの質問者がもう既に前提になることは質問されておりますので、 私はその上に立ってやりとりの中で出た幾つかの問題について質問してま いりたいと思いますが、1つは冒頭、遠藤助役の方から、今回の再開発推 進業務は、都市計画決定に向けての1つの策定プログラムの中の一環だと、 こういうふうな報告をされました。それで、いわゆる都市計画の決定は、 いつごろのめどで考えておられるのか。

それから、意向調査を十分にやっていきたいんだというふうに上林助役はお答えになりましたけれども、当初の日程プログラムでは、7月から9月にかけて3カ月程度で意向調査をやっていくということなんですが、いわゆる総会でかなり厳しい意見も出たと。こういう前提の上に立っても、意向調査はやはり7月から9月と、そういうプログラムで行かれるのかどうか、具体にお聞かせをいただきたいと、こういうふうに思います。まず、その点からお聞かせをいただきたい。それが1点です。

それから、もう1つは、223ページですが、新家駅宮線改良事業です。これは補正額1億3,255万円計上されとるんですが、一般質問でもありました。角谷議員からもかなり突っ込んだ質疑があったわけですが、これだけの費用を投資して、新家駅宮線が新家駅に出るちょうどそのこぐちのところですね。問題はここがスムーズに渋滞緩和が可能になるのかどうか、こういうことが一番問題なんですね。途中でいわゆるバイパスをつくることの効果が、果たして駅前まで及ぶのかどうか。駅前を中心にしたバイパス化をつくるということについては、当事者の皆さんの御意見は、これはありがたいことだと。しかし、途中でバイパスをつくっていただいても、果たしてこぐちの交通緩和に寄与できるのかどうか、こういうような疑問の声が出ております。私もこの地域に一定関係をしている議員として、そ

ういうことに対して、まだ十分答えるだけの材料を持っていない。きょうは今議会でぜひそのことを勉強して住民に安堵感を与えてあげたい、こういうことで質問をいたします。

以上です。

議長(巴里英一君) 曽木事業部参事。

事業部参事(曽木輝二君) 今ほどの議員の質問に対して御答弁さしていた だきます。

まず、都市計画決定をいつ行うかという御質問でしたですけども、先ほどの準備組合の総会におきまして、目標スケジュールをお示ししてございますが、これにつきましては、地元の方の調整がうまいこといった段階ということを前提に置きまして、11年度の末に都市計画決定を行うということでお示しさしてもらっております。

今現在、総会の席でも、地元の方から区域のとり方につきまして修正等の御提案もございます。そこらを今後詰めていくわけでございますけども、 それによりましては、これが延びていく可能性もございます。

それと、意向調査についてございましたけども、これにつきましては、 前回の準備組合の総会の中でも説明さしてもらってございますが、意向調 査につきましては、今のケーススタディ(その5)をたたき台にして意向 調査を7月から9月にかけて行うというようなことになってございます。

それで、今後事業を行っていくわけでございますけども、これにつきましては、区域のとり方、そこらにつきまして地元の方、権利者の意向調査を受けまして、今後修正等をやっていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

議長(巴里英一君) 池上事業部道路課長。

事業部道路課長(池上安夫君) 和気議員の御質問の2点のうちの最後の方の1点目の新家駅宮線の関係でございますけども、まず今回の事業で、新家駅前のいわゆる入り口部分の交通混雑緩和に効果があるのかどうかという御質問だったと思います。お答えいたします。

今回の箇所につきましては、新家駅宮線で近畿自動車道の建設時に工事 用道路ということで、新家駅宮線の拡幅改修に当たったんですけども、そ のときに一部積み残っておったところでございます。ルート的には、向田 橋を拡幅いたしまして、狭隘部分をバイパス的に拡幅するというものでございます。当然、今の現状の新家駅宮線自身がそこの部分につきましては狭隘で、車同士が交差するときも非常に狭いということで、そういう点ではスムーズに円滑に交通が流れるということでは効果があるんではないかと思っております。

それから、もう1点、今回の新家駅宮線の事業費の中には、新家川の左岸、いわゆる表面管理で市道認定いたしております下村大口線、ここにつきましても、途中でスーパーがあるというようなことで、非常に幅員も狭小でございます。車が交差したときに非常に難儀してるという状態でございますので、いわゆる待避所の設置、それから府道大阪和泉泉南線との交差点街道——隅切りなんですけれども——ということで、この2つにつきましても今回の事業に入っております。

したがいまして、今回の事業の中では、そういうところにも交通の円滑化を図るという意味から、ある程度交通混雑解消に役立つのではないかなというふうに思っております。基本的には、きのういろいろ議論の中でもあったと思うんですけども、砂川樫井線の認可区間の先線の部分の供用開始並びに……(和気 豊君「もうそこまで広げんでもいいから。もう答弁いい」と呼ぶ)その辺の砂川樫井線のバイパスの関係の機能が果たせますと、大幅に交通緩和が図れるというふうに思っております。

以上でございます。

議長(巴里英一君) 和気君。

13番(和気 豊君) まず、駅前整備の問題からお聞かせをいただきたいというふうに思います。

一定、過日の総会を踏んまえて、もう少し対住民、関係地権者と意思の 疎通を図りたい、意向調査も期間が延長してでも、合意形成に向けて一定 の時間をとっていきたいと、こういう御答弁をいただいたと、こういうこ とでよろしいですね。よろしいですね。——はい。

それでは、それを踏んまえてやっていきたいと思うんですが、市長が過日の質問者とのやりとりの中で、砂川樫井線あるいは府道の信達樽井線、これの拡幅による交通渋滞の解消等については、これは反対されないですねと。これは当然のことなんですね。

ただ、手法として、沿線の住民の皆さんの現在の所有権のある土地です

ね。これを一定御参加をいただけるなり協力いただいて、拡幅しなければならないという手法なんですよね。現に3 4 軒のうち3 2 軒ですか、併用の方もひっくるめて商業者の方がおられる。この商業者の皆さんが協力することによって、マイナス、負のものを受けずに、むしろ新たな土地に商店を立地する、あるいは集合店舗の中に移転をされることによって、より安定した経営基盤のもとに商業活動ができると、こういう商業振興といいますか商業の活性化、これがひいては駅前を本当に内容のあるものにしていくと、形だけのものではなくてね。そこへも人が集まると、こういうことになってくる。これが再開発だろうというふうに思うんです。

ですから、商業の振興抜きには、これは駅前再開発というのも考えられないんです。地権者の関係でですよ。地権者が普通の一般居住者の皆さんであれば、これはまたそういう関係でいいわけですが、商業者が34軒のうち32軒もおられるわけですから、当然その皆さんの商業活動の永続、発展と、こういうことを抜きには考えられんと思うんですね。それが、果たして合意形成できてるのかどうか。この事業を進める上で、最も大切な点だろうというふうに思うんです。この点がどうなっているのかということについて、若干担当の方から御説明をいただきたい、こういうふうに思います。

議長(巴里英一君) 曽木事業部参事。

事業部参事(曽木輝二君) 議員の再度の質問に御答弁させていただきたい と思います。

砂川駅前におきましては、昭和61年度におきまして、砂川駅周辺地区の市街地再開発調査その2という中で、昭和62年度に行うB調査をまとめていく上で必要な調査、これが商業が成り立つのか成り立たないのかというような調査をしてございます。その調査報告の中身によりますと、ニチイ―今の現在のSATYのことでございます。オークワ、はやし、それと日根野のジャスコと思われると思うんですけれど、それぞれ1万8,327平方メートル、2万9,5000平方メートル、1,487平方メートル、2万5,000平方メートルの売り場面積を持つ大型店舗が建設された場合を想定し、砂川駅前市街地再開発事業で計画する商業施設が5,000平方メートルから2万5,000平方メートルまでの規模で推移していく場合、砂川駅前へ出向く人口比率、売り場面積1平方メートル当たりの売上高を

算出しております。

しかしながら、段階的整備を行うとした準備組合の事業方針に基づき、 区域、施設建物の規模を縮小し、現在の計画の中ではこの数値等を使うこ とは現実的なものではないと考えているところでございます。

したがいまして、今年度準備組合が発注する商業コンサルタントへの委託の中で、各テナントとなるスーパー等の進出の有無、また各テナント及び権利返還を受け施設建物で商店を希望される方々の経営が成り立つか等につきまして、十分に調査していくというふうになってございます。

今年度におきましては、この調査結果も踏まえ、準備組合とも十分協議 し調整した中で、具体的な整備計画に向けて反映させていくというように 考えているところでございます。

以上でございます。

議長(巴里英一君) 和気君。

1 3 番 (和気 豊君) 6 1 年に調査をされたと、今はわかりやすいように 7 3 年ですから ――昭和に直しますと平成 1 0 年は 7 3 年と。 1 2 年たっ ているわけですね。先ほどから助役さんもいわゆる事業化条件が変わった、 大きく変わった。まさにこの点が大きいというふうに思うんですね。

あの当時は、商業集積が1,747平米、60年ですが。この間、ライフがこのうち4,807平米がなくなっておりますから、そのほかでも店を閉じられたところもありますが、その辺的確につかめておりません。若干あります。それはさておきまして、大体3,000平米ぐらいが現在の商業集積だろうと、こういうふうに思います。7,747から4,807平米、このライフを引きますと、牛駒が一部喫茶店と眼鏡店に変わったとかそういうのもありますが、それは後の店舗ができております。一部は閉鎖したところもありますが、そういうことで大きくこれは変わっているわけですね。SATYも実際現実のものとしてできて、競合関係がさらに深まっている。

それでも、60年のときの計画では、先ほど言われたように5,000平米から2万5,000平米まで、それぞれむしろ1平米当たりの売り上げなんかも計算して、一定核心になるような資料を提示申し上げて、地権者、参加者の意向を、準備組合に参加される皆さんの意向を聞いておられるわけですね。そういうことで、ずっと事業を進めてこられた。これは当然、地権者の合意形成を図りながら事業を進めるということの上でのあり方だ

というふに思うんですね。

ところが、今回の場合は、今言われたけれども、総会で決定をしてから後でやっていくんだと。それはちょっと逆立ちしてるんじゃないんですか。総会で本当に合意形成を図るためにも、そういう重要な資料が――34軒のうち32軒が商業者なんです。これが新しく移転した先で十分に――駅ビルの中へほとんど入られるんだろうというふうに思いますが、20%転出意向があるというふうなことも資料で出ているように思いますが、そこへ入った場合に本当に成り立つのかどうか、こういうことを――その当時はまだ14.8%だったんですよ。ライフ中心に第1種の大型小売店舗ですね。大店法が改悪されましたらそういう名称はなくなりましたけれども、この3月末日まで第1種はライフだけだったんですね、1,500平米以上は。14.8%ですよ、この当時のいわゆる大型店の全売り場面積の中に占める割合というのは。ところが、現実には68%になんなんとする。これは商工課の資料ですが、私が計算した新たな資料では7割超えるんですよね。これが大型店の売り場面積になってるんです、今では。コーナンなんかも全部入りますから。

そういう状況の中で、競合関係が周囲からもどんどん強まってきて圧迫されて、本当にしんどい状況になってきている。こういう不安にこたえるような商業調査をまずもって示すこと、これが総会の大前提になるんじゃないですか。そういうことをせずに、わずか 1 時間少々の総会での合意と、これは一体どういう合意ですか。本当に不安をかこっておられる商業者の皆さんの、ほとんどの地権者の皆さんの御意向を反映した総会、こういうふうに位置づけられるんでしょうか。まず、そのことについてお聞かせをいただきたい。

議長(巴里英一君) 曽木事業部参事。

事業部参事(曽木輝二君) 議員の再度の質問に対して御答弁させていただ きます。

先ほどの島原議員のときも答弁させていただいておりますけども、砂川樫井線がこの区域の近くまで延伸されてくると。そこから駅までの道路整備、それと駅広等につきましては急務であると。これにつきましては、その砂川樫井線の事業効果を上げるためにも、当然必要なことだと考えているところでございます。

今回のケーススタディの立て方につきましては、準備組合の方とは一定協議してまいっているところでございますけども、事業として成り立つのかと。再開発事業につきましては保留床というところがございまして、そこらを売買して成り立つと。そこらのところから事業区域の設定をしてきてございます。

確かに、議員の方の御質問の権利、商業経営が成り立つかどうか、そこらに対して十分に検討したのかと言われますと、これはやってきておりませんけども、事業の採算ベースの方から、これにつきましては計画してまいってございます。当然、砂川樫井線、駅前広場、ここらにつきまして整備してまいりますと、手法は幾つかございます。道路事業でやる方法…… (和気 豊君「そんなん、ちょっと質問者の質問の中身を体してお答えくださいよ。そんな中身聞いてないわ」と呼ぶ)

地権者の合意形成につきましては、今後行います意向調査、それと準備 組合で行います委託での調査資料等を参考にしながら、十分に権利者の方 に説明し、事業が成り立っていくように考えているところでございます。 以上でございます。

議長(巴里英一君) 和気君。

1 3番(和気 豊君) 私は総会のあり方そのものがいわゆる逆立ちしてるんではないか、地権者の意向を前提にして成り立たなければならない。これはあれでしょう、市がやって後についてこいという事業と違うでしょ。市が事業主体じゃないでしょ。組合の皆さんがみずから、みずからの権利を転換をしてこの事業をやっていこうと。組合立でやるわけでしょう。その皆さんが十分納得をせずして、どうやってこの事業を前へ進められるんですか。納得をさした、さしたと言うけれども、先ほどから繰り返しますように、そういう商業の活性化の問題、圧倒的多くの商業家の皆さんが展望を持てるような 現状ではやっぱり厳しいかもわかりません。展望が出てこないかもわかりません。それはそれとして、正直に資料を提示をして、分析結果を示して御意向を伺う。市が参画しているわけですから、いやしくも助役が理事長になっているわけですから、そういう点では市が確たる誘導の責任はありますよ。素人集団ですから、皆さんは。確固とて展望を示すような誘導策は、これは市の責任ですよ。だれもほかにやる者はないんです。そらディベロッパーの協力を求めてもいいですよ。でも、

これは市がやらないかんですよ、それを示すのは。その辺が抜けている総 会ではなかったのかと。

議長(巴里英一君) 中谷事業部長。

事業部長(中谷 弘君) 総会の中でもいろいろ意見が出ました。ですから、当然この場所については不満があるとかいう意見も出ましたけども、準備組合の理事会の中で、先ほど参事が申しましたように、採算性の関係から検討した結果に基づいて、まず総会にかけるということで総会にかけたわけでございます。ですから、その中でお約束させていただいたのは、住民さんの意向、権利者の意向を十分聞いた中で、当然今和気議員が言われたように、その後商業調査等はやりますけども、その辺をすべて準備会の理事会に諮って明らかにした中で、最終的に方向づけをしていくという考え方でございますから、いろいろと異論はあろうかと思いますけども、十分権利者の意見を聞いた中で進めるということで考えております。

議長(巴里英一君) 和気君。

1 3 番(和気 豊君) 採算性結構です。公共用地の確保結構です。こういう手法を使って、一定市側にメリットがあるようなやり方、これは市民の税金を使うことを極力避けていくということで、的確な事業手法をおとりになる。結構ですよ。しかし、それが余り前面に出過ぎて、肝心の地権者の利益、意思、こういうものが十分反映されない、こういうふうなやり方というのは、どうだろうかというふうに思うんですよ。

そういう点で、今事業部長が今後この総会で出た意見を十分踏まえて、なおかつ、これは曽木さんもお答えになりましたけれども、商業調査についても一定さらに状況は悪化していると。全然違うんですから、13年間のこの間の変化というのは。非常に厳しい状況になっているわけですから、こういう地域の状況のみならず、国全体の経済の動き、こういうものも大変な状況になってきているわけですから、そういう点では改めて今御答弁

いただいたような方向で、十分な調査を踏んまえた権利者の意向、これを体した方向で進めていただきたいというふうに思いますが、その点では担当助役どうですか。一言だけで結構です。

議長(巴里英一君)上林助役。

助役(上林郁夫君) 駅前再開発の再々の質問でございますが、おっしゃるとおり商業調査につきましては、当時のやった以後からもう十数年たっておりますので、当然環境は変わっておりますので、準備組合といたしましても、今年度の予算でその辺の調査をやる予定になっております。

そして、先ほどからの権利者合意形成の関係ですけれども、やはりこれは各権利者の合意がまず前提でございます。我々はこの10年度におきまして、その合意形成をいただくように努力をし、また権利者の意向も十分お聞きをいたしまして、準備組合と市の方との関係も十分協議をいたしまして、権利者の意向も十分取り入れてまいりたいなと、かように思っておりますので、とりあえず今年度意向調査をして、その結果を十分協議して事業の推進を図ってまいりたいと、かように思いますので、ひとつよろしくお願いをいたしたいと思います。

議長(巴里英一君)和気君。

1 3 番(和気 豊君) その点は、よろしくお願いをしておきたいというふ うに思います。

それじゃ、駅前再開発の問題で第2点目なんですが、助役ね、現在23億5,000万の買い物をしているわけですね。そのうち3億5,000万程度が一部JRから、清算事業団から買い取ったところが用地に組み込まれておりますが、それ以外は、この駅前関係の代替用地も含めて、アクセス道路の予定用地も含めて、これすべてこの計画の中には入っていない。この点のむだをどういうふうに――いや、むだですよね。平成17年まで事業化は全くされないわけでしょう。23億のうち約20億前後の先行取得用地については、事業化されないわけでしょう。そうですね。それについてのむだ、利息はどんどんふえてきます。その辺のむだについては、どういうふうに解決されようとしているのか。

いわゆる泥縄式な再利用計画では、やっぱりだめだというふうに思うんですよ、抜本的な検討をしていただかなければ。これは検討する、検討するというふうに言われておりますが、今回当然そういうことが出ることが

予測されている土地開発公社の評議員会もやらずにそのまま見送った、こういうようなことは、これはもう議案の中でやろうと思ったんですが、あえてやらなかったんですが、そういうこともありました。そういうことで、この点については、いわゆるむだを省くということで、はっきりと市民に見通しをお示しをいただきたいというふうに思います。

それと関連して、やっぱり答弁を聞いてますと、何か第1期だけで終結するというふうな、完結型の第1期事業だというふうに思うんですが、第2期事業へも継続していかれるんでしょうね。ところが、第2期事業については、やるべき用地、3・3 ヘクタールのあとの残り2ヘクタールの用地については、工場が立地している、個人の居宅は立地している、そういうことで、これは第2期については非常にしんどいと。継続性と完結性という問題でちょっと御答弁をいただきたいんです。第1次でもう完結してしまうのか、あるいは第2次に広げていくのか。広げていかないとすれば、岡中からのアクセス道路用地なんていうのは、もう全くむだになってしまいますから、そういう点の見直し等についても、これははっきりとお示しをいただかないと、大変なむだを市財政に負わすと、こういうことになりますから、その点もひとつはっきりとお示しをいただきたい。

議長(巴里英一君) 中谷事業部長。

事業部長(中谷 弘君) 今回、ケースタディ 5 は、第 1 期ということで東側街区からということで提案をさせていただいたものでございます。将来的には、当然 3・3 ヘクタールの中で次どれをするかということは、今後の課題として我々としては取り組んでいかなければならないというふうに考えておりますけれども、まず第 1 期を成功させたいというふうに考えているわけでございます。

それと、開発公社の先行用地の土地でございますけども、当然西側の方にたくさん買っております。ですから、すぐに活用ができないのではないかという御指摘でございますが、我々今公社の方でその活用についても検討いたしておりますし、近々の評議員会にも一部その辺の活用策についてもお示しをしたいなというふうに考えておるところでございます。できるだけ公社の金利負担の少なくなるような形で、有効活用については当然我々としては検討していかなければならない課題でありますから、その辺も十分踏まえた中で進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長(巴里英一君) 和気君。

13番(和気 豊君) もうひとつ一般的な話で具体性がなかったと思うんですが、日々これ4,000万の年間の利息が上積みされていくわけですよ。そんな一般的な話で、将来やっていく、やっていくというような話で、もう今具体的にむだを省くということで、当面緊急焦眉の課題として解決を求められてるわけでしょう。これについては、どういうふうにされるんですか。本当に財政部局と突っ込んだ話がなされているんですか。それとも、土地開発公社の一課長のいわゆる計画案を待っているという段階なんですか。

議長(巴里英一君) 上林助役。

助役(上林郁夫君) この駅前再開発は、御承知のとおり先行取得用地がまず代替用地と、そして道路用地という形で先行しております。この計画を段階的にやっていこうやないかということで、まず第1期工事ということで今それを完遂したいなと、かように思っております。その段階で一定これが今のところのめどでは、竣工は平成17年度という見通しを立てておるんですけども、意向調査によっていろいろな形のもんが出てきて、また代替地を与えなくてはいけないような形のもんも出てくる可能性も十分あるんじゃないかと、かように思っております。

そういうことも考えまして、総合的にまずこれの先行取得土地の暫定的な運用を考えなくてはいけないなという形で、公社の方では今十分協議をいたしまして、一定砂川駅前の先行取得した1つの物件なりを一応予定しております公社の評議員の合同会議へも今回お示ししていきたいなと、かように思っております。とりあえず抜本的な解決は、今のところはまだ考えてはないんですけども、やはりまずは暫定運用を考えていきたいなと、かように思っておるところでございます。ひとつ御理解のほどよろしくお願いをいたします。

議長(巴里英一君) 和気君。ちょっとまとめていただけませんか。

13番(和気 豊君) そんなけむたい話ね、ほんまに可能性のない。可能性があると考えていますと。我々の目の前には、絵としては西地域は全く可能性がないんと違うかと。工場が立地し、個人の居宅は立地し、西側の地権者いうたらだれですか。圧倒的に9割方の地権者は、その方じゃない

ですか。その方が具体的な行動によって拒否のサインをお示しになっている、こうは見れないんですか。展望はあるんですか。一体どこをついて展望があると言うのか、可能性があると言うのか。目の前に出ている事実は、可能性ゼロやと。ゼロとはいきませんが、可能性がないというふうなことがはっきり出てるんじゃないですか、だれが見ても。そんな抽象的な子供だましみたいな答弁したらあきませんよ。

議長(巴里英一君) 上林助役。

助役(上林郁夫君) 私は、第2期工事の可能性論を言うたんじゃないです。これから第1期工事を進めていくについて、やはり意向調査の結果でいるいるのケースが出てくる可能性があります。そういう意向調査を受けて、また一権利者はやっぱり代替地を求めたいなというケースも中には出てくるんじゃないかと。そういう場合には、今一定先行取得した用地も十分活用してまいりたいなということでございます。

それで、当然これは意向調査の結果によるんですけども、その件がはっきりと出てくると思います。しかし、それまでの間で今まで先行取得した 土地が十分あそこには何カ所もありますので、それを当面、事業化するま での間は暫定利用をしていきたいなと、かように思っておるところでござ います。

以上でございます。

議長(巴里英一君) 和気君。

13番(和気 豊君) 転出意向調査は、全地権者のうちの20%と。面積は幾らかというのは出ておりませんが、しかし2ヘクタールの今購入している用地ですね。先行取得している用地との関係でいえば、微々たるものにしかならない。全体が移ってくれるようなことであれば――これ、でもあれでしょう、幾らですか。1万2,700の、1万3,000の用地のうちのほとんどは公共用地でしょう。あと移転するにしても、残っているのは、ちゃんと面積を出したら明らかになりますけれども、そこまではやりませんけれども、そんなもん利用するというても、ほとんど限られた利用にしかならない、購入している全面積の占める割合からいえば。それは解決策としては、それも出てくるかどうかわからんと、今の時点では。神頼みに近いような話ですよ。そういうものに依拠して答弁されるというのは、どうも市民の税金を何と考えてるのか。1年に4,000万になんなんとする

ような利息を少しでも早く解消するということで、もっと具体的な、可能性のある確たる展望、計画を明らかにしなさいよ。市民の税金を何と考えてるのか。そんなことだから、83.何%というふうな決算での収税率になるんですよ。そのことを1つ言っておきます。

それから、先ほど砂川樫井線や信樽線については非常に緊急だと、こういうふうに言われました。確かに、私は今の時点では緊急だというふうに思います。しかし、ここで一言私は泉南市のまちづくりを進める上についての反省事項をはっきりさして——反省事項といいますか、問題点をはっきりしておきたいというふうに思うんです。

これは、開発指導要綱の改正の経過を見れば明らかです。平成6年の改定では、従来の開発者協力寄附金の算定をどういうふうにしたか。いわゆる開発地の中に占める、開発地の中の5%の公園面積掛ける5万円、こういうふうにしてるんですね。今までは建物が建てば、その建物が高くなってどんどん床面積がふれえば――非住宅用地ですよ。非住居の関係ですけどね、この算定は。建物が高くなればなるほど開発者協力寄附金というのはようけ入ってきたんですよ。床面積で2,600円計算してますからね。ところが、そういうことではなくて、開発面積で5%の5万円。開発は小さくても建物が高く建てば、ようけ金入ってきたんです。大きな建物を建てる企業にとっては、非常に有利な開発になってきた。そういうことでマンションがどんどん建つというようなことも出てきたんでしょう。そして、砂川に加速的に交通渋滞が起こった。

こういうふうな 1 つの開発優先の立場、こういうものについても反省をしていただかないと、交通渋滞に歯どめのないそういうふうな開発のやり方をして、歯どめのないような開発をどんどん進めながら、そして一方では地権者の意向を十分反映せずに、急ぐんや急ぐんや、こういうことで事を進められたんでは、地権者はたまったものじゃないですよ。そういうことについては、ひとつ問題点として私は指摘をしておきたい、こういうふうに思います。

もう時間がありませんから次へいきます。

議長(巴里英一君) もうかなり時間たっておりますから。

13番(和気 豊君) はい、わかります。2つ目をちょっとやらしてください。

議長(巴里英一君) あとの方もございますので。

1 3番(和気 豊君) はい。新家駅宮線の改良事業ですね。これについては、私は本当に途中で道を膨らませる。途中で道を膨らませるという、いわゆる近道の関係で道を広げた。ところが、それを残した。それを広げるということで、何か聞いてると、近道のやり残しの事業をこれだけの金をかけてやりたいんだというふうに聞こえるんですが 今の答弁であればですよ。本当にこれは駅前へ出てくる新家駅宮線、そのこぐちですね。ここの交通渋滞の緩和にこの投資がなるのかどうか。今、住民はそれを求めているんですよ。あれだけではならないということで、別途に一部用地を買うと。クリークの行くところの道を一部買うと言うてるんですが、一体予算的にはどれぐらいの配分ですか。いや、予算が少なかっても効果があればいいんですが、効果ありますか。

議長(巴里英一君)池上道路課長。

事業部道路課長(池上安夫君) 新家駅宮線の今回の補正に係ります事業の中で、効果につきまして御質問だと思うんですけども、当然当該部分につきましては、従来から狭小で車両が交差するときに非常に難儀しておったということで、そういう面では当然その間だけ幅員が7メーターになっておらない区間でございますので、広がってなかったところを両サイドを広がっているところと同じような形の幅員にするということでございますので、効果はあるというふうに思っております。

それから、事業的には今回上げさせていただいてますのはこの部分だけ じゃなくて、先ほども御答弁申し上げたけども、新家川の左岸の下村大口 線の部分の待避所並びに府道との交差点改良がありますので、これができ ますと、ここを利用してある一定、河川の堤防道路の部分を何とか円滑な 交通処理を考えていくと、そういう面では入り口の部分の交通緩和にも寄 与できるというふうに思っております。 (和気 豊君「何ぼやと予算を聞 いたんやで。予算配分」と呼ぶ)

それから、事業的な関係でございますけども、当然拡幅改良でございますので、今年度の部分では公有購入財産と、それから物件の補償の部分と、それから改良工事の部分と、この3つがございます。それぞれのものにつきましては、予算書にそれぞれ……(和気 豊君「予算についてはそんな区分け出てないよ。クリークの方は何ぼや」と呼ぶ)新家駅宮線の分では、

大きく分けまして工事請負費で3,800万、それから公有財産購入費で6,800万、それから補償補てんで2,000万というふうな予算計上をいたしております。

内容につきましては、今後工事につきましてもそうですけども、実施設計とかそれから用地等につきましては、鑑定をとりましてやっていきますので、具体の実施の額につきましては、今後確定していくというふうに思っております。

以上です。

- 議長(巴里英一君) もう和気君、そのくらいでまとめてください。
- 1 3 番(和気 豊君) 答弁が僕の聞いてることに答えてないし、それから
- 議長(巴里英一君)もう一定の回数制限をかなり逸脱してますので、その点 御理解……
- 13番(和気 豊君) 先ほどから二重三重に同じことを答弁してるし、理事者の方にも……
- 議長(巴里英一君)運営上の御協力をいただけるように。和気君。
- 1 3番(和気 豊君) 泉南市に新星和不動産から事前協議書が届けられました。それに対して市は、こういう指導やってるんですね。入居計画に伴い交通量調査を行った上で、発生交通による影響の検討を行うこと、また特に新家駅交差点での滞留の現況調査を行い、交通の軽減による緩和について検討すること、また市及び関係機関と協議を行い必要な措置を講じること。この結果は、業者から上がってきてますか。それに基づく協議はやられておりますか。やっぱり市も特にということで強調して、新家駅に至るこぐちの部分での渋滞が一番心配だと、はっきり書いてあるんですよ。思いますというような答弁ではなくて、科学的な根拠に基づく答弁をしてほしい。業者にはそれだけのことを義務づけてるわけでしょう。業者はこの義務を守らなかったんですか。10月30日に出してるんですよ、これ、去年の。もう出てるはずですね。それでこういう事業も予算化されてるわけでしょう。何もこういう明確な根拠もなくて予算化したんじゃないでしょう。

それと、あわせてもう一遍に言ってしまいます。議長ね、一遍に言うて しまいます。これは、こういう新しい道をつけて交通渋滞の緩和を図ると いうことは、既設の道に対応して、これでできればいいんですよ。しかし、 それでできない場合には新しい道を業者の責任でつくらせるという、こう いう貴重な財産を泉南市は既に持ってるんですよ。57年に市長は都市計 画課長をされておりますが、ちょうどその57年に、これは僕は都市計画 課長としての1つの英断ある施策をやられたというふうに思ってるんです が、サンハイツの開発ですね。310戸、ちょうど同じぐらいの戸数です。 これの開発に伴って、道路事情が悪化するんではないか。特に、砂川公園 団地のところのあの信号へ車が出てきて、あの狭隘な道が渋滞したら大変 だということで、一部用地を買収さして新しい道をつけさしてる。サンハ イツの場合には、幾らも抜けるところがあるんですね。片木アルミの方へ 抜けられますし、砂川駅の方へも抜けられますし、そういうことで新しい 道をつくって交通渋滞の緩和、車の誘導を行っているんですね。こういう 貴重な財産を持ってるんですよ。なぜこういう手法を今回おとりにならな かったのか。みんなが懸念するような、途中で膨らますけども、いわゆる こぐちの方の新家駅前付近の渋滞の緩和にはならないんではないかという ふうなやり方をなぜされるのか、よくわからないんです。

それと、もう1つ、堺市なんかではこういう新しい開発、大型開発については、やっぱり環境影響調査を100ヘクタールというふうな大変な数字ではなくて、狭小であってもちゃんととる。そのための担当課、都市政策課というのを 都市計画部の中に都市総務課、都市政策課、都市計画課、それから都市開発部ということでまた再開発課から区画整理課からいるあるんですが、そのうちの都市政策課がこういう政策的な、新しい政策展開の任に当たるということで、いわゆる課挙げてそういう新しい開発に対応するような体制をつくってるんですよ。こういう近くにもそういう例があるわけですから、本当にこの開発を受けられるだけの受け皿があるのかどうか、こういうこともきっちりと見直して、この事業化に当たっていただきたいなというふうに思うんですが、これは見切り発車するようなことであれば、大変な事態が新家の旧村に起こり得る、こういうふうに思いますので、その点心して答弁してください。

議長(巴里英一君) 中谷事業部長。答弁はできるだけ簡潔にお願いします。 事業部長(中谷 弘君) 先ほどから道路課長が答えておりますように、新 家上村地区で狭小部分について、前後が7メーター改修できてる部分につ いて改修を今回するということでございますけれども、それに伴っての新家上流での大規模開発での交通量の増加に伴う懸念でございますが、当然我々としてはその懸念もあったわけでございます。ですから、今回予算を上げさせていただいておりますように、それの拡幅改修の協力ということと、下村大口線についての一部待避所等の改善によって、新家駅へ向かう交通の流れを円滑にするということで、一定の検討等をさせております。その中で、当面の対策としてそういう形で処理をするというふうに考えております。今後とも、当然事業が入ってまいりますと、中村から下村にかけて一帯の交通の流れというものについては、十分調査なりをした中で地元とも協議をして、その辺の処理はしなきゃならないというふうに考えております。で我々としては進めてまいりたいというふうに考えております。

〔和気 豊君「議長、答弁になってない」と呼ぶ〕

議長(巴里英一君) もう最後にしてください。和気君。

13番(和気 豊君) 私はそういうことを聞いたんではなくて、これについての検討結果を報告さしたのかと、その上に立って協議をしたのか、そういう科学的な分析の材料を一定入手した上で指導してるわけですから、その上で分析したのかということを聞いてるんです。これでいけるだろうと、いけると思いますというような答弁しかないんで、そういう科学的な分析をするための根拠、材料も求めておられるでしょう、みずから10月30日に。そういうことを十分検討し、協議してやったのかということを聞いたんですが、それについては答弁なかった。そんなええかげんにはぐらかしの答弁やめときなさいよ。

それと最後に市長、この開発の関係者ですね。団体、個人からも含めてですが、市長、いわゆる政治献金、会費ですね。これ、もらっておられませんか、7年、8年。それだけおっしゃっていただきたい。

議長(巴里英一君)向井市長。

市長(向井通彦君) 今ちょっと資料を持っておりませんが、この申請者で すか。ございません。

〔和気 豊君「新星和不動産ですよ。新星和不動産の関係者からいわゆる会費という名目の政治献金もらっておりませんかと言ってる」と呼ぶ〕

議長(巴里英一君)向井市長。

市長(向井通彦君) 今言いましたように、今資料を持っておりませんが、 私の記憶の範囲ではございません。

〔和気 豊君「議長、ちょっとあやふやな答弁のまま終えてもらったら困るよ。議会運営上の問題です」と呼ぶ〕

議長(巴里英一君) 和気君、もう 1 時間も過ぎておりますので、次かわります。

9番(奥和田好吉君) 2 1 6 ページの仮称泉南聖苑の問題ですけども、これは先ほど上野副議長が迫真の質問をされておりましたので、あと再度質問するのは心苦しいんですけども、聞いておってちょっと疑問な点が浮かんだのでお聞きしたいと思うんですけども、地元の説明会がまだなされてない。大体、予算を組むのは地元の説明会が終わってからだと思うんですが、その点どうなんでしょうか。

それから、217ページから218ページの水路改修事業費の測量設計委託料が1,150万円、工事請負費が3,276万円ですけど、この委託料の測量設計委託料が非常に高いように思われるんですけども、普通大体10分の1か8分の1ぐらいでできると思うんですけど、これは3分の1ぐらい使われているんで、どういう設計をされたのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

それから、222ページの自転車保管場所の新設工事、これはどこなのか、お聞きしたいと思います。

それから、先ほど非常に詳しくやりとりされておられたんですけども、225ページの砂川駅前再開発の答弁を聞いていると、非常に自信のない答弁をされて、聞いておって心が寒くなるような状態でございます。莫大な金を使って先行している土地がかなりあるのに、それが全くむだになっていくんと違うかなという不安な気持ちが起こります。もっと自信を持って、絶対にこの方向で泉南市の将来を見越してやっていくんだという、そういう命で取り組んで答弁していただきたいと思います。どうなのか、現実にはそういう答弁しかできないのかどうか、非常に不安な気持ちを起こしております。

それから、先ほども島原議員からも質問されておりましたけども、23

0ページの指導費の中の心の教室相談員賃金、これは一体何ですか、中身は。さっぱりわけわからん。マスコミで心の教育というのを非常に取り上げて、心の教育、人間教育が大事だというのを言われておりますけども、これは市独自でそういう心の教育をやっていくということで勝手につけたものか、あるいは府の方からの指導でこういう中身を考えられたのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

議長(巴里英一君) 白谷市民生活部長。

市民生活部長(白谷 弘君) 奥和田議員さんの御質問のうち、私どもは清掃総務費の関係と交通安全対策について御答弁申し上げます。

まず、216ページの泉南聖苑斎場基本設計委託料等の問題でございますが、先日来一般質問で御答弁申し上げてございますが、平成9年度の年度末でございますが、地元地区への説明にまず上がったわけでございますが、そのときには詳しい資料がないので、資料ができてからもう一度来なさいという御指示をいただきましたので、9年度事業といたしまして皆様方に御配付申し上げてございます基本計画を策定し、今年度は地元地区の御理解を得に行くわけでございます。

これから何度も地元の方へ出向かなければならないと我が方は考えておるわけでございますが、何分地区によりましては、いわゆる突っ込んだ質問もあろうかと思いますので、具体的に申し上げますと、まずできた後の環境なんかはどうなるとか、いろいろな質問があろうかと思いますので、本年度は基本設計と環境評価を早急に作成いたしまして、より細やかな説明を持って上がりたいと、このように考えておるところでございます。

次に、222ページの交通安全対策でございますが、工事請負費85万円でございますが、自転車保管場所新設工事でございます。これにつきましては、市場岡田線の高架橋の下が空き地になってございますので、私どもで不法に駐車しております自転車の引き上げた分の保管場所としてフェンスを設置したいと、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

議長(巴里英一君) 白地農林水産課長。

事業部農林水産課長(白地一夫君) 議員御質問のうち、217ページから 218ページにかけましての水路改修事業費の委託料の中身ということで お答え申し上げます。 この委託料は測量設計の委託料でございますけれども、これにつきましては狐池用水路等の測量設計ということで計上さしていただいておりますけれども、工事については次年度以降と考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長(巴里英一君) 曽木事業部参事。

事業部参事(曽木輝二君) 議員の御質問について御答弁させていただきます。

理事者の私の方の答弁がちょっと頼りないというようなおしかりのことと思います。今年度行いますケーススタディ(その 5)に基づき意向調査を行ってまいりました結果を踏まえ、区域の修正値、規模等について見直しを行い、地元の合意形成ができた段階で具体的に事業化を図っていくというスケジュールで取り組んでいくつもりでございます。

以上でございます。

議長(巴里英一君) 石野参与。

教育指導部参与兼指導課長(石野喜彦君) 心の教室相談員の事業の中身についてお尋ねであったと思いますので、中身について御答弁申し上げます。不安、ストレス等、最近の生徒の傾向としてそういったことがあります。それが問題行動となってあらわれたり、不登校となってあらわれたりしております。このため、生徒が悩み等を気軽に話せ、ストレスを和らげることのできる第三者的な存在、これが必要となってございます。そのための生徒の悩みの相談相手、話し相手となれるという心の教室相談員の設置でございます。

これについては、国が府に委託をいたしまして、そして私ども泉南市が 府から委託を受ける事業でございます。この事業を積極的に活用をいたし まして、今の生徒の問題行動並びに不登校に取り組んでいきたいと思って おります。

以上でございます。

議長(巴里英一君) 答弁漏れはありませんか。奥和田君。

9番(奥和田好吉君) もうちょっと親切な答弁をいただけませんか。わかりやすく質問をしたつもりです。わかりやすく質問してるのにわかりにくい答弁をされたら、これは再度質問せなしゃあないわけです。できるだけ 簡単にわかりやすく答弁願いたいと思うんです、親切に。どない何を言う てるのかわからん、正味言うて。

先ほどの218ページの水路の委託料が高いんと違いますかと聞いてるんです。ここ、ちょっとわかれへん。今質問したことに対しての答弁がちょっとずれてるような感じなので、ちょっとわかりません、ここ。高いんと違うんですかと言うてるんです。これは要するに、もっと何億とこれから予算が要るんやと、そういう意味のことを言うてるんかね。それであれば、もっと親切に答弁してください。

それから、砂川駅前の話については、先ほど非常にしつこいほど質問もされてやっておられたので、よくわかります。しかし、答弁そのものを聞いていると、非常に不安な気持ちが起こります。できるんやらできへんやら、ほとんどできへんの違うかという錯覚に陥ります。これであれば、市民の大事な税金が全く宙に浮いてしまうんと違うかなと非常に心配になります。実際に自信を持ってやるんやと、そういう心が見えてこない、ひとつも。これであれば、できないのにいわゆる予算をどんどん立てて、どんどん使っていくというのは、全くむだな金やと思います。

そうではなしに、ほんとにやるんだという気構え、そういうものがわからなければ、いつまでたってもこの市民の不安な気持ちがぬぐい去れません。もっとわかりやすく、理事長の上林助役、ここらのところを答弁してください。

それから、心の教育相談。一番わかってないのが、学校の先生が子供の心をわかってないんです。一生懸命子供のために教鞭をとっておられる学校の先生も非常に多いです。しかし、一部の中で子供の心そのものがわからずに、子供をしかってばかりの人がいてる。その学校の先生そのものの心の教育をしていただきたい。いろんなことを聞いております。子供というのは、必ずいわゆる登校拒否する子供たちには理由があるんです。シグナルを送ってるんです。それを事前にキャッチできなくして、子供が悪いとかええとかいう次元の問題じゃないんです。先生そのものがもっともっと真剣に子供の心をほんとに酌み取っていかなければならないと思うんです。

例えば校長の問題もそうです。子供が校長先生に私たちの心を知っていただきたいというて10人ぐらいが行っても、先生そのものが受け付けない、校長そのものが。そういうことも聞いております。教育委員会はもっ

と強くなってほしい。各学校の先生、校長の方々に、もっと教育というものはこうなんだという現場のことをわかった上でやってほしい。ただ、教育委員会があって、下から上がってくるものだけを受けてやっている状況では、ひとつもそういう子供の心の教育なんかできるわけない。もっとしっかり考えていただきたい。現場のことをわかって、そしてただ報告だけを受けるんではなしに、きちっとわかった上で指導していただきたい。どうなんですか、そこらの点は。

今回新しく指導部長ですか、校長先生をやっておられたんですね。二、 三日前初めて顔を拝見したんですけど、まだ御紹介がなかったんでわかり ませんけども、そこらのところ現場のことをよくわかっていらっしゃると 思いますので、明快に答弁いただきたいと思います。

議長(巴里英一君) 西坂教育指導部長。

教育指導部長(西坂恭明君) 大変申しわけございません。自己紹介がおくれまして申しわけございません。4月1日から教育委員会の方にお世話になっております。泉南市にお世話になって、ことしで5年目でございます。 樽井小学校で1年間、あと3年間信達中学校の校長としてお世話になりました。このたびこちらでお世話になってますが、ひとつよろしくお願いします。

先ほどの御質問等ですが、言われることのごもっともな点もございますが、やはり現場では頑張ってる先生もおります。私が現場におるときには、何でこんなに先生で忙しいんやろか。子供にもっと接する時間が欲しいというぐらい忙しい。何とかもっとスリムにならないものか。いわゆるスリムになるということは、仕事を減らすんではなくて、子供とできるだけ長い時間おれる時間をつくってあげたいというようなことを思っていたんですけども、こちらにお世話になった以上は、今お教えいただいたとおり、現場にも行きまして先生方とも話をしながら頑張っていきたいと、このように思っております。よろしくお願いいたします。

議長(巴里英一君) 上林助役。

助役(上林郁夫君) 奥和田議員の砂川の駅前再開発の件で再度の質問にお答えいたします。

私どもはこの準備組合設立後、いろんな事業環境の変わる中で、この前駅前特別委員会にもお示しした1つの案が、これは現在の事業化条件に一

番合っているという形で、これをたたき台に平成10年度から17年度にかけて一応事業化をしていきたいと。それで、組合の総会におきましてもそういう面を提示いたしまして、平成10年から17年度の工事完了の目標スケジュールも立てまして、一応了解を得ているところでございます。

したがいまして、この目標に向けてこれから10年度より頑張っていき たいという決意を持っておりますので、ひとつその辺御理解のほどよろし くお願いをいたしたいと思います。

議長(巴里英一君) 白地農林水産課長。

事業部農林水産課長(白地一夫君) 水路改修事業の委託料について再度御 説明申し上げたいと思います。

先ほどちょっとはしょって説明しましてわかりにくい点があったと思いますけれども、一応ここに挙げております委託料といいますのは、工事とは全然関係がというんか、直接結びついてはおりません。別個の内容でございます。

通常、改修事業を行う場合等につきましては、あらかじめ測量設計をやって、それから工事発注というような形になりますけれども、今回計上さしていただく分については、工事請負費と委託料は丸々別個の内容でございます。よろしくお願いいたします。(奥和田好吉君「何やわからへん」と呼ぶ)

ですから、今狐池用水路等で900万予算を上げておりますけれども、工事となりますと何千万というような工事になると思います。

以上です。

議長(巴里英一君) 奥和田君。

9番(奥和田好吉君) 先ほど元校長先生の――お名前何でしたかな。非常にわかります。学校の先生が苦労されているのは、非常によくわかります。しかし、一部の方でわからない方がいらっしゃるんです。例えば、家庭でももめごとがあった、それをそのまま子供たちにぶつけている方もよく聞きます。あるいは、学校の先生で非常にいわゆる挑発的なことも聞いております。あるいは、子供にたばこを与えてる方も現実にいらっしゃいます。あるいは、酒のにおいをぷんぷんさして学校に行ったという人も、父兄から苦情を受けております。こういったことは、校長先生が果たしてわかってそれを抑えているのか、あるいはそれを教育委員会に報告しているのか、

ここらのところが現在あいまいであります。

それから、子供の心の痛みというのは、その父兄の方、親御さん、そして子供しかわかりません。大変に親御さんが悩んでいらっしゃいます。そこで、スクールカウンセラーというのが一丘で大阪府の事業でモデル校として現在やっておりますけども、泉南市独自でこのスクールカウンセラーを予算を立ててやっていただけないかどうか。ここらも市長、ちょっと一言お願いしたいと思うんですけども、現時点ではどうなのかということを現場の中身を踏まえた上で一言お願いしたいと思います。

〔小山広明君「議長、議事進行で」と呼ぶ〕

議長(巴里英一君) 小山君。

2番(小山広明君) 先生が子供にたばこを与えてるというような発言が今 奥和田議員からあったんですが、そういうことであれば大変なことなんで、 そういう発言をそのままで議論進めてもいいのかなと、私ちょっと心配に なるんですが、そういうことがほんとに根拠としてあるから言っとると思 うんですがね。そういう事実があればやっぱり大変なことなんで、ちゃん と処理をして議論を進めないといけないんじゃないでしょうかね。

議長(巴里英一君) 奥和田君。

9番(奥和田好吉君) これは現時点ではありません。その子が卒業して、 そしてその子供が言ってるんです。これは子供のいわゆる機嫌をとるため なのか、仲よくしようと思ってるのか、これはわかりません。事実、それ は子供がもらったということを卒業してから言うてるんです。

議長(巴里英一君) 赤井教育長。

教育長(赤井 悟君) ただいま奥和田議員さんの御質問、それから小山議員さんの関連した御質問でございますけれども、先生が子供にたばこをというような話は、私は聞き初めです。泉南市ではまずないと私は確信しております。もちろん十分調査をしてまいりたいと思いますけれども。

それから、主題から外れてるんじゃないかなと思うんですが、ただ我々が手をこまねいて、先生方のいわゆる規範的な意識の薄れということを指摘されてるんだと思うんですが、私たちは決してそのことについて怠ってるというつもりはございません。毎月ほとんど校園長会あるいは教頭会等に出まして、常にそのことを呼びかけてきております。直接教職員に対しましての研修とか、そういったことを行っていますけれども、直接の学校

の中での監督、指導は、校長を初め教頭あるいはその他の担当の教師ということになりますので、我々としましては、やはり教職員の意識改革ということがやっぱり一番大事だというふうに思っておりますので、その辺は 御理解いただきたいというふうに思います。

それから、心の教室相談員の制度でございますけれども、それと一丘中学校に配置しておりますスクールカウンセラー、これは府の事業として、我々費用の関係もありまして利用さしていただいておりますけれども、もちろん市単独でもってできればやりたいという気持ちは十分ございます。ただ、一丘中学校でのこの成果を見まして、成果の上に立ってスクールカウンセラーの配置を考えてまいりたいというふうには考えおります。

それから、心の教室相談員というのは、石野参与の方から最初に御説明を申しましたように、政府が5月11日に国の補正予算の閣議の中で決定された、突然と言うと大変語弊がありますけれども、今の時期を反映しての予算配分という形になったわけでございます。

趣旨としましては、何度も申し上げておりますので恐縮でございますけれども、中学生のいわゆる殺傷事件とか、あるいは問題行動が大変社会問題になっているということの中で、問題行動を起こす原因の1つには、やはり子供たちの悩みあるいは不安、ストレス、こういったものがたまっているからだというふうなことから、そういったことを第三者的な存在である人を身近に配置してやってみてはどうかということでの施策でございます。これはもちろん2年間の事業でございますから、これも我々十分活用しながら、先ほど島原議員さんからの御質問もございましたように、指導員につきましても決まったこういう人を選べということを目指して、そういう指導員の選定もやりながら、今の中学生の抱えている問題、教育課題を1つでも解決していきたいなと、こんなふうに思っているところでございます。どうぞよろしくお願いします。

議長(巴里英一君) 奥和田君。

9番(奥和田好吉君) 教育長ね、あなた自信持ってそうおっしゃっておられますけども、じゃ私が個人的に何回もあなたに言っております。例えば酒のにおいをぷんぷんさしてる。父兄の方から非常に苦情を受けてる。何

回も言いました。これ半年間に――1年間かな。2回ほど言いましたね、あなたに。校長の方からその報告ありましたか。あるいは、校長先生に何回も私たちの話を聞いていただきたいと、そして10人ぐらいがその要望を出したけども無視された。校長の方からそういう報告ありましたか。

議長(巴里英一君) 赤井教育長。

教育長(赤井 悟君) ただいまの校長からの報告でございますけれども、 特にそういった報告は聞いておりません。

議長(巴里英一君) 奥和田君。

9番(奥和田好吉君) それであれば自信を持って言えないでしょう。どうなんですか、その点。子供たちは、現場でそれなりの悩みを持って訴えてるんです。

議長(巴里英一君) 赤井教育長。

教育長(赤井 悟君) 再三の御質問でございますが、私の方で責任を持って校長一人一人に当たって調べていきたいと、かように思います。

〔奥和田好吉君「学校名も名前も言ってるでしょう」と呼ぶ〕

- 議長(巴里英一君) 奥和田君、事実きちんとそのことが教育委員会に上げ られたかどうかということは確認されてませんようです。奥和田君。
- 9番(奥和田好吉君) 私は、これは教育長に申し上げたことが――記憶ありませんか。もしないと言えば大変なことですよ。今ここで質問してるのは、自信を持って言われたので、こういう問題があったでしょというのを確認してるんです。そういう行動を起こしましたか。事実、そういう報告を受けてませんと言ってるから言ってるんです、現場から。

議長(巴里英一君) 赤井教育長。

教育長(赤井 悟君) 誤解があってはいけませんので、正式に学校から報告を受けてないということでありまして、例えば前の日にそういった、何といいますか、飲酒とかそういった行動があって、残っているんではないかというふうなことでのことは、聞いたことはあります。もちろんこれにつきましては、そういったことのないようにということでの服務の厳正ということで指導してまいったところでございます。

以上です。

議長(巴里英一君) 奥和田君。

9番(奥和田好吉君) 例えば、子供たちが私たちの心を知っていただきた

い、私たちの気持ちをわかっていただきたいということで、校長に再三申し入れた。にもかかわらず受け付けられなかった。その父兄を教育長に会わしたでしょう。そして、そのときに中で起こった問題のいろんな苦情を言ったでしょう。それから約半年後、1年後やったかな。その子供たちを何とか会わしてあげたいということで、再度私は教育長に言ったでしょう。そして、父兄の方がこういうふうに言ってるから、何月ごろに教育長の時間があくから電話しますよと。それから電話しましたか、あなた、その父兄の方に。非常にものすごく興奮されたというのはわかってるでしょう、会われて。

議長(巴里英一君) 赤井教育長。

教育長(赤井 悟君) 今のお話につきましては、個人的に先生からのお話がございまして、私は日曜日に保護者の方と一緒にお会いしました。このことにつきましては、前に御答弁申し上げました。それから、その後私は直接この子供について、あるいは保護者について、常に指導していくという立場でありませんから、学校を通じて絶えずそのことは指導していってもらうように指導しております。ただ、残念ながら子供のその状況についてはなかなか進展を見ない。それについては、それぞれのいろんな事情がございまして、大変難しい状況にあります。(発言する者あり。奥和田好吉君「ちょっと私語とめさしてよ。邪魔せんように」と呼ぶ)

議長(巴里英一君) 不規則発言、御静粛に。

今奥和田議員が言ってるのは、教育長がそれをきちっと当局に指示したということになるんですか。そのようなことに対して指示されたということでの理解でいいわけですか。校長に教育委員会としてされましたね。 ――ということでございます。 いいですか。

〔奥和田好吉君「いいことあらへん。話の途中や」と呼ぶ〕

議長(巴里英一君) だから、指示したということで理解してます。

[和気 豊君「議長、議事進行」と呼ぶ]

議長(巴里英一君) 和気君。

以上でございます。

13番(和気 豊君) ちょっと話が、我々一生懸命成り行きがどうかということで、事は非常に重大な問題だけに傾聴して聞いてるんですが、なか

なかお 2 人の間の話のような中身になっていってるように思いますので、 やはり聞いてる皆さんにも理解できるような中身として議論を進めていた だきたいなと、これは当然のことだというふうに思うんです。ちょっと議 会運営上の問題としてお願いしたい。

- 議長(巴里英一君) 組織でございますから、教育長が指示をしたと、あるいは指導したと言うなら、どの形でどうなったのかということの一定の報告なり何なりがあったかと思われます。そういうものがあるならある、なければないということでいければ、また質問者も形をかえられると思いますので。赤井教育長。
- 教育長(赤井 悟君) 同じ問題で大変恐縮でございますが、私の方ではその後校長、教頭には指示をいたしまして、生徒指導主事にも指示をいたしまして、これはプライバシーにかかわる問題もありますから、公の場でその中身を申し上げるというのは、私としては大変つろうございますので、ただ学校に対しては指示をしてますし、その後の状況というのは、ほとんど毎日教頭が見えます。たまたま私がおるときには、その状況を常に聞いております。ただ、先ほども申しましたように、いろいろ友達関係だとか、あるいは家庭の事情だとか、いろんな関係でなかなか進展が難しいと。登校拒否にはなっておりません。

議長(巴里英一君) 奥和田君。

9番(奥和田好吉君) それでは、スクールカウンセラーを市の独自の事業 として要望したいと思うんですけども、どうなんでしょうか。これは予算 の絡むことなので、市長の方に御答弁願いたいと思います。

議長(巴里英一君) 西坂教育指導部長。

教育指導部長(西坂恭明君) スクールカウンセラーにつきましては、先ほど教育長の方からも申し上げましたとおり、一丘中学校の成果を見た上で考えていきたいなというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

議長(巴里英一君) 向井市長。

市長(向井通彦君) まず、今教育委員会でお答え申し上げたように、教育委員会の方で整理をしていただいて、そして予算を伴うということであれば、予算要求をされた段階で私の方で——最近、教育という問題は、私も極めて大切だというふうに思いますし、キーワードだと、こういうふうに

言っておりますので、その辺を十分考えて配分を考えていきたいというふうに思っております。

〔奥和田好吉君「はい、結構です」と呼ぶ〕

議長(巴里英一君) ほかに。 ―――北出君。

2 1番(北出寧啓君) 2 1 1 ページの歳入合計ということでございますけれども、改めて歳入にかかわる減免措置についてお尋ねしたいと思います。まず、資料をいただいたわけですけれども、平成 8 年、 9 年、 1 0 年度の減免措置についての総額をお示し願いたいんですけれども。それをお願いいたします。

議長(巴里英一君) 中田総務部参与。

総務部参与(中田正純君) 北出議員さんの御質問にお答えいたします。

8年、9年、10年でございますが、10年度につきましての御質問であったかと思いますので、お答えいたします。10年度に新たに2件、金額にいたしまして26万3,300円でございます。

議長(巴里英一君) 北出君。

2 1番(北出寧啓君) まず、減免措置の根拠をお尋ねしたいんですけれど も、地方税法367条に一応減免措置の規定がございますが、ここに「そ の他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、 固定資産税を減免することができる。」というふうに地方税法には記載されておりまして、これを受けて泉南市市税賦課徴収条例第60条に、市長が特別に必要であると認めた者で別個に規則で定めた者というふうなこと、 それから公益のために直接占有する固定資産というふうに何カ所かあるんですけども、この別に規則で定めた者というこの規則はございますのでしょうか。

議長(巴里英一君) 市道課税課長。

総務部課税課長(市道登美雄君) お答えいたします。

規則といいますのは、泉南市市税賦課徴収条例施行規則ということで、例規類集の中に載っております。それで、その規則の第9条の中で、固定資産税の減免という部分が規定されておりまして、その2項の中で、これらの規定に類する事由及び公益上、その他の事由で特に必要があると認めた場合においては、これを軽減または免除することができるというふうに規定されております。

以上でございます。

議長(巴里英一君) 北出君。

2 1 番(北出寧啓君) 現在深刻な財政危機ということで、歳入の確保と歳 出の抑制というのは、焦眉の課題となっております。したがって、よほど のことがない限りは、減免措置は控えるべきだというふうに考えます。

その点に関して資料をいただいたんですけれども、これは10年度に関係してくると思いますので御質問いたしますが、平成8年度から9年度にかけて集会場が10個から11個にふえておりまして、この増加額が226万9,500円、それから体育施設、ゲートボール場が7件から8件にふえておりまして、これが296万5,100円から438万2,000円と141万6,900円増加しております。これは当然平成10年度にも減額措置として計上されていると思いますが、いかがなものでしょうか。そして、それについての公益性に基づいた合理的な説明をしていただきたいと思います。

議長(巴里英一君) 市道課税課長。

総務部課税課長(市道登美雄君) 10年度で減免の総額ですけれども、約980万円になってございます。これは今のところ減免の申請がなされて、減免の措置をとっておるものでございます。ですから、この先まだ出てくる可能性というのはございます。

それと、集会場で8年から9年にかけまして1件ということで、御指摘のとおり約220万ほど、それから体育施設ということで約140万余りと、数字はそのとおりになってございます。

以上、公益性につきましては.......

〔北出寧啓君「ただ、それが平成10年度にも同じように適用されてるのかということをお聞きしたいんです」と呼ぶ〕

総務部課税課長(市道登美雄君) (続)済みません。集会場につきましては、同じ件数やってございます。それから体育施設につきましては、1カ 所減っております。7カ所になってございます。ということになってございます。

議長(巴里英一君) 中田総務部参与。

総務部参与(中田正純君) 私の方から公益性ということで御質問いただき ましたのでお答えします。 公益と申しますのは、広く一般社会の利益を言うものとされております。何が公益かは、具体的にはその内容、性質等により、社会通念上個々にケース・バイ・イケースで解決していくというんですか、判断せざるを得ないと考えておるところでございます。

議長(巴里英一君) 北出君。

2 1 番(北出寧啓君) さきの答弁なんですけども、体育施設が1件減ったということで答弁いただいたんですけれども、私が質問さしていただいたのは、8 年から9 年にかけてふえてますよね、1 4 1 万 6,9 0 0 円というこの該当する体育施設が平成1 0 年度も減額措置の対象となってるかどうかをお聞きしたんです。

今、公益性についてお聞きしたわけですけれども、基本的にはある社会を構成する個人や集団の私的利益に対して、その社会の全構成にかかわる共通の利益ということで公益性と言われてると思うんです。ただ、この場合に、これは行政手続法も関係してくるんですけれども、その場合の判断は主観的価値がやっぱり介入してくると。そのために、どうすればいいかということなんですけれどもね。その点はいかがお考えでございましょうか。

議長(巴里英一君) 中田総務部参与。

総務部参与(中田正純君) 減免に対する公益性の判断でございますけれども、私どもの方は公益上の判断といたしましては、その施設が地域の社会生活の向上、増進に寄与されているかどうか判断した場合、減免の対象となり得ると考えているわけでございます。その施設がスポーツ施設であり、集会場であり、またエコ農園、家庭菜園、いろんな不特定多数の人が利用できれば、減免の要件がクリアされているんじゃないかと考えているところでございます。

議長(巴里英一君) 北出君。

2 1番(北出寧啓君) それはそういうことで、原則的な公益性については 結構でございますが、私が申させていただいたのは、行政当局の判断にお いて主観性が介入してくると。それを是正するためにどうするかというこ とで、いわゆる政策決定過程ですよね。その過程にいかに民主的な討議と か調整が行われてるかということなんですよね。それによって、公益性が 保障されるということと理解さしていただいているわけですけれども、そ れに対応する法は、平成5年度に成立いたしました行政手続法でございますけれども、これは公正の確保と透明性ということを求めておるわけで、理念として掲げてありまして、第5条では、申請により求められる許認可等をするかどうかについて、判断するために必要とされる審査基準ということが要求されるということが記載されておりまして、公益性に関して、説明は結構なんでございますけれども、例えばゲートボール場なんかですね。その場合の公益性を判断する場合に、どのような角度から議論されて減免措置の決定過程に至ったのかということを御説明いただきたい。

議長(巴里英一君) 中田総務部参与。

総務部参与(中田正純君) 減免の決定判断でございますけれども、体育施設の場合、私どもの方は市民の利用に当たっては無料とする、体育振興の一助として公共性が高いことを理由といたしまして、各部課の方からの申請に基づきまして審査いたしておるところでございます。また、書類審査のみならず、現場に行きましてその施設を現場確認等も行っているところでございます。

議長(巴里英一君) 北出君。

2 1番(北出寧啓君) 事例研究としてちょっと取り上げてみたいんですけども、141万6,900円のゲートボール場が一応減免という ――だから単に公益性という問題もございますし、その利用率と、これで減免総額が140万何がしになっておりますから、それだけの費用を投入して効果的な地域の公益に供するような形でそれが利用されてるのかどうか、あるいは決定過程でそういう形が行われていたのか。例えば、多数の地域住民がそれに参加し、それを利用し、それが無料使用等という ――これは無料ですからね、減免対象にする場合は。無料使用で供しているというふうな条件があったのか、その条件はだれが判断したのか、あるいは今後なってからそうなるだろうと予測のもとに行ったのか、その点についてお聞きしたいと思います。

議長(巴里英一君) 中田総務部参与。

総務部参与(中田正純君) お答えします。

私ども税サイドといたしましては、申請が上がってきて、先ほどもお答え申し上げましたとおり、書類審査、また現場の施設が有効に利用できるかという判断はいたしますが、その後の運用面につきましての利用の稼働

とかそういった面については、原課の課、部の方にお願いいたしておると ころでございます。

議長(巴里英一君) 北出君。

2 1 番(北出寧啓君) だから、申請が上がりますよね。それを一定の審査 基準に基づいて判断するわけですね。課税課は減免対象という最終決定を していくと思うんですけれども、例えばゲートボール場の場合は、原課は どこなんですか。

議長(巴里英一君) 市道課税課長。

総務部課税課長(市道登美雄君) お答えいたします。

担当部といたしましては、教育委員会というふうになってございます。 議長(巴里英一君) 北出君。

2 1 番(北出寧啓君) 教育委員会にお尋ねしますけれども、減免対象にした決定プロセスのその合理的根拠をお示し願いたいと思います。

議長(巴里英一君) 山内教育総務部長。

教育総務部長(山内 洋君) 税に関する業務は市長部局の業務でございまして、教育委員会が直接手続上かかわることは全くございません。また、権限もございません。ただ、ゲートボール場につきましては、泉南市が直接地主の方から無償でお借りいたしまして、ゲートボール場に整備、維持管理している部分が4カ所ほどございます。これにつきましては、無償でお借りしているということでございます。また、ほかにも地域でお積極的に申し上げておるところでございます。また、ほかにも地域でお借りしているゲートボール場も10カ所程度ございます。これらについては、税の軽減とかについては地主さんが直接申請をされるわけでございません。

議長(巴里英一君) 北出君。

2 1番(北出寧啓君) ちょっと答弁が食い違うと思うんですけれども、減免対象になる場合に、するという決定 だから、地主から申請が上がってくる。その決定手続の民主的討議はどこでなされて そうしたら教育委員会は手続上の決裁はしてないわけですか。そしたら、審査基準はどこで 市長部局でございますか、今おっしゃったように。課税課、ちょっと答弁が食い違ってるんですけれども。

議長(巴里英一君) 中田総務部参与。

総務部参与(中田正純君) 減免の申請でございますけれども、私どもの方は減免に対しましての申請書というんですか、これについての条件面とかいろんな申請書類がございますけれども、そういったものにつきましては、原課から私どもにおりて、最終的には私どもの方の判断で市長の決裁をいただくと、そういうシステムになってございます。

議長(巴里英一君) 北出君。

2 1番(北出寧啓君) ちょっと全く理解できないんですけれども、行政手続法の問題も含めて、許認可をするかどうかを判断する審査基準がございます。その審査基準をどうするか。その審査基準については、どの原課が政策協議をして決定に至るかということをお聞きしているわけですけれども、教育委員会も課税課もうちではないというふうに申されておりますと、そうしたら一体どこでその――しかも、これは140万を越えてる減免総額でございますから、簡単に決裁できるような額ではないと思います。特に課税徴収率が悪いというふうな状況、歳入の状況が非常に悪いと。そういう状況で、できるだけそういう、それこそとりわけ大きな特典がない限り、減免措置の対象にはなりにくい時代的状況だと思うんです。それをあえてこういう140万にもなろうとする減額をどこの過程で審査基準もなくて、どこの課で民主的討議を経て決裁を行ったかというのがあいまいだというのは、非常に私は納得できない。どういうことなんでしょうか。

議長(巴里英一君) 市道課税課長。

総務部課税課長(市道登美雄君) ただいまの件にお答えいたします。

私ども減免につきましては、当然私ども課税課の業務ということで、私課長といたしまして責任を持って市長の決裁を受けると。その決裁を受ける書類といたしまして、ただいま御指摘されておりますケースにつきましては、そこの地域の区長、老人会の会長、それからゲートボール会長連名によります市長並びに教育長に対するゲートボール場整備の要望書の写しがまず1点ですね。それから、その所在する区と所有者の間の土地使用契約書、これは無償で貸しておるということの裏づけとなるものでございまして、これもまた写しということでいただいております。それから、部長名で課税に対しまして配慮をしてほしいという依頼書ですね。それと、最終的には非課税というんですか、それの依頼ですね。それと、そのゲートボール場に関します整備の計画書、どういう形でそういう球技場というん

ですか、ゲートボール場にするかと。それだけの書類をいただきまして、 その内容を見てみまして、先ほど私どもの参与の方から述べたとおり、公 共性があるというふうなものというんですか、そういう部分がございまし た。ですから、それをもちまして、私どもの方といたしましては、あくま でもゲートボール場をするかどうかという確認は行っております。

しかしながら、その利用頻度とかその必要性とか、その辺につきましては、我々課税サイドでは判断に苦しむ、困難であるということで、実際上そこにあるかないか、それが球技場に使われるということでの依頼という形ですから、それに使われる状態になってるかと、そこの確認をいたしまして決裁に回したということでございます。

以上でございます。

議長(巴里英一君) 北出君。

2 1 番(北出寧啓君) 行政手続法の第38条にこうあります。「地方公共 団体は、第三条第二項において第二章から前章までの規定を適用しないこととされた処分、行政指導及び届出の手順について、この法律の規定の趣旨にのっとり、」 ――次ですね ――「行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」というふうになっておりまして、先ほど申しました審査基準というのも当然 問題になってきております。

今課税課の話したような形では、形式的なことだけで審査基準も何もないわけですね。それで、教育委員会はその減免措置の決定にかかわっていないということで、そうしたら第三者がこれしますよと言ったら、簡単にこういう150万にも及ぶ減免措置を伴う大きな施設を実際簡単に減免措置対象にするということで、それでいいんでしょうか。

それと、実際運用上の問題で、私が知る限りほとんど使われていないんじゃないか。例えばテニスコートにしても、双子川テニスコートがございます。ほとんど皆向こうを使っておりますね。ゲートボール場にしても、稲荷神社の横にゲートボール場がありまして、ほとんど運用もされていないというふうに思うんですけども、その現状の利用率とか、その辺についても答弁を願いたい。

そして、賦課条例の中で、ちょっと手元にないんですけども、一応効果 が終わったときは、直ちに所有者はそれについて申請しなければならない というふうに書かれておりまして、例えば一切運用されていないということで、あくまで減免対象が運用されていないとすれば、減免措置を続けるということは、これは裁量権の乱用になるんではないか。これは行政訴訟法に関する問題が抵触してくるのではないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

議長(巴里英一君) 市道課税課長。

総務部課税課長(市道登美雄君) お答えいたします。

私ども減免といたしまして、公共のということでゲートボール球技場として使用ということでそれなりの依頼をいただきまして、それに使っておるということで減免という措置をとっておりますので、もし使われていないということになれば、申し出というんですか、申請の内容と食い違いが出てくるということになりますので、その段階になりますと、減免はできないという判断になろうかと思います。

以上です。

議長(巴里英一君) 北出君。

2 1番(北出寧啓君) これは教育基本法の10条に、例えば「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を持って行われるべきものである。」ということと、スポーツ振興法の中の諸規定を読みますと、管轄は教育委員会にあると思うんですけど、当然諸決定の課程に責任を持つ原課として、私は教育委員会ではないか。あるいは市民生活部なのかもしれませんけれども、その辺においておかしいじゃないですか。

僕は課税課も今のでも答弁対象にならない。審査基準も設定できないし、その決定のプロセスにも参与してないわけですから、もう課税課の答弁は結構なんですけど、そうしたらだれがこの審査基準の決定に参与して、討議に参加して、その決定を経たのか。課税課はその結果でしょう、申告を受けて減免対処するのは。そうじゃないんですか。どこが決定するんですか。

これこそ行政手続法の透明性やら公平性の確保とかに全く反するんじゃないんですか。どこに透明性や公正性があるんですか。だれでも勝手に、はい、スポーツ施設にこの広大な土地を提供するから減免措置で出してくださいと言ったら、すぐ出すわけですか。課税課がそれで決定するわけですか。

それから、公益性の問題で、それこそ何百人も利用しているのはいいですよ。地理的条件から、利用率からいって、ほとんど利用されていないような施設に、このような減免措置が簡単に行われるというのはおかしいじゃないですか。だれか責任ある答弁をしてください。

議長(巴里英一君) 遠藤助役。

助役(遠藤裕司君) 議員の方から、1つは行政手続法に関するいろんな点でお教えをいただいておりますけれども、たしか行政手続法につきましては平成6年10月に施行されております。おっしゃるとおり行政運営における公正の確保と透明性の向上ということで、その行政の判断過程あるいは事案の処理過程におけるさまざまな手続をできるだけ透明にしていくという趣旨で制定をされております。

これについては、現在国の法律等については対象になっておりますけれども、地方公共団体の固有の事務に関する条例、これについては残念ながら適用されておらないと。しかしながら、その透明性の確保ということについて、地方自治体でも努力をするようにということで、いろんな都道府県あるいは市町村で行政手続条例というのが制定をされる状況になっております。

しかがいまして、私ども泉南市でもまだその条例がなされておらないわけで、今後我々としても、そういう我々の持つ固有の条例、個々の条例に対するそういう判断過程における透明性の確保ということで、おっしゃるような審査基準といいますか、ものをできるだけ客観的なものとしてつくっていく必要があろうかと思います。これは今の我々に課せられた1つの宿題であるというふうに考えております。

具体に先ほどからの御質問の件でございますけれども、これは先ほど課長からもお答えをしました、あるいは地元からの要望書あるいは地権者との契約書の写し、それから原課からの依頼書、それから整備計画といったものを総合的に判断して決定をしていると。現状において、今はそれが審査基準になっておると。これがいいかどうかということについては、また御議論があろうかと思いますけれども、先ほど議員からお示しのある行政手続法の精神というものにのっとりながら、できるだけ客観的なそういう審査基準というのが、今後我々としてもつくっていかなければならないというふうな課題だろうというふうに思っております。

以上でございます。

議長(巴里英一君) 2時間経過しておりますので、ちょっと……。

2 1番(北出寧啓君) もう1回改めて確認さしていただきたいんですけども、行政手続法の第5条ですね。「適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。」ということがあるわけですよ。これはもう発効されてるわけですから。これから市長も情報公開条例を出されるということですから、これは行政手続法の精神を踏んでるわけですからね、今のようなあいまいな答弁であれば、情報公開条例は怖くて出せないですよ、正直。今議会だけで質疑応答をやってるからいいですけど、これ市民から来るわけですからね、情報公開条例が施行されれば。こんなあいまいな審査基準では、全然もうどうにもならない。その辺、議会もいろいろ情報公開条例 一議会はちょっと含まれにくいんですけれども、その辺もございます。

今の決定過程について答弁がございませんけれども、この辺でやめさしていただきますけれども、今後まだその辺のあいまい性を残したままいわゆる減免措置を継続したら、改めてまた私は行いたいと思います。よろしいですか。

以上で終わります。

議長(巴里英一君) 7時まで休憩いたします。

午後6時14分 休憩

午後7時 2分 再開

- 2 2 番(林 治君) できるだけ協力いたしまして……。まず、2 1 2 ページの関西国際空港の南ルートの調査委託料、平成7年から府と共同してやってるということで3年間ですが、これはたしかずっと以前から、南ルートについての調査というのはやってきたと思うんですが、まず金額ででもいいですから、ちょっとどの程度やってきたか明らかにしていただきたいと。これが1点。

それから、次に216ページ、ここに泉南聖苑葬祭場基本設計の委託料

とその斎場建設に伴う環境影響評価書作成というふうに委託料がそれぞれ 載っておるわけですが、これで私はちょっとつらつらと、こう見せていた だいて、この斎場のここの基本計画の策定がされておる中身を見ますと、 将来の人口とか一般的な死亡者数を予測して、その数値を基本にしてこの 火葬の取り扱い件数とそのことを求めて、またそれに必要な火葬炉の基数 を算定するということになっておるんで、私はその点についてはいいと思 うんです。ただ、この場合、この人口動態、高齢化とか少子化の問題なん かもよく含めて検討をされているんだろうなとは思いますが、問題はここ で火葬炉については、ここがいい悪いという前ですが、樽井も樽井町時代 の火葬場ですね。市がその後改修を一遍か二遍しましたけども、もう うの時点では古い火葬炉になって、あれではもう早くからその周辺の人た ちからも、例えば泉南高校の生徒さんからも、直接風向きのときには嫌だ 嫌だと言って、やっぱりそういう声も聞かされておるんです。

だから、あそこに置いてるんなら早く新炉をもっといいものをつくれという話もありますが、それをつくられるとずっと置かれるので嫌だということもあって、これはもう早く火葬炉を別なところにつくってほしいと。そういう点では、この計画そのものは、こういう計画が具体化していくことについては、非常にありがたいし、早くやってほしいということになるんですけれど、そういう点では総論ではいいわけです。

あと、あそこでの斎場としての扱いですね。あそこでいわゆる俗に言う 葬式ですね。葬式をするということになると、例えば樽井地区もひとつは 今葬祭場をつくろうということが樽井区の内部で具体化しようとしてると か、それから旧来のまちで小さな村落というか、いわゆる区もありますが、 それぞれの集会所でやってるとか、そういう実態がずっとあるんですね。

そういうことが、この計画が一般的にさっき言った将来の人口とか死亡者数で火葬炉の基数を出した上で、あと葬祭そのものを数字として出してるとすれば、これはちょっと過大なものをつくってしまうことになりはしないかと。

そのことと、それと同時に、墓地の問題もそうです。相当長い将来にわたっての計画ですからあれですが、墓地の基数についても、樽井なんかも最近新しく212基の墓地をつくりました。ただし、新興団地もたくさんできてますから、その辺では泉南にいついてもらうというんですか、泉南

で住んでよかったまちだということで、お墓もここだというふうになっていただくと、それはそれでいいわけなんですが、それとの兼ね合いがあると思いますが、単純な人口増加を当て込んだ基数を入れるということになると、問題になると思うんです。

そこで、そういうことと同時にやっぱり大事なことは、地元同意を取らないで、ここではすぐに基本設計委託料と、こうなってますね。基本設計に入ってしまうということになると、この予算が通ったからすぐにそうだとなると、そういった問題と同時に、地元同意がきちんとやられないでこういう施設建設というふうになると、非常に問題だと思うんですね。やっぱりこういう問題というのは、どうしても総論の問題と各論の問題がありますし、やっぱり各論の問題では、私はそこらもきちっと後でトラブルのないような同意のとり方を、その辺は慎重にやっていただかなくてはならない問題ではないかなというふうに思います。

あと、若干 2 点ほどですが、 2 2 6 ページの樽井駅周辺地区再開発等調査費のところですが、午前中の審議で私はここで一言、 そっちの方でやりたかったんですが、これが樽井駅からロータリーへ入っていくものだと聞いてるんですが、事前に担当者の方に聞いたら、いや南海電鉄との間で十分話し合いができないんだということになってるらしいんですが、今バスは移転したんですが、あと閉鎖してしまってるんです。

ここ最近雨が多いんですが、雨の日にあそこで、この間も朝どなり合いというたらおかしいけど、奥さん方が多いんでいわゆるどなり合いじゃないんですけど、それでもやっぱり中には窓を開けて危ないということで、わっとやり合いするようなことも起こったりもしてるんです。

そこで、南海電鉄の方はいろいろ言い分もあって難しいかわかりませんが、ここはひとつ今は担当のレベルでのお話なんですが、もう少し、例えば中山さんという事業部の次長さんがおられますけども、その辺の方とお話し合いをしていただくとか、できたらそこのドアをあけていただく段取りを何とかして、この工事が完了までの間、市民の安全を確保してほしいということをお願いをしたいし、そのことについてどうかということです。

あと、227ページの信達樽井線、もうこれで終わりますが、この下ですが、昔ホルモンあさけのあったところの向かい側です。おりて行って、いつもここは詰まってます。確かあそこは用地は確保できてると思うんで、

例えばあれなんかは早く右折、左折の車の入るところを準備できないのかなと思うことです。あそこはせっかく土地を早くから買い取ってるのに、なぜあそこはできないのかなと。いろいろと難しい点があるかもわかりませんが。

以上、大まかに4点です。

議長(巴里英一君) 樋口市長公室参与。

> 〔林 治君「金額をちょっと言うてくれ。金額を聞いてるのに」 と呼ぶ〕

市長公室参与(樋口順康君) (続)平成7年度から大阪府と共同調査で1 00万ずつ、それぞれ折半いたしまして出しておりまして、委託料として は毎年度200万の調査委託となっております。今年度は、7、8、9と いうことで3年間かけてやっておりまして、今議会でも予算を御提案さし ていただいておりますけども、平成10年度につきましても100万円の 調査委託を御提案しております。よろしくお願いします。

議長(巴里英一君) 白谷市民生活部長。

市民生活部長(白谷 弘君) 林議員の御質問のうち、216ページの泉南聖苑葬祭場基本設計委託料等についての御質問にお答え申し上げます。

まず、林議員御指摘の件につきましては、一般質問で御答弁さしていただいておりますが、議員御指摘のとおり第1期事業といたしましては、火葬場を含む葬祭ゾーンからかかってまいりたいと考えておるところでございます。

それと、2点目の葬祭場は若干過大ではなかろうかという御質問もあったと思いますが、これにつきましては、私どもは葬祭場の利用頻度につきまして本基本計画説明書にも載ってございますが、まずこの基本計画説明書の49ページに葬祭場の利用頻度と申しましょうか、そのようなものが

記載されてございます。これによりますと、近畿地方では自宅で葬儀をする方が約35.8%、寺、神社、教会等が11.5、町内会、自治会などの集会所、公民館等で24.3、葬儀専門の式場、いわゆる我が方が予定しているような場所でございますが、そのような場所が21.6と、このようになってございます。

基本計画書によりますと、まず平成32年には死亡者数が762名程度になるのではなかろうかという予測のもとに、先ほどの21.6%で需要割合としまして2割、また年間稼働日数から計算しますと0.418の利用があるのではなかろうかと、このようなことになってございまして、何分その利用頻度に関しましてはこのように出ておるわけでございますが、式場等の平米等につきましては、若干林議員の御指摘のように広い分野もあろうかとも思いますが、長い将来的な件を考慮しますと、これだけのものも必要ではなかろうかと。この件につきましては、基本設計を正式に発注するまでには我が方の墓地検討委員会でも十分議論いたしまして、慎重に当たっていきたいと、このように考えてございます。

それと、地元同意の件の質問もあったと思いますが、私どもといたしましては、まずこの墓地公園についての地元の説明については、今年度全力を尽くして御理解を賜るようにしたいと、このように考えてございます。何分このような大規模工事のことでございますので、一度や二度の地元説明では御理解を賜るわけにはいかないかもわかりませんが、最低限度この設計委託の発注並びに環境影響評価書の作成事務に関しましては、御理解をいただけるよう精いっぱい努力してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

議長(巴里英一君) 曽木事業部参事。

事業部参事(曽木輝二君) 林議員の御質問に対して御答弁させていただき ます。

昨年、一応駅前ロータリーをつくりまして、バスの路線につきまして南海さんの御協力をいただきまして、ロータリー側に移していただいてるところでございます。

先日、樽井の区長の方から、特に雨の日、混雑して困ってるというよう なことで、何とかならないのかという御要望もございました。それを受け まして、第1段階として、南海の方の不動産統括の方の課長に協力していただけないかということも要望してまいりました。その後、一課長の方ではちょっと返答しかねるというようなことで、南海の方の経営指導の方の部長さんの方にもお願いしたわけでございます。

今までは停留所が駅前にあった関係で、南海の方としては好意的にあそこを使わしとったというようなこともありまして、それと今後事業をするんだろうというようなことで、南海の方からはその事業を急いでやったらどうだというようなことで、一応南海としては、今の段階ではちょっと協力しがたいというようなことでお断りされている現状でございます。

樽井の区長さんの方にも、いろいろとそこらのところにつきまして御説明もし、おわびもしていった中で、市の方が暫定的に駅前ロータリーを整備してきたわけでございますけども、そこのところを使用できるような格好で、PR不足だというようなこともありまして、それはまことに申しわけないというようなことを申してまいったわけでございます。このPR不足について、うちの方もそうだったというようなことで、昨日駅の改札を出たところにつきまして、この夏に事業の方も発注するような計画になってございますので、それから事業が終わるまでの期間、御迷惑をおかけしますけども、ロータリー側の方を御利用してくださいというようなことで看板も立てまして、PRしているところでございます。

以上のような経過でございます。

議長(巴里英一君) 池上道路課長。

事業部道路課長(池上安夫君) 林議員の御質問のうち、信達樽井線の堺阪南線の山手側の交差点の改良の問題につきまして御答弁いたします。

信達樽井線につきましては、今現在は堺阪南線からりんくうタウンへの区間、いわゆる都市計画法による事業認可を受けまして鋭意事業中でございます。したがいまして、御指摘の改良工事等を実施するということになりますと、市の単独費になると、国庫補助対象にならないということになります。ですから、今現在はそういうことでもって、そういう改良工事の予定はしてないわけであります。

ただ、相当今の事業認可区間の事業の完成まである程度時間を要するというのが現実でございますので、その間既に取得済みの用地の有効活用という観点と、それから現実的には右折レーン等交差点の改良が工事さえす

ればできるという状態でございますので、その点の必要性につきましては、 我々も認識いたしておるところでございますので、よろしくお願いいたし ます。

議長(巴里英一君) 林君。

2 2 番(林 治君) 今御答弁あった問題から逆にちょっと……。必要性を認識しているところというのと具体化するということとの兼ね合いがあるんで、ひとつ全面的な改修というんですか、できなかったとしても、一定の右折、左折の車の流れをよくすることについての具体化は、これはできたらぜひとも——これは、あそこを通ってる人はみんな思ってることだと思うんです。そのことをひとつ、これはもう要請しておきます。

それから、駅の方のロータリーのことも、今ここでちょっといろいる長々されたんですが、その話はもう事前に聞いておった話です。そうじゃなしに、私はできたら市長なり助役なり、そういうレベルで一遍そういう話はできないものかと。人命等事故があってはいけませんから、その点ひとつ南海電鉄の――もう実際あいてるのに閉めてるということについて、なぜ南海電鉄の方がそういうふうに言われるのか。ひとつ御協力を願えないかということで、御努力願いたいということなんです。

それから、南ルートの問題については、これは調査費がどんどんかさんで、ずっと前には一時1,094億円かかるとか、そういう架橋すればそんな費用が要るとかいうことまで計算を一たん出して、また今度は見ると3つの方式でどうするかということを検討すると。

これも実際、市が直接やれるわけはないわけなんで、関西国際空港自身が安全性を高める必要があって、安全性を高めようとすれば、本来関西国際空港株式会社が基本的にやる仕事だと思うんです。そんな1,000億円からかけて、例えば架橋の問題で市がやるわけでもありませんし、この辺ではただ調査費、調査費で、いわゆるコンサルタントがいろいろ絵をかくのにお金を出しているようなことになっては問題だと思います。

この点については、ただ全体の中の予算の1つとしてこうして調査費ばかり出してるということについては、私はむだな、かつての予算はやっぱり調査としては実質上むだになっているのと違うんかなと思います。そういう点、こういうことについての改めた検討をしていくべきではないかなと思います。

あと、聖苑の問題についてお尋ねしておきたいんですが、これはもともとこの事業については、一般質問のときには予算というんですか、全体としてどのぐらいお金が要るかという話について、私だけではなしにほかの方からもあったように思いますが、第1期で約34億、第2期26億、第3期は40億、全部で100億と。100億で起債が多いと。もちろんあと30%が一般財源というんですか、これは今の市の財政から見ると大変なんですが、これは現在の考え方でいくと、この3期まで大体何年——1期では何年、2期で何年、3期で何年と、それぞれでね。ちょっとその辺が全然ないのと、それからこの財政計画そのものが、地代を含めてほんとに予算でいけるのか、出されてる根拠がいまーつわからない。この辺は一体どうなのか、できたら明らかにして、それと同時に、これは担当部ではわからない話として、これだけの事業をそういう年度でやるとしたら、財政アセスは一体どう考えておられるんかと。これは総務の方にでもなるんでしょうか、ちょっとその辺ですね。

議長(巴里英一君) 白谷市民生活部長。

市民生活部長(白谷 弘君) 林議員の再度の御質問でございますが、まず 林議員の一般質問の答弁では全体事業費といたしまして、超概算でござい ますが、約100億かかるという御答弁をさしていただきましたが、これ につきましては、御指摘の用地費は含まれてございません。

それと、1期、2期、3期に分けての事業でございますが、1期についての事業はどの程度かかるのかという御質問もあったと思いますが、我が方では1期につきまして、事業着手から3年から4年ぐらいはかかるのではなかろうかと、このように現時点では考えてございます。

それと、現在市の方の財政状況が大変悪うございまして、それらの見通 しについての御質問があったと思いますが、先ほども御答弁申し上げまし たとおり、庁内での墓地検討委員会におきまして、財政問題についても細 部にわたって協議し、長期的な財政計画も立ててまいりたいと、現時点で はこのように考えておるところでございます。

以上でございます。

議長(巴里英一君) 中谷事業部長。

事業部長(中谷 弘君) 樽井の駅のロータリーの件は、先ほど参事がお答 えした経過、これが正直な経過なんですわ。我々としては、今回予算をい ただいてますので、もう既に実施設計に入っております。工事に入りますと、当然もう使われなくなるんですね。道幅を広げますし、今の南海の敷地を買収して、歩道の部分についてもまだ無償で貸してもらうという形で話を進めております。ですから、我々としては早期に工事発注をして、早く仕上げてしまいたいなというふうに思っております。

ですから、利用については、暫定利用してますロータリーの方へ誘導する策を講じた中で、我々としては早急に工事発注をして、一日も早く迷惑の解消をしたいというふうに考えておりますので、その辺御理解をお願いしたいと思います。

議長(巴里英一君) 樋口市長公室参与。

市長公室参与(樋口順康君) 林議員のお尋ねの件でございますけども、平成7年度から大阪府と共同調査しているものにつきましては、先ほどお示しの3つの案、いわゆる橋、それからトンネルの中でもシールドと一般のトンネルというこういう3つの案で検討しております。

以前のものにつきましては、全体構想の中で今のような形ではなくて、前の形の部分での橋を前提とした検討をしておりました。今度、7年度以降につきましては、新しい形の中での空港島での導入空間とか、地域側の活性化等のためにどのような南ルートのインパクトがあるかというような調査をやっております。

これにつきましても、いつまでも続くということもあれですので、今御提案申しております10年度の調査をもちまして、一応一区切りをつけたい。この調査結果を踏まえまして、次いろいろ事業主体の話もございますけども、泉南市だけではなくて、泉州あるいは和歌山の紀北地域等々と連携した要望活動を次の段階として展開してまいりたいと、このように思っております。

議長(巴里英一君) 林君。

2 2 番(林 治君) そうすると、この南ルートの話については、今上がってきてる成果表を見ても、今度の環境アセスでいただいたこれを見ても、いわゆる形が違うんですね。形が違うだけ、南ルートが泉南からずっといって、形が3方式で入っても、これは距離的に言うて相当長いわけですから、ここへ入る予定ですから、海になってますから、これだけでも1キロ以上あるわけで、1キロ違うと金額が大幅に違うと。だから、そういうこ

とを第 2 期のこれも確定しない間にいろいろやってきて、また新しくいわゆる調査でやらないかんと。

そういう点になると、こういうものに――しかも、これは今のお話を聞いてると、そういうものをつくってそれで運動していくということでしょう。泉南市の予算で今言うた和歌山の紀北の市や町と共同してやっていくといったって、費用的にいえばこれは大変な、とてもとても出るようなものじゃありませんから。私はそう思うんですが、いやいや泉南市はお金がたくさんあるから、市長はやろうと思うてるか知りませんけども、私はできるものではないと。だから、そういう点になると、この辺は、10年度で終わるということですけども、これはほんとにこんなことをいつまでもしてること自身が問題だと思います。

それから、もう1つ、斎場のことについてあと一言、これは用地費のことを踏まえてないということですから、そういうこととか、それから1期ですね。全部で3期、それぞれ三、四年かかるという計算ですが、墓を一遍にたくさんつくる必要もないわけですが、やっぱりこれは地元の同意を得て、財政的にもほんとにきちっとしてからでないと、基本設計に入って、基本設計はできたわ、しかしとてもとても財政上見通しもつかない、ましてや地元の同意も得られないということになると大変ですし、ここでは環境アセスについては、それだけで580万ということですが、財政アセスがもし低かったら、うちの場合、実際上大変だと思うんで、私はできたら基本設計や何かに入る前にそういったことについて詰めをやった上で、やっぱりきちっと議会に絶えず報告をしていただくと。一度これはちゃんと財政的な問題についても、これに乗ったわ、そこへ突っ込んでいくというようなことは、大変だと思うんですよ。(「そのとおり」の声あり)

ありがとうございます、励ましていただいて。これはきちっと財政については、何やかんや言うたって、まず財政がなかったらできへんし、そして地元の同意がなかってもできないわけですし、ここのところをきちっと事前にやるということについて、これはひとつ市長どうですか。市の財政が厳しい中でのことですしね。先ほど言ったことについても、部長は庁内のそういう検討委員会で実際上の数量についてさらに検討を加えるというふうに言ってくれましたから、もうそれはそれでよくお願いをするということで、ただ、検討してできたら、返してほしいというか、我々にも物の

言える場をつくってほしい。特に斎場については、ちょっと樽井地区なんかも具体化しよう、これやったらやっていいんかなというふうなことにもなりますしね。その辺がありますから、ひとつぜひとも市内の各地との連携も考えてほしいと思います、やってるところとの兼ね合いとかいろいろ、これからつくろうというところとの。その点、どうでしょうかね。財政のこともひとつ……。

議長(巴里英一君) 向井市長。

市長(向井通彦君) 墓地、斎場、火葬場につきましては、本市にとりましても大変大きな事業でございます。一方、非常にニーズの高い事業でもございますので、今後予算をちょうだいいたしましたとしても、1つは地元への十分な説明、御理解、これをまず得ていかなければいけないというふうに思っております。

それから、一応1期、2期、3期というふうに割っております。特に3期というのは、私はかなり遠い将来のことだというふうに思っております。ですから、まず一番我々急いでおります火葬場、葬祭場、これをまず第一に考えたいと。そのめどが立った時点で、2期いわゆる墓地公園の第1期分ですね、これを考えたいというふうに思っております。それは販売していくわけですから、その需要の問題もありましょうから、それを見据えた上で3期と、こういうふうに考えております。

いずれにしましても、1つは地元の御理解、それからもう1つは財政上のきちっとした位置づけというのがございますので、御指摘いただいた点は、今後十分詰めた上で予算の執行に入っていきたい。その課程で当然所管の委員会もございますので、その経過等御報告をしながらやらしていただきたいと、このように思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

〔林 治君「もう最後です」と呼ぶ〕

議長(巴里英一君) 林君。

2 2 番(林 治君) そういう点では、市長ね、この補正予算で聖苑の問題が出る前に一定の詰めというんですか、財政上のこととか、用地費が入ってないんで僕はちょっとびっくりしたんですが、用地費のこととか、地元同意のこととか、一定の——そのことは本来詰めとしてやって、基本設計ができたわけですから、私はその辺はしてもらえたらもっとよかったの

になと。この問題については、ちょっとこの施設はやっぱりそれだけに非常に心理的にもいろいろと影響を与えるものでもありますしね。だから、全体としてはだれもみんなが賛成なんですよね。総論賛成ですが、各論になるとやっぱり……。各論のところの地域の人たちのこともやっぱり十分考えないかんということもありますから、これはもうぜひともとっととっと進むということやなしに、第一財政上の見通しもつかないままじゃあきませんし、もう一度そのことは強く言っておきたいというふうに思いますので、よろしく。

- 議長(巴里英一君) ほかに。 ―――小山君。
- 2番(小山広明君) 市長選があるということで、当初予算については必要最小限の予算ということですから、実質的にはこの出されました補正予算がいわゆる本格予算ということだと思いますし、市長の2期目のスタートの予算ですから、かなり選挙準備も含めてひとつの市長の考え方がこの予算の中に見えるはずでありますが、財政問題もあって、基本的には余り特徴のある予算は組まれておらないように私には見受けられるんですが、市長、まず基本的なことで、この骨格予算ではなしに本格予算ということで、この予算で市長はどのようなことを具体的に示そうとしたのか、その理念的なこともひとつまずお話、御説明をいただきたいと思います。

それから......

- 議長(巴里英一君) 小山君、失礼ですが、理念ということじゃなしに、具体的に議案に対して質疑を願います。
- 2番(小山広明君) 具体的なことは、今から入っていきますからね。それ もまず当初にお答えをしておいていただきたいと思います。それを聞いて、 また具体的な予算の中身について質問さしていただきますので、よろしく お願いします。
- 議長(巴里英一君) それでは質疑になっておりませんので、具体的にどの 部分でということを質疑してください。そうした中で市長が一定の表現を されると思います。小山君。
- 2番(小山広明君) そうですか。そういうことを先に聞いといた方が性格 上いいのかなと思って言ったんですが、じゃ具体的なことに入ってまいり ます。
 - 1 つは、選挙費用のところでポスターの掲示等云々があるんですが、今

参議院選が始まっておって、私もポスター張りのことは多少かかわったんですが、大変集中してあるところにはいっぱいあるし、ないところにはほとんどないというかなりバランスを欠いた設置になっておるんです。この予算は多分来年の統一選挙に向けての予算ではないかなと思うんですが、このポスターの掲示板の配置については、一体どういう配慮でああいうことが決まったのか。

例えばの例で言ってもいいんですが、例えば童子畑の方には府道が走るところに1カ所、2カ所、3カ所――3カ所集中してありますね。それから、六尾のところでも、六尾の村へ入るところにも、左に入るところにすぐ続いて2カ所あったり、一方ないところといいますと、朝日山とか桜ケ丘は一切ないわけですね。こういうようにバランスがものすごく悪いということで、これはやっぱり市民の選挙に対する関心、投票率が大変悪いんじゃないかなと言われとるんで、この辺はどう決められておるのか、御説明いただきたいと思います。これはページ数では213ページです。

それから、市営墓地問題では議論されておりますから質問は省きますけども、一言、私の知っておる認識と違う説明がされとるんですが、1つは、一応専門的にどこが一番立地がいいかなということをまず決めたと。これから地元の合意を、それをベースに受けていくんだというような説明を聞いておったんですが、いきなりここでもう基本設計というようなことが予算に上がってきておるんですが、これは先ほどの説明では、基本設計はもう地元へ入ってもいいよと。しかし、それは合意したわけではないよというように地元は言っておるという答弁があったんですが、行政的には、これは基本設計に入ってしまうと、ほとんどもうつくるという方向でしか動かないと普通は思うんですが、住民が言う、基本設計はつくっても結構ですと、しかし合意したわけではないという住民の思いが、私は裏切られる可能性があると思うんですが、その辺は住民の思いを行政はどう受けとめとるんか、この予算に絡んで御説明をいただきたいと。

それから、農地費の中で217ページなんですが、水路の改修で180万円組まれておるわけですが、市長が言う水路とか農地の問題で、当初予算から比べても金額が大変低いわけなんですけどね。これは財政がしんどいということでこういう予算を組まれとるのかもわかりませんが、この辺の市長がいつも言っていることの関係でちょっと御説明をいただきたい。

それから、漁業とか林業についても、何ら従来の予算と変わらない。これも2期目に入っての市長の公約なり、関係しての予算組みと思うんで、これは全く従来と変わらないと読んでいいのかどうか、この辺も御説明をいただきたいと思います。

それから、土木費の方でございますが、道路新設改良費9,100万円というのが組まれとるんですが、これも補正予算で新たに組まれた予算ですけれども、どの部分かというのを御説明をいただきたいと思います。

それから、住宅費の方の補正3,800万円の中で、助役の説明の中で私がちょっと確認しておった部分の説明がなかったんですが、もう一度1,432万円の——229ページですね。そこの工事内容について御説明をいただきたい。

それから、長山住宅の調査委託料 5 0 0 万円ですね。これは市営住宅の建てかえの問題だと思うのですが、これについてももう少し詳しく御説明をいただきたいと思います。

一応それだけよろしくお願いいたします。

議長(巴里英一君) 向井市長。

市長(向井通彦君) 今回の補正の基本的な考え方についてだけ私の方から 答弁をさしていただきます。

今回補正を予定しております内容をごらんいただければおわかりかというふうに思いますが、まず市民生活に密着した道路、公園、下水道あるいは農業関係、用水路、ため池等の都市基盤あるいは農業基盤の整備に重点を置いております。それから、新しい事業といたしまして、12年度から施行いたします介護保険、これに対応するためのモデル事業等の準備費、これも計上をいたしております。それから、先ほど来あります非常に市民ニーズの高い火葬場、葬祭場、墓地公園、これの計画決定に向けた資料づくりということの費用、それから老人集会所等の整備、改修等、こういうような形で、それと教育施設、これは今回工事というのは次年度以降に発生するんですが、懸案でありました大規模修繕あるいは体育館の建てかえとするんですが、懸案でありました大規模修繕あるいは体育館の建てかえとか、こういうことに重きを置きまして編成をしたものでございます。市民生活密着型ということでございます。

副議長(上野健二君) 橘選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長(橘 正三君) ポスター掲示場につきまして御答

弁申し上げます。

ポスター掲示場につきましては、投票区の中の選挙人数並びに面積から、法的には最大が10カ所、最少が5カ所という形で規定されております。本市におきましては、最少が5カ所、最大が9カ所でございます。場所につきましては、常々バランスのよい配置ということを心がけてるわけなんでございますが、ただポスター掲示場はかなり大きゅうございますので、掲示する場所を探すのにも大分苦労もあります。また、各方面のところで私有地等の御協力もいただいて配置してるわけなんですが、多少のバランスの悪さというのは否めないと思います。ただ、今後とも御指摘いただきながら、よりバランスのとれた配置に努めてまいりたいと思います。

よろしくお願いいたします。

副議長(上野健二君) 白谷市民生活部長。

市民生活部長(白谷 弘君) 小山議員の御質問のうち泉南聖苑葬祭場基本設計委託の件について御答弁申し上げます。

まず、この予算を認めていただいたら、まっしぐらにかかるのかというような問いもあったわけでございますが、一般質問の答弁並びに先ほどの林議員の御答弁で申し上げましたとおり、私ども今年度は地元の地区の御理解、同意に最大の努力を払いたいと考えております。また、地権者の皆さんにも同じように説明をやっていきたいと、このように考えてございます。

それと、この地元の説明でございますが、平成9年の3月に第1回目の説明に行ったわけでございますが、資料不足のためということで、本年基本計画を策定してございます。これに基づいて御理解を賜りに行くわけでございますが、先ほど来御答弁申し上げておりますとおり、一度や二度の説明では同意を得られるとは、私どもは決して思っておらないわけでございまして、この少なくとも基本設計に取りかかりたいと、また環境影響評価書の作成をしたいという分につきましては、御理解をいただいてから執行したいと、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

議長(巴里英一君) 白地農林水産課長。

事業部農林水産課長(白地一夫君) 小山議員御質問のうち、217ページ の農地費の需用費の180万円の件について御答弁申し上げます。

この額につきましては、当初予算におきまして修繕費として630万円を計上さしていただいておりますけれども、それの追加ということで180万円を計上さしていただいておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長(巴里英一君) 池上道路課長。

事業部道路課長(池上安夫君) 小山議員の御質問のうち、道路新設改良費 の補正の部分でどの部分かという御質問だったと思いますので、お答えい たします。

この新設改良費につきましては、平たく言えば市域内各地区の新設改良、 それから既設市道の拡幅、改修等に要するものというふうに考えております。

場所につきまして具体にどの部分かという御質問ですけども、端的に言えば、市内各地区の一円の管理しておる市道並びに新設する道路の改良等に要する費用ということでございまして、具体に明示することにつきましては、年度途中に例えば管理施設の中でも緊急的に対応することを余儀なくされる場合とか、それから計画をしておっても沿道の権利者との調整ですね。具体には実際工事する場合は、道路用地だけではなくて、沿道権利者の土地もお借りして工事を施工するというふうなことになりますので、いわゆる沿道地権者の協力がなければできないというふうなこともございます。

したがいまして、その辺のこととか、それから境界の確定とか、いろいろ調整作業をしなければいけないものがたくさんございますけども、その辺のことをこれから年度内にやっていくということでございますので、あらかじめ具体の箇所を明示いたしましても、大変流動的な要素が強うございます。したがいまして、予算計上時に個々お示しするということにつきましては、若干なじまない事業ではないのかなというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

議長(巴里英一君) 伊藤建築課長。

事業部建築課長(伊藤 操君) 私の方から小山議員さん御質問のうち、住宅改修事業費の工事請負費の内訳につきまして御説明させていただきます。 予算としましては1,432万計上さしていただいております。内訳とし

ましては、木造住宅撤去工事、これは市営の砂原住宅の1戸分の撤去の工

事費でございます。それと、前畑、宮本団地の駐車場整備工事といたしまして600万、それとガス管改修工事、これは前畑の3号棟、10号棟の分でございますが、732万計上さしていただいております。

それと、もう1点、住宅建替事業費の500万なんですけれども、これは市営の長山住宅団地の建てかえに伴う基本調査の委託料でございます。 以上でございます。

議長(巴里英一君) 小山君。

2番(小山広明君) 市長から基本的なことで、最後に言われました市民生活密着型の予算ということの説明がございました。しかし、予算を見てみますと、昨年度よりもそういう道路の維持費とか水路の改修費とかいるんな面で、むしろ予算が下がっておるという分があります。

そういう点では、もし限られた予算の中でそういうものをしていこうとすれば、何かを切らないかんということになるわけですね。やはり特徴のある、この予算を削るんだという、そういう政策的な1つの選択というのが見えないわけで、私は当初予算のときにも討論で申し上げましたように、やはり切りにくいところから切るということもやらないといけないと。議会にしてもやはり協力を求めると。市の方にしても区長会とかABC委員会とか、そういう元気で頑張っていただけるところについては、こういう実情を説明をして、その予算を生活密着型に振り向けるというんであればよくわかるんですが、それとか、そういう役所の組織をスリム化していくと。管理職の数をやはりウエートを減らして、そういう点で密着型の予算に振り向けていかないと、なかなか特徴的には私は見えないように思います。

具体的な答弁でありました掲示板の問題ですね。ほんとに広いところが要りますから、そうバランスよく配置できないというのはよく理解するんですが、例えば朝日山住宅なり桜ケ丘には1つもないですね、あれだけ大きな団地で。決して僕はないと思わないですよ、あそこの場所はね。だから、そういうのはやはり市民が政治に関心を持つというときには、大変重大な問題なんでね。それから、葛畑へ上がるところなんか、山の中に1カ所ありますね。一番奥には、もちろん村の中にあります。何でその山の一11軒かそこらしかないわけですからね、入り口にあればそれで十分なのに、今度は山の中に1つあるわけですね。

だから、バランス的には僕は悪いと思うし、まだ考える余地はあると思いますので、今回はこうされておるから、もうこれ以上あれですが、やっぱり次の機会にはバランスよく、せめて1つの団地には必ず1つあるようなことぐらいは考えるべきじゃないかなというふうに、これは意見にしておきます。

それから、白谷さんの方から、説明に行ったんだけども、資料不足でそのためにこのいわゆる基本計画書をつくったという御答弁でしたが、住民に基本的に了解をもらえるかどうかは、資料がないから言えないという問題とは違うと思いますよ。基本的にここにつくることに了解をいただくかどうかというのをまず押さえてから、そして今我々が配付していただいておるような書類をもらうならわかりますよ。

だから、行政がこういう予算をかけて1つ進み出してしまいますと、住民が思ってる思いと、行政が進める進め方と僕は若干違いがあるんじゃないかな。だから、住民が今回の予算のこれをつくってもらっても結構ですよと。しかし、それは同意したことではないですよということは、住民は本気でノーと言うことも言えると思いますよ、これは。それは行政としては許せないでしょう、こういうふうに予算を使ってやりだした限りにおいては。もう単なる調査じゃないんだから。もう一定の基本的な構想をつくって、それも一定のお金を使ってやったんですから、次に新しいステップへ行くわけですからね。

先ほどあなたの答弁では、今回提示されたこの予算を住民の同意がなければかからないと、こういうふうに言われたように私は聞こえたんですが、そういうことを確認していいですか。そこをちょっとはっきり言うてください。住民の同意がなければ、つくってもいいよという同意がない限りは、今上げた予算のこれは執行しないと、そういうふうに僕は答弁したように思うんですが、そこだけちょっとはっきり答えてください。

議長(巴里英一君) 白谷市民生活部長。

市民生活部長(白谷 弘君) 小山議員の再度の御質問でございますが、先 ほど御答弁さしていただきましたのは、この膨大な事業の地元同意を一度 や二度の説明では得ることが大変難しいだろうと。しかしながら、今年度 は、その地元地域、また権利者等には最大の努力をして御理解を得るよう 頑張ってみたいと。この今回予算計上いたしております環境アセス、基本 設計等については、これの執行につきましては、御理解を得た後やりたいなという御答弁をさしていただいたところでございます。

ですから、基本的に全体にイエスをもらえるまでには、まだ若干いろんな資料も必要やと私ども考えておりますので、時間がかかるかもわからないと思っておりますのでね。 (小山広明君「この予算、執行しないんか、するんか」と呼ぶ)予算執行については、少なくとも地元の御理解を得たいという答弁をさしていただきました。

議長(巴里英一君) 小山君。

2番(小山広明君) 僕は簡単に聞いてるわけですから、ちょっとあなたのは言い切らないから、ちょっとね。この今の基本設計委託料、委託するときには、基本的にはそこにいろんな条件はあるでしょうけども、地元のそこに墓地をつくってもよろしいという合意をとらない限り、この委託はしない。もちろん、その委託をしてから環境アセスは出てくるんでしょうから、環境アセスもしないと。設計委託しなかったら、環境アセスは出てこないですわね、それに付随してますから。設計をするために環境アセスをするわけですからね。そういうことでいいんですか。

議長(巴里英一君) 白谷市民生活部長。

市民生活部長(白谷 弘君) 小山議員の再度の御質問でございますが、この第1期事業、第2期、第3期と分かれておりますいわゆる全体構想についての同意は、一度や二度の説明ではいただけないだろうと。しかしながら、この本日御審議いただいてる予算につきましての執行について、地元の御理解を得たいと申し上げておるところでございます。

ですから、全体のオーケーが出るのは、まだ若干の時間がかかるんと違うかなと、担当としましては思っております。だから、全体の同意を得るまでこの予算を執行しないとは私は答弁してないわけでございますが。

以上でございます。

議長(巴里英一君) 小山君。

2番(小山広明君) 議長、わかりますかね、この答弁は。

議長(巴里英一君) わかります。

2番(小山広明君) この予算を執行する、委託するときには――3期とか 1期とかいいんですわ。あそこにあなたが計画している泉南聖苑葬祭場を つくってもよろしいよと。地元がそのことはうんと言わないとこの執行を しないというふうに、さっき答弁したように僕は聞いとるからね。そういうことなんですかと。あなたは、全体の了解を得るのはなかなか時間がかかるでしょうけども、これを執行するのには地元の了解を得てやりたいと言うとるんじゃないですか。どういうことなんですか、それは。僕は頭が悪いんだろうか。わからへん。

僕の問いに答えてくださいよ。この予算執行をするために、地元の合意を――地元の合意というのは、ここに墓地をつくっても、ここに示された設計委託の範疇のものについては、了解を得てからやると。やらないんですか、やるんですか、それだけ言うて。やるんか、やらんか。そこは重要ですから。地元の人は、そう言うとるわけでしょう。

議長(巴里英一君) 向井市長。

市長(向井通彦君) 今予算をお願いしているわけでございますが、可決いただいたとして、執行する場合、2つあると思うんですね。1つは環境影響評価、これはやらないといけません、すぐにでも。というのは、地元に説明するのに、当然そういうことも関係してくるわけでありますから、それはやります。あわせて基本設計の執行についても理解をいただくと。先般、六尾地区は、それはいいよというふうにおっしゃっていただきました。しかし、それはだからといって墓地そのもの 基地というか、斎場と墓地ですね。それをやるという、要するにはっきりとそれをつくっていいですよというのはちょっと別ですよと、こういうことですから、それは我々も当然だというふうに思っております。

ですから、いろんな資料をつくった上で、再度お願いに行かんといかんわけですね。それは当然継続していくということでありますから、本予算については、さっき言いましたように、地元の皆さんに今年度こういう予算をいただいて、こういう経過をしますよという説明をして理解をいただいて執行すると。もう一方は、墓地そのものの同意といいますか理解、これはこれであわせて早期に御理解いただけるように最大限の努力をしていくと、こういうことでございます。

議長(巴里英一君) 小山君。

2番(小山広明君) 当初の説明で、いわゆる地元の方はこの基本設計をやるのは結構ですと。しかし、この墓地全体に同意したわけではないと、こう言われたという説明をされたでしょう。それは、我々はここで議会で議

決するわけですから、市民全体のこととしては、ここへ墓地をつくることは結構ですよという前提で我々は審議して、オーケーするとすればするわけですから、あなた方はこれも認めてもらえれば、何とか理解をいただくという努力はするでしょうけどもね、じゃ、それでもうそこへ墓地をつくってもらったら困ると言っても、とめられない内容を持つと思うんですよ、この議会の議決をしますとね。

だから、皆さんが言うてきたのは、はい、わかりましたと言うけど、それは皆さんの思いと、こちらが、はい、わかりましたと言うけども、それはつくらしてほしいという努力をするということはこっちにあるとしても、皆さんが最終的に設計もして、いや、やっぱりここにつくられたら困ると言っても、もうやめるということはできないんじゃないんですか。僕はそこをちょっと心配しとるんですよ。

だから、そういうことはちゃんと説明しておかないと、向こうは、いや、してもうても、後で嫌と言うたらそれでいいんだというように思ってるとすれば、後でやっぱりまずい感情になるわけですからね。そこをちゃんと説明しておかないと、ということを聞いとるんですよ。

議長(巴里英一君) 向井市長。

市長(向井通彦君) 火葬場、それから墓地公園とも都市施設でございます。 したがって、都市計画決定をしないと事業化はできません。その都市計画 決定をするのに、当然計画書が要ります。あわせて、環境アセスも要りま す。そして、地元の理解も要りますと、こういうものですね。

昨年3月ですか、地元説明をした中で、前回の構想という形で説明をしたんですが、やっぱりもう少し詳しい中身を示してほしいという地元からの要望もございまして、その冊子をつくったわけであります。それをもちまして再度地元に入ります。

そこで、我々は全力を挙げて御理解をいただくようにしないといけませんが、その中で、やはり山間部といいますか、丘陵部につくるわけでありますから、その辺の環境上の問題も当然いろいろ御質問もあるというふうに思いますし、その辺の整理はやっていかなければいけないというふうに考えております。最終の理解をいただくということになれば計画決定手続に入ると、こういうことになります。計画決定をしますと、それはその場所でやりますという正式な位置づけになるわけであります。

ですから、それまで地元合意形成というのが一番最大の課題でございますし、クリアをしなければ問題であります。そこへ行くには、一定の資料あるいは判断をしていただくための材料を提供しないといけないわけでありますから、それはそれで進めていくという考え方でございます。

[小山広明君「計画決定というのは、都市計画決定ですね」と呼ぶ]

市長(向井通彦君) (続)そうです。

議長(巴里英一君) 小山君。もう同じことをやってますので。

2番(小山広明君) これは、地元の合意を得てやるということは当然ですし、我々はそういうことを条件にこれを今審議しとるんですけどね。これは行政が一定のお金を使ってこういう設計委託をしたということで、もちるん手続的には、最終的には都市計画審議会なりの審議をして決定していくものですけども、都市計画審議会では、行政が一たん決めたものを、一定の条件はつけるにしても、その事業そのものをストップするというようなことは、恐らくできないと思いますよ、いろいろ意見は聞くにしてもね。

しかし、住民の今の思いは、まだ理解もしておらないし反対だと。だから、その段階で反対してもとめられるんじゃないかなと思ってるとするならば、これは大分乖離がありますからね、そこは十分行政の手続については説明しておかないと、住民はやっぱりそういう行政マンじゃないわけですからね。何もなしには我々も判断できないということで、もう少し形のあるものをと言っとるんでしょうけども、住民にそこに基本的に墓地をつくっていいかどうかぐらいの説明は、何もこれだけのお金をかけなくても十分行政は約束としてできるわけですよ。

そういう形で、基本的にここに火葬場も含める墓地をつくらしてほしいと。それはいろいろヒアリングの中で、いろんな言葉の条件を書いたものでもして文書を交わしたらいいわけですから、そういうことの基本的なことを――つくることはとにかく認めてほしいと。しかし、いろんな変更なり、いろんな要望はいっぱい入れますというのは言えると思いますけども、そういうことをきちっと住民とやっておかないと、住民はやっぱり最後におれが反対したらこれはとめられるんだと思ったら、とまらないですよ、これは。

今まで都市計画審議会に上げているんな意見を聞いて、その事業がスト

ップするなんということはあり得ないですよ。都市計画審議会はあなたが任命するんですからね、委員は全部。泉南市で都市計画審議会を通ったのを大阪府に行って否決されることはあり得ないですよ。そこまで行ったら住民が何ぼ反対したって、条件闘争はできるとしても、それそのものをストップしてくれなんていうことは言えないと思いますよ。もう答弁は要りませんけどね。だから、そこはちゃんと我々も住民にそのことは知らす必要がありますけども、まだこれは予算執行されてない。これからの審議がどうなるかわかりませんけどね。

それは、市長が言うように、都市計画審議会でやってだめだったら、住民の声も聞いてストップすることもあり得るようなニュアンスの答弁をするというのは、僕は実際上できないから問題だと、そういう答弁はね。僕はそう思います。今までいろんなそういう事業について、我々もかかわってきましたから。関空の問題1つにしてもね。それはもう説明会なりアセスなりに入ったら、そんなんとめられないですよ、それは。それがとまるんやったら、行政は何のためにお金を使ってこんなことをやるのかわからない。行政は十分それはできると、いろんなこともクリアできるということを精査した中で、予算を投入して計画を進めていくんだからね。

だから、それはなかなか住民が思ってるようなわけにはいかないよということを我々は知っておかないかんし、そのことを含めてこの予算審議をしないといけないと思いますので、自分の意見を言うだけにとどめておきます。

だから、議会にちゃんとこの路線とこの路線だというふうにきちっと提

示してください。でないと、我々はわからんまま金額だけでこれを審議せないかんわけですからね。特に市民の関心の高いこういう生活道路の新設改良については、どこの路線を今予算として上げたのか、これはわかってるはずですよ。緊急なことができたら、それはそれでちゃんと対応できるようにシステムはなってますよ。緊急なときにどっかやるために言えまへんねやということでは、だめなんじゃないでしょうか。そこをちょっと御説明というよりも示してください。

議長(巴里英一君) 池上道路課長。

事業部道路課長(池上安夫君) 道路新設改良の再度の御質問に対しましてお答えいたします。

全体的な形で御答弁申し上げたわけでございますけども、どこを計画しておるかということで具体に提示しろということでございますけども、内容的には先ほど御答弁しましたような内容で、なかなか提示しづらいところもあるんですけども、例えばいわゆる道路維持にかかわります細かい維持修繕の箇所と違いまして、新設改良はある程度一定計画的にやるべきものなんですけども、ただ各地区バランスを考慮した中で、路線数でいきますと、今年度考えておりますのは、約10路線ほど考えております。先ほどちょっと御答弁さしていただきましたけども、ただいろんな周辺との権利調整等の関係がございまして、なかなか流動的なところもあるということで、その点御理解をいただきたいと思います。

継続中の事業もございます。地区名は挙げてませんのであえて挙げさしていただければ、新設の部分では北野府道線とか……(小山広明君「どこなんですか。もうちょっとわかるように」と呼ぶ)北野地区です。北野地区の継続中の事業で北野府道線、これも昨年からずっと継続でやっておりますので、これを完成を見たいということで……(小山広明君「これは継続ですね」と呼ぶ)はい ――等、全部路線数を言えればあれなんですけども、路線数としましては10路線ぐらいで考えております。まだ、実施設計が上がっておりませんので、具体にはなかなか……(小山広明君「地域名だけ言うてもうたらいいわ、地域名だけ全部」と呼ぶ)具体にはなかなかその点全部御説明するというとこにつきましては、後で変更云々ございますので、その点よろしく御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

- 議長(巴里英一君) 小山君。時間もかなりたっておりますので、その点御 了解いただいて質疑願います。
- 2番(小山広明君) この問題1つで終わっておきます。あとしたいんですが、これで終わっておきたいんですが、バランスを考えてとかいろあなたは言うけど、考えるのは我々なんですよ。あなたたちは案を出してもうてもいいですよ。何でここをやってこをやってと、あんたらが判断するんですか、それは。議会にちゃんと示して、我々がそれを判断するのが仕事なんですよ、これ。あんたがバランス考えると言ったって、考えらうないじゃない、客観的なものは。26人の議員が、私がここをやれと言ったってほかの議員がだめだと言う場合があるからね、合意の中で今回の新設改良 これは維持管理じゃないんだからね。例えば北野地域、市場地域 しもう後で路線名をきっちり出してもらったらいいですけども、そういうものを提示してやっぱり予算審議しなかったら、我々はただ単に額だけ審議することになるじゃないですか。

あなた方は自由に、あなたは課長の立場で、あそこはバランスが悪いなこっち行こうか、あっち行こうか、それはだれかが言うてくるからもるんでしょう。それはあんたはつらいですよ。また、あんたにそういう裁量権はないですよ、ある意味で。工事をちゃんとする裁量権はあるけどね。 A路線ということが決まったら、そこをちゃんとやってもらわな困るらないですよ。境界が確定していないとか、地権者の同意がなければとか、こんなん予算を上げるのがおかしいですよ、こんな段階で。ちゃんとそれは調査というものがあるんだから、役所には。調査の段階で全部同意がとれてるところがあったら、金がないときに上げる予算だから、ちゃんとそれできることの確実なそういう担保があって予算を出すものじゃないですか。それをここはあかんかったからこっちへ行きまひょか、あっち行きまひょかて、そんなことやっておったら、ほんとにこれは不明朗になりますよ。

これは政策決定過程が不明朗とか、そんな問題以前の問題ですわ。議会にちゃんと、今回の予算のこの——金額的に何ぼでしたかな。それはこことこことここですということを本来は常任委員会に出さないけないですよ。 私は常任委員会にも出してほしいから言ったのに、あんた出さないと言う からね、これを本会議でやっとるんだけどね。やっぱり常任委員会ぐらいにはきちっと出して――本会議でそんなんやるのはあれだからね。常任委員会に出せば、各派から委員が出てるわけですから、それは全部示すと。予算が決まれば、我々も市民に今回の予算ではここが拡張、新設道路ができますよと、事前に言えるじゃないですか、我々だって。1,000万決まったんだけど、どこをやるかわかりまへんねんと、それは行政の裁量権ですわと。そしたら行政に頼みに行かなあかんわけや。一般市民が頼みに行ったって、あんた方聞きますか。だれがそこを決めるか、全然不明瞭でつったって、あんた方聞きますか。だれがそこを決めるか、全然不明瞭でかないですか。それでいいんですか、こんな決め方で。部長なり市長が答弁して、ずっと今までこうやってきたということなんでね、こんなんおかしいですよ。全く公開されてないところで議論されなあかん。それはだめですよ。何のための議論かわからん。どこかわからん、細部がまだやとか、地権者がどうやとか、そんなもん予算審議にならへんで。すきっとやってくれたら、もうこれで終わるよ。

議長(巴里英一君) 池上道路課長。

事業部道路課長(池上安夫君) 再度の御質問でございますので、お答えい たします。

当然、地元の役員さんとか地元選出の先生方もございますけども、当然御相談さしていただいて決めていってるわけです。(小山広明君「本会議以外で相談するということあるかいな」と呼ぶ)場所につきましても、先ほども言いましたように……(小山広明君「何で相談するんや。出す前に相談してきたらええやないか、それは」と呼ぶ)場所につきましても、先ほど言いましたように継続中の路線とか、それから既設の路線の拡幅改修等、先ほど言いましたように10路線ほどことしは予定をいたしております

以上でございます。

[小山広明君「10路線の名前を言えよ、ちゃんと。議長、それはおかしいですよ、どこへ相談するか知らんけど。そんな議会に対する提案の仕方はないで」と呼ぶ〕

議長(巴里英一君) 小山君。

2番(小山広明君) 地元の区長さんとか議員さんと相談するて、一体どこでするんですか、それは。我々はここしかないんですよ、委員会か。どん

な相談するんですか。私は1回も相談あったことないよ。全部、地元の道路をつくるときには、議員と相談してるんですか。また、相談したら自由に決まるような予算の内容なんですか。それは問題ですよ。だから、本会議が軽視されるんですよ、これ。本会議で我々は一生懸命質問するというのは、ちゃんとここで公開の場で議論したいから、私の意見が間違っていればほかの意見を議員がまた言うわけでしょう。それが議論じゃないですか。密室でそこの議員の出身地――だれが出身地なんですか、それは一体。どうして決めるんですか。

ここは市民にも公開された場で議論しとるから、みんなわかるんですよ。 一体どの議員と相談したんか、一遍言いなさい、今、それやったら。どん な相談するんですか。そんな本会議の議論を軽視するような答弁やめてく ださいよ、そんなもん。

議員とあなた方は、市内全体の話をする責任は我々にありますよ、ある意味で。そんな、市民が一番関心のあるような道路のこういう新設なり拡張なり維持管理なりを、何でそういう形で決定していくんですか。それは議長、問題ですよ、ああいう発言されてもろたら。

議長(巴里英一君) 池上課長、議員というのは個々になりますから、そういう意味では関係者ということならよくわかりますが、そういう意味で議員とということは、できたら訂正いただければと私も思います。池上道路課長。

〔小山広明君「路線を決めるのを議員と相談して決めると言うから問題やと言うとんねん、おれは」と呼ぶ〕

事業部道路課長(池上安夫君) 失礼しました。先ほどの答弁のうちで関係 者ということで御訂正願いたいと思います。

〔小山広明君「実際やったことが問題なんや。答弁の仕方を言うとるんじゃないんだよ。実際今までそうして決めてきたんだろう。それは問題だぞ。一番大きい問題やで、これ、議会との関係では」と呼ぶ〕

議長(巴里英一君) 小山君。時間が余りありませんので。

2番(小山広明君) 議会にはどこの路線をするかということは一切言わない。それはどこをどういう形で決めるのかといったら、議員とか地域の関係者と決めると。こんな決め方あるんですか。どこにそういう法的な決定

できる権限が――それはあなたのは裁量権でしょう。それは議会の審議の中身の範囲内であんたら裁量したらいいですよ、それは。

しかし、どこの路線をことしは改修するかというのは、予算に上げて我々が審議しとるんじゃないですか。それを勝手に、こう決めたのをこっちに持ってくるというのは、その持って行き方が全然我々にわからないというあり方、いいんですか、これ。泉南市の行政というのは全部そないしとるんですか、市長。具体的な事業名は明かさずに、どこを決めるかは全部そういう形で決めるんですか、これ。そういうことをちゃんとやってくださいよ。

もうやったことを僕は何も強く言わへんけどね。今回に限ってはちゃんと出してください。あなた、その方が肩の荷も楽だろうし、できないことはできないでいいんですよ、その工事ができなかったらね。それを勝手にそっちへ回すような権限はないでしょうと言っとるんですよ。

- 議長(巴里英一君) もう少しきちんとした答弁を願います。時間も迫って おりますので……。中谷事業部長。
- 事業部長(中谷 弘君) 大変時間をとらしていただきまして申しわけございませんが、従来から、各地区からこの道路の新設改良とか維持関係の予算につきましては要望が非常に多いわけですね。そのような中で、当然優先順位等をいろいろ議論した中で、1年間の予算の中で決定して、それで最終決裁をいただいた中で執行しているというのが実情なんです。ですから、そういう形で従来さしていただいております。

ただ、今小山議員が言われたように、もう少しオープンにしろということでございますから、地域別に今回最終――きょう今すぐなかなか資料としては出せませんけども、ある程度わかるような形で精査した中で、所管の委員会等へ報告は近々にさしていただきたいというふうに思います。

- 議長(巴里英一君) 小山君ね、あなたも産建委員会の副委員長でございますので、今部長が答弁したように、その中で明らかにしていただくという ことで御理解いただけますか。余り同じことを繰り返しても……。小山君。
- 2番(小山広明君) これは疑問に思ったから、私は委員会の前に資料要求 したんですよ、出してくださいと委員会の中で。いや、それは出せません と。何ぼ言うても出せませんやったから、じゃ本会議でこの議論をするよ と。みんなにも聞いてもらいたいしね。僕の言うのが間違ってるんだった

ら、僕は下げますけども、やはりちゃんと今のように、地域別だけ言いますわと。地域に10カ所ぐらいやるところがあれば、どこをやるかはいろいろ相談せなあかんからと言うんでしょうけども、上げてくるときには、緊急性もあるだろうけども、必ず執行できるということも含めて、やっぱりここに出してほしいんですよ、それはね。そのために、あんたいきなり工事費を出してこないわけだから。調査もちゃんとやっとるわけやから。

しかし、それでもなお不測の事態もあるでしょう。それはちゃんとそれで手続してくださいよ。勝手にそうならんからこっちをやると、そういうあんた方は自由な幅を持ちながら、それを決めるのはだれが決めるかといったら、だれかが言うてきて決めるなんていうのは、やっぱり不明瞭ですよ、それは。そこを言っとるんですから、それにちゃんと――この予算の中ではどこをやりますかというのを、ぜひ出せるんであれば出してください。僕は出していただけるべき問題だと思いますので、そういうことで結構です。

〔和気 豊君「議長、議事進行」と呼ぶ〕

議長(巴里英一君) 和気君。

1 3番(和気 豊君) 議事がスムーズに行くためには、ひとつ答弁の方も、例えば維持管理なんていうのは特定できないわけでしょう。一定できても、しかし後から、例えば水路でも道路でもそうですが、災害なんかがあれば、そのことによって支出がなされなければならないというのは、当然予算を立ててから以降起こり得るわけです。そのことに対する、不測の事態に備えるための維持管理費です。そういう部分もあるわけです。すべて特定できるわけじゃないでしょう。

しかし、新設についてはそうじゃない。やっぱり一定特定して、こういうふうに要るからこれだけの裏づけ財源が要るんだということでやらないかん。分けて慎重に答弁していただければ、行き違いというのはなくなると思いますので、その点もうちょっと答弁の方も考えて、議会運営に協力してやってほしいです。

〔小山広明君「議長、それはちょっとおかしいですよ。僕、そんなことを言うてないんやから。新設、改良だけ言うとんのに、 そんなことを言うてもうたら困るよ」と呼ぶ)

議長(巴里英一君) ちょっと小山君、発言を求めてませんので。維持管理

費と新設する場合ということを分けてますので、そういう点は議事進行を 御理解いただきたい。そういうことで、小山議員が新設ならと、こういう 表現をしてますので、新設及び改良についてわかってる限り言いなさいと、 こういう表現だったと思います。それは後日出すということでございます ので、それで終わります。

成田君。

1 4番(成田 政彦君) 夜遅くなりましたので、議事運営によく協力してなるべく手短にやりたいので、答弁の方は的確に答えてほしいと思います。まず、第1は今回の11億9,000万円のいわゆる予算の裏づけなんですけど、歳入歳出を見ますと、繰入金、市債、諸収入、寄附金、財産収入、

こういう歳入が今回の裏づけになっとるんですけど、現在この時点の基金

は幾らほど残ってるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

それから、住宅の管理費なんですけど、ここの中で修繕料、この中身を お伺いしたいと思います。

それから、228ページの住宅改修事業費の中で1,432万円、これはたしか回答では駐車場の舗装という回答なんですけど、鳴滝地域においては、今回何台の駐車場の増設、改修があり、有料、無料、そして全体の駐車台数をお伺いしたいと思います。

それから、同じ住宅改修事業費の調査委託料 — 一般住宅の方ではないんですけど、同和住宅の方の調査委託料の中身は一体どういう調査委託をされるのか、お伺いしたいと思います。

それから、教育の中で、今回は小学校費の学校施設整備費は9,479万補正されたんですけど、中学校費の学校施設整備費はことしは587万円しかないんですけど、なぜ中学校費の学校施設整備費は補正されないのか、その理由についてお伺いしたいと思います。

以上です。

議長(巴里英一君) 大前総務部参事。

総務部参事兼財政課長(大前輝俊君) 成田議員のまず1点目の御質問の今回第2回の6月補正現在の基金の残高ですが、公共施設整備基金につきましては13億700万円、そして公債費管理基金につきましては3億7,00万円で、合計いたしますと16億7,700万円程度となっております。以上でございます。

議長(巴里英一君) 山内教育総務部長。

教育総務部長(山内 洋君) 中学校の学校施設整備費の補正はなぜ行わなかったかということでございますが、補正に値する事業を今回は要求しなかったということでございまして、現計の施設整備費の範囲内で執行いたしたいというふうに思っております。

議長(巴里英一君) 伊藤建築課長。

事業部建築課長(伊藤 操君) 成田先生の御質問にお答えさしていただきます。

まず、住宅管理費の中の需用費の360万なんですけれども、この分に つきましては、既設の住宅の修繕費並びに空き家募集に伴う住宅内の修繕 ……(成田政彦君「中身は何かと聞いてる」と呼ぶ)既設住宅の修繕と空 き家募集に伴うその部屋の修繕費ということでございます。

それと、住宅改修事業費におきます調査委託料、これは580万1,00 0円計上さしていただいております。これは前畑、宮本住宅の未改修棟の 改修に伴う工事調査委託料でございます。この調査の内容につきましては、 建築基準法に伴います建ぺい率とか容積率、それから日陰の関係ですね、 それから接道部分との兼ね合い、それから採光の問題等々、その辺の整理 並びに消防法におきます避難経路、それから消防活動の空地の確保等々、 その辺の調査を依頼する考えでおります。

それと、もう1点、住宅改修事業費の中の工事請負費、前畑、宮本住宅団地の駐車場の整備工事、この件につきましては、台数といたしまして大体160ないし70ぐらい、これから土地のライン引きとか、また舗装関係、もしくは官官の境界の面積確定等々ございますので、その辺がきちっと精査されなければ、どれぐらいの台数を確保できるかということは、ちょっと今の段階では確たる御返事はできかねますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

〔成田政彦君「答弁漏れとるで」と呼ぶ〕

事業部建築課長(伊藤 操君) (続)済みません。それと駐車場の無料、 有料の件なんですけれども、この件につきましては、今のところ有料を前 提としまして考えております。

以上でございます。

議長(巴里英一君) 成田君。

1 4 番(成田政彦君) 鳴滝地区の駐車場の全体の駐車台数とその中の有料、 無料は何台かと僕は聞いたんやで。そういう聞き方をしたんやで、僕は。 あなたの答弁はちょっと違いまっせ。

今度の1,400万かけた駐車場の増設か修繕か知らないけど、それは何台かということも――あ、70か。それは僕の間違い。既存のやつ聞いたで、僕。

議長(巴里英一君) 中谷事業部長。

事業部長(中谷 弘君) 今、前畑、宮本住宅の周辺にある駐車場は、現在は無料でございます。ですから、今伊藤課長が言いましたように、今度この予算の中で駐車場の修繕等を行った中で、有料化に向けて現在検討いたしております。だから、条例等を設置した中で有料化にしていくという考え方で今年度作業を行っておるところでございます。

議長(巴里英一君) 成田君。

1 4番(成田政彦君) 鳴滝地区の市営駐車場については、お寺の前の駐車場はたしか有料ですわな、あれは。あそこは 5,000円かな。だから、有料の駐車場もあると。だから、今度 1,400万近くをかけて 70台分を修繕するんですけどね ——幾らかけて修繕するの、これ。測量と修繕料を入れて、幾らかけるの、これ。あの前畑住宅のとこ。

[成田政彦君「なるべく時間を短くやりたいもんで、早く」と呼ぶ]

議長(巴里英一君) 伊藤建築課長。

事業部建築課長(伊藤 操君) 成田議員さんの再度の質問にお答えさしていただきます。

住宅改修事業費の中で測量委託料70万9,000円計上さしていただいております。これが前畑・宮本駐車場の整備に伴います用地の測量委託料です。70万9,000円でございます。それと、同じく住宅改修事業費の中の工事請負費、この中で600万、これが前畑、宮本団地の駐車場の整備工事でございます。

以上でございます。

議長(巴里英一君) 成田君。

14番(成田政彦君) 私は、1つは住宅の改修事業で、登録事業で入らな

かって改修されなかった住宅がありますわね。それが何棟あるのかな。今度調査費でそれをやるんだと思いますけど、そしてその改修の調査をするんですけど、これは国の補助金とかいわゆる府の補助金がつくのか、そういう展望があるのか、今後。その点でそういう調査委託は、単独で市が全部改修するんだと、残ったやつは。そういうふうなのか、その辺はどうなっとるのか。

それから、先ほど教育総務部長は丁寧な答弁をされましたので、私はそれでは中学校の現状をどのように御存じなのか。そういう答弁をなさったら、私は一丘中学校の現状はどういう現状なのか。教室のクラスの名札が立ってないと、壊れて。それから、消防の消火器の入るケースはガラスが割れて、それはもう無残な形になっとると。それから、トイレのドア、それから各教室のドアも、ペンキが塗ってあるからきれいに見えるけど、ほとんど継ぎはぎやと。そういう改修というのは、それは学校の546万という改修費でせえと。子供の心の荒れはどこにあるかと。

私は、消火器の問題はかなり問題があります。一丘団地では、今中学生が団地の消火器を平然と、何十個という消火器を取り出してやっとるんですわ。だから、学校できちっとしたそういう整備するとこは整備すると、やってはならないとこはきちっと整備していくと。個人の家でもそうでしょう。自分とこの家のドアを穴をあけて継ぎはぎするというのは、ないですよ、余り。きちっとかえるんじゃないですか、ほとんど。教室のドアというのは、ある意味では生徒が入っていく玄関ですわ。そういうのは別に546万でええということですか。

市長は先ほど何かおっしゃっとったんですけど、子供の本来のあるべき学校の状況、心の荒れの問題、一からすべきことはたくさんあるんじゃないんですか、そういうことは。5 4 6 万いうたら、これ 1 校で終わりまっせ、こんなの。違いますか。市長の前にまず教育委員会にそういう考えであるというのをまず正さなあかん。

議長(巴里英一君) 山内教育総務部長。

教育総務部長(山内 洋君) 成田議員御指摘いただいた 4 点につきましては、私も現地の確認をいたしておるところでございます。(成田政彦君「一丘中学校だけと違うぞ」と呼ぶ)この傷んでおる部分につきましては、大半がいわゆる壊された部分でございまして、当然修繕するのは当たり前

だというふうに存じますが、壊されないことを確認する必要も私どもはございます。今後、十分指導の面も含めまして確認の上、必要なときに修繕を行いたいというふうに思っております。

議長(巴里英一君) 中谷事業部長。

事業部長(中谷 弘君) 住宅改修事業費の関係でございますけれども、改修されていなかった棟は何棟かということでございますが、未改修棟は6棟残っております。その中で、今回改修しようとするのは、この主なものは、やはり建設年度が古かったということで、スチールサッシが主なものです。ですから、もう修理がきかなくて動かないものが大部分でございます。それを辛抱して使っていただいてるんですけども、その辺とベランダの有効活用ということで我々は考えておるわけでございます。

それと、維持補修に近い修繕工事でございますから、単独事業ということで考えております。補助制度には乗らないんではないかというふうに考えております。

議長(巴里英一君) 成田君。

1 4番(成田政彦君) 同和住宅の改修の今度の一般の予算書を見ても、当初予算ではほとんど家賃収入、4,000万の住宅のうち家賃収入が大体3,900万ですな。それ以外は一般財源ということで、今後大変な改修——
一丘団地もそうなんですけど、ほとんど家賃以外は公団の国費でやるんですけどね。市の場合は、一般財源を持ち出して三百数戸、今後改修しなけりゃならないと。6戸であっても、多分トイレをつけるとか、あるいは相当改修する必要があるんですけど、その点の財源的な問題というのは、これは今同和事業が終結して、いわゆる同和枠だけは別にすると、こういうことには私はならないと思うんですわ。その点での住宅の6戸の改修についてはどういうふうに——このまま特別な事業としていくのか、一般事業、どうするのか。その点については、特別枠ではないと。一般に移行した形でやっていくんやというふうに考えられとるのか、それをお伺いしたいと思います。

それから、予算の今度のいわゆる財源11億9,000万の中身なんですけど、基金は予算で4億、そして今度は3億ですから、基金は7億今度取り崩すんですけど、残が13億と、こういう逼迫した財政事情の中で、市債はもう240億の市債ですから、もうこんな市債、公債費も高なるから

市債は組めないと、多分そう思うんですけど、その財源の中身の効率的行財政の運営ですわな。そういう点で、私どもいろんな泉南市の公共事業については縮小してむだを省いて、教育、福祉に回すべきやないかと、こういう事業に来とるんですけど、今回の財源の中身を見ても、極めて厳しい内容になっとると。投資的経費をこれ以上やるとどうなるかと心配なんですけど、その点についてはどのように考えられとるのか。

それから、教育の問題なんですけど、僕は恐らく今のあり方の現状をいくと、アルミの戸にしても、それはやっぱり若いし、この間むかついたらたたくかもわからないし、いろいろあると思うんですわ、そういう点は。しかし、そういうことがあろうと、例えば学校へ出て行ったら、玄関の鏡がないとか、それからガラスがないと。そうなったら、やっぱり子供自身も自然に心が荒れてくると僕は思うんですわ。そういう点で、少なくとも毎日用を足すとこのトイレとか、それから毎日入るドアなんかは、これは積極的に対応すべきであると。その点で市長は言うとるんだけど、何せ泉南の教育予算というのは、予算に占める割合というのは、補正でも12.何%かな。補正全額で……

議長(巴里英一君) 成田君、時間が余りありませんので、具体的に。

1 4番(成田政彦君) 補正でも 1 2.5%で、都市計画費の総額の倍ぐらいかな。そういう点で教育予算が極めて低いと。そういう点で、これは市長にお伺いしなきゃならないんですけど、教育費で、特に中学校費は学校整備費が当初予算では 5 4 0 万ですかな。この資金だったら、各学校 4 校にばらまいたら 1 0 0 万円足らずでしょう。これではちょっとトイレの鏡も入るかどうか僕はわかりませんけど、今のままで中学校のそういう状況を放置していくのか。その点はどうなんですか。

議長(巴里英一君) 大田総務部長。

総務部長(大田 宏君) 私の方から、財源的な関係について御答弁申し上げます。

財政的に非常に厳しい本市にありましては、従来から都市基盤の整備を進めていくためには、長期的な借入、起債で対応せざるを得ないのが現状でございます。投資的事業も平成7年から8年度がピークで、今後減少していくものと考えておりますが、一方では公債費の償還が数年後にふえてまいります。したがいまして、ここ当分の間は財政状況は非常に厳しい状

況にございますので、現在行財政改革を進めておるところでございます。また、今後財政の健全化に努めてまいりたいと考えておるところでございます。また、事業の実施に当たりましては、市民生活の向上を念頭に、投資効果や緊急性等も勘案しながら事業に優先度をつけ、計画的に進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

それと、教育関係の整備の関係も御質問ございましたが、予算のもととなる歳入金ですか、財源に限りがございます。その中での予算編成をやっておるわけでございまして、各部課、各経費の予算の配分等につきましては、各原課の方で事業の優先度をつけていただいて予算編成をしておるというところでございますので、御理解のほどをお願い申し上げます。

〔成田政彦君「答弁ないで、教育施設の。中学校施設を市長に聞いとるよ。余りお金かからんで」と呼ぶ〕

議長(巴里英一君) 向井市長。

市長(向井通彦君) 予算のシステムとして、まず要求があって査定がある わけであります。私のところへ上がってくるのは、復活ということですね。 ですから、要求のないものは上がってまいりません。

それから、今回の予算でいいますと、信達小学校の体育施設ですね。設計費一千数百万盛り込んでおりますが、これは財政段階ではゼロであったわけなんですが、私が指示をして復活をさせたということでございます。したがって、それぞれの原課からまずこうやりたいと、こうするということを財政担当に要求があり、それを財政担当で査定をするというシステムでございますから、上がってくればその段階で一定の判断ができる要素があるというふうに思います。

議長(巴里英一君) 成田君。

1 4番(成田政彦君) そうすると、市長の言葉やったら、教育委員会は怠慢だなあ。我々地域のPTAとか、我々即眺めておるし、現場も知っとるし、そら教育委員会自身が、市長は上がってきたらやりますと言うとるんですからね、そら怠慢でっせ、教育委員会。こんなカウンセラーもいいんですけどね。違いますか。

それから、同和住宅の問題なんですけどね、同和住宅の場合、共益費は 取っとるんですか。共益費は、家賃の中に。なぜかというと、ことしの予 算でも住宅ふん害対策委託料94万5,000円とか、それから市営住宅内除草、清掃委託料27万と、こういうお金を取っとるんですわ。実際、草刈りなんていうのは、府営住宅でもそうなんですけど、自分たちで刈ってますわ。うちら一丘団地では、共益費を払って業者が取ってますわ。だから、共益費を払うか、それとも草刈りに関しては自分たち——そのぐらいのむだは、やっぱり市に負担さしとるんだから、そのむだは刈るべきじゃないんですか。ふん害に至っては、全くやってません。

そういう点、住宅管理についても、もっと市が負担しとるむだについては、家賃を上げる点よりもっとそういうむだも省くべきと違いますか、共益費を取るか。何もかもすべて――ちょっと聞きたいんですけど、現在300戸は全部、除草から、それから街灯ありますわな、共用の街灯。これは普通、住宅では僕ら払うんですけど、全部これは市負担ですか、この共用灯のやつも。階段灯は全部市が負担するんですか、これ。一切それは市が負担するんですか、共益費は。その点どうですか。

それから、教育委員会、市長が上がってこんもんは出せないというから、 教育委員会の怠慢かな、これ。それとあんたら、中学校から上がってこん から出さんと言うの、今度。そうなってくるで、そういう答弁は。

議長(巴里英一君) 中谷事業部長。

事業部長(中谷 弘君) 共益費のことでございますけれども、昨年9月に値上げをさしていただいたわけでございますけれども、その中では当初の家賃は1,050円の中に電気代等50円含んでいたという経過がございます。ですから、昨年9月に値上げしたときは、平均して4.6倍ぐらいに値上げいたしておりますので、旧の住宅についてはその中に包含した中で我々は運用するという形で進んでおります。それと、新しく建てた住宅につきましては、新しいものについては、家賃以外に共益費として4,000円を取っているというのが実情でございます。

ですから、まだ住宅については家賃を値上げしていかなければならないわけですね。新公営住宅法によってあと7年間で値上げせないかんということですから、最終的に到達した中で再度その辺の金額的なこともゆすった中で、その古い住宅についても、最終的に分けて経理をするかどうかということも検討していかなければならないとは思いますけれども、現在のところ昨年9月に上げた段階でそういう考え方で行っております。

以上でございます。

議長(巴里英一君) 山内教育総務部長。

教育総務部長(山内 洋君) 教育費の予算の要求に当たりまして、要望も 出すわけでございますが、教育委員会といたしましては、6つの項があり ます。6つの項についてバランスよくやはり要求をしたいという考えを持 っておりますが、やはり教育委員会としても財政事情も勘案しなけりゃい けませんので、今回は中学校の施設整備費は見送ったということでござい ます。

議長(巴里英一君) 成田君。

14番(成田政彦君) 市長にひとつ、それは言うていかなやらないとか、 住民の場合は子供が学校へ通って、ドアが外れて、僕ら議員でなくてもP TAの役員さんとかそういう人たちが、ドアが外れとるから修繕してほし いと。それはなかなか署名でいかない人もおりますわ。しかし、実際僕ら が声を聞いて学校へ見に行ったら、ドアは継ぎはぎだらけと。トイレもほ んまお粗末やということについて、例えば信達は署名まで上げていったら やるかという、そういう市長じゃないでしょう。やっぱり住民のそういう 学校教育の今のあり方については、非常に心を痛めておると思うんですわ。 だから、子供の教育施設改善については、やはりそれは大規模に改善しよ うとか建てかえとか僕は市長に言うてないわけよ。日ごろ、毎日使っとる 学校のドア、これもないんですわ。名札がないんでっせ。取るからつけな いんやて。そら、取るからつけないて、自分とこの名前が書いてないのと 同じで、そんなことはやっぱり僕らは非常に心を痛めます、そういうこと については。そんなにお金かからないと思うんですけどね。そういう点に ついては、積極的にドアとかそういうのは対応をすべきじゃないかと。私 は生徒の立場で思うんですけど、その点市長の、1,000万も2,000万 もかかることでは僕はないと思うんだけどな、これ。その点どうですか。

議長(巴里英一君) 向井市長。

市長(向井通彦君) 署名があったからやると言ってるわけじゃありませんね。あれは昨年、ご承知のように200万円の基本設計調査をつけたわけです。学校と打ち合わせした中では、もうそれはなくても実施設計で普通の体育館でいいと、こういうふうになったようでして、即実施設計でいけるということであったわけですね。ですから、本来当初予算で入れるべき

であったんですが、今回そういう骨格ということがありましたから、今回補正でということになったんですが、あれは当然教育委員会からも要求があって、ただ財政ではゼロ査定だったわけですね。しかし、それは私も非常に老朽化してるのはわかっておりますし、建てかえなければいけないということで復活をしたわけであります。

今おっしゃってるような中学校の維持管理費、修繕費に属する部分は、 当然まず教育委員会で整理をされて、予算が必要というならば、予算要求 があって、それを財政が査定をして、認めるべきものは認める、あるいは 何割か認める、あるいはゼロということがあるわけなんですが、要求がな いものは、それはもうそういう作業というのは一切ないわけでありますか ら、当然査定もなし、私どももないと、こういうことでございます。

議長(巴里英一君) 成田君。最後に。

1 4番(成田政彦君) そしたら、僕も住民の代表として議員に当選して、住民の声を聞いて、それやったら市長に直接言いますわ。原課がよう要求せんかったら、私は一丘団地の住民の声 — 一丘だけと違いまっせ。住民の声を反映されて議会に当選してきた議員として、やっぱりそういう要望を行政に伝えるのは、議員として私は任務だと思います。そういう点で今市長に伝えます。そのことについては、そういう住民から要望があると。やっぱり自治会でも会議を開いたらそういう要望があるから、そらここの場をとらえて市長に、今一丘中学もそういう状態ですよと。市長、その点については十分整備してくださいという要望をします。それから、教育委員会は要望を出すんですか。

議長(巴里英一君) 赤井教育長。

教育長(赤井 悟君) 学校の修繕費ということで大変御心配いただいているわけでございますが、中学校の修繕につきましては、特にこの前から心の教育ということで、環境のことで私は答弁を申し上げました。そのときに申し上げましたように、私は学校、PTA、子供たちに大変御迷惑をかけてる、断腸の思いであるということを申し上げております。教育の責任者として、教育総務部長に対して私が十分指導できてないということについて、私の非常に不徳のいたすところだというふうに思っております。今後十分注意をしながら9月補正等において、また財政当局にもお願いをしながら進めてまいりたいと、かように思っております。どうぞ御理解のほ

どをよろしくお願いいたします。

〔成田政彦君「終わります」と呼ぶ〕

議長(巴里英一君) 9時30分まで休憩いたします。

午後9時10分 休憩

午後9時32分 再開

議長(巴里英一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。松本君。

6番(松本雪美君) もう皆さんもお疲れのようですので、簡単に質問した いと思いますので、お答えの方もわかりやすく明瞭にお答え願いたいと思 います。

それから、215ページの総合福祉センター費の中で、図書費ということで30万円組まれたんですけれど、それ以外にも老人福祉の方では介護支援センターの設置のための予算化もされています。あいぴあ泉南のあの施設にはデイサービスもありますし、この予算にかかわっての質問ということでデイサービスが今、週に1回のサービスしかありません。実際には痴呆のお年寄りを抱えてる御家庭や寝たきりに近いような方、交通事故なんかとか脳梗塞なんかで本当に意識もはっきりしないような方も含めて、重度の方もデイサービスに通っておられるわけですけれど、せめてももう1日ふやすということで、何とか予算化もお願いをしたいと。介護支援セ

ンターのこの予算とはかかわりがないんかなとか思って、その辺聞かして いただきたい。

それから、それに加えて障害者のデイサービスもやっておられるわけですけど、これも場所としては市内の1カ所であいぴあだけですから、当然入所の申し込みがふえれば、もう行くとこがない人が生まれてくるということで、これは今後どのように考えていかれるのか聞かしてください。

それから、225ページで住居表示維持管理ということで150万円組まれておりますけれども、2年前ですか、幡代地域の住居表示がされてから、あと信達地域に入るということで予算化がされないまま今日に至っていて、今回こういうのが組まれたんですけど、これはどういうことをされるのか、聞かしてください。

それから、同じく225ページの公園管理費でございますけれど、どこの公園の部分をされるのか。牧野地域などでも公園がないということで、本当に最近牧野の南地域では、この少子化時代に学校の生徒の区域を分けて人数編成すると、牧野の南地域は児童がふえているという現象が起こってまして、最近開発された集落があちらこちらにできまして、子供たちが遊び場を求めて、ないために道路で遊ぶとか、田んぼに入っていたずらをするとか、田植えの時期には田植えした中にあめんぼうがおったり、カブトエビがおったりとかいうことでとりに入ったりとか、そういういたずらをされるということで苦情が出たりしてます。私は、やっぱり子供たちが遊ぶ場所はどんなことがあってもつてあげてほしいと。要望の出ている地域として、特に強い要望の出てる牧野地域として、これはぜひとも実現化をさせていっていただく方向で考えていただきたいと。

それから、もう1つ、220ページ、農業公園の造成委託料で1億200万円ですか、ということが出てますし、負担金で2,500万円の農とみどりの整備公社補助金ということで出てます。ちょっとこの辺について説明をしていただきたいと思います。

これだけです。

議長(巴里英一君) 橘選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長(橘 正三君) 2 1 3 ページ、借上料でございますけど、その中の1万円、投票所借上料でございますけども、これは2 1

投票所、一丘の住宅のとこの投票所です。公団の方に支払う予定の金額です。ただし、最近は投票に使うということでずっと減免していただいておりますので、実際には支出はいたしておりません。

それと、第6投票所の件でございますけれども、先生御指摘のように大変老朽化いたしております。調べましたところ、昭和43年に第6投票所新築工事費ということで建てたものでございまして、現在のところは投票所以外には使っておりませんので、また新たに新築というのは非常にしんどいんかなと思います。ただ、先ほどからも御指摘いただいてますように、非常に老朽化が進んでおりますので、一定我々の手でいろいろ改修というんですか、修繕もして試みたこともあるんですけれども、とても我々の手に負えるもんではございません。トイレにつきましても、後ろにはありますけれども、非常に使いにくいという状況です。すぐにというわけにもいかんかとは思うんですけれども、建てかえということじゃなしに、改修ということで考えてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

議長(巴里英一君) 石橋高齢者福祉課長。

健康福祉部高齢者福祉課長(石橋康幸君) 松本議員の御質問の中で、21 4ページの介護支援センターの関連で、デイサービスを現在週1回のとこ 3を週2回できないかという御質問でございますけれども、デイサービス 事業につきましては、議員も御承知のとおり昨年の7月から総合福祉セン ターの方で実施したと。そして、ことしの4月から新たに2カ所オープン しております。その3カ所を含めて週2回可能かどうか、これからまた検 討もしていきたいし、できるだけその方向に進めていきたいというように 考えておりますので、よろしくお願いします。

議長(巴里英一君) 青山事業部参事。

事業部参事(青山 敬君) 私の方から、農業公園整備事業につきまして、 220ページの委託料、農業公園造成委託料について説明さしていただき ます。

この 1 億 2 0 0 万でございますけれども、平成 9 年度に引き続き造成工事を実施するものでございます。関連工事、道路工等は泉南市と大阪府農とみどり整備公社の共同事業となっておりまして、本市が単独で発注しますと、工事車両と錯綜し、出合い丁場となることから、工事の円滑な実施

と経費の削減を図るため、工事を大阪府農とみどり環境の整備公社へ委託 することでございます。

それと、引き続きまして、財団法人大阪府農とみどり環境の整備公社補助金2,500万でございますけれども、これはいわゆる花卉団地形成のためにみどり公社が農地造成を行っておりまして、この農地開発利用促進事業費の1割を補助としているものでございます。

以上でございます。

議長(巴里英一君) 上林健康福祉部参事。

健康福祉部参事兼総福管理課長(上林 啓君) 私の方からは、障害者デイの方について御答弁申し上げます。

障害者デイの重度の方は、議員御指摘のとおり現在定員いっぱいを超えております。今年度市の障害者プラン策定作業の中で、実態調査等の結果も踏まえて鋭意検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長(巴里英一君) 湊公園緑地課長。

事業部公園緑地課長(湊 文明君) 議案書の225ページの公園管理の補 正額841万円のうち、工事請負費650万円でございますが、これは新 家八幡山イトーピア団地付近で、河川用地の残地を利用してポケットパー ク的に整備を行う予定でございます。よろしくお願い申し上げます。

議長(巴里英一君) 土岐都市計画課長。

事業部都市計画課長(土岐久雄君) 私の方から、松本議員御質問の住居表示維持管理費の150万円について御説明させていただきます。

住居表示整備事業につきましては、平成3年の西信達地区から手がけ、これまで562ヘクタールの地域について実施している状況です。この間、建築物の新築や街区をまたがる開発に伴い、基礎番号や街区の区割り変更が生じております。このため、案内板及び案内図の更新並びに台帳の修正等、適正な住居表示事務の遂行に必要な維持管理のための費用でございます。

以上でございます。

議長(巴里英一君) 松本君。

6番(松本雪美君) できるだけ簡単に済ましていただこうと思って、私は 自分の思いも入れて、例えば住居表示だと信達地域はどうなりますかとい うことも含めて声をかけさしていただいたんですが、説明だけに終わって しまったんで、もう一度またお願いをして答えてもらわねばならないとい うことで、方向として、当然信達地域は以後計画はあるんでしょうが、今 後いつから取り組んでいかれるのか、その辺聞かしてくださいね。

それから、公園の建設についても、牧野地域やそれからほかにも公園をつくっていない地域、要望のある地域もあるでしょうが、その辺ではどう考えておられるのか。ぜひ市長には答えていただきたいなと、公園の問題ではお願いをいたします。

それから、デイサービスについては、実施していく方向で検討していきたいと、こういうふうにおっしゃっていただいたんで、スタートラインが、スタートされてからやっと1年終わろうとしてますけれど、できるだけ充実をして、大変な状況にある御家庭の支えをしていけるように、ぜひ力を入れて施策を進めていっていただきたいと、こう思いますので、お願いをしときます。これはもうお答えはいいです。

それから、農業公園の問題ですけれども、農業公園は私がいただいた資 料を見せていただきますと、全体の総額では平成14年までに仕上げたい というふうなお考えだったと、聞かしていただいたときは言うてましたけ ど、それでも後に残るものがあってということで、その残るものも含めて ということで総合計で25億6,052万円、あらかたの数字がこういう形 で書類の中には出されているということですけれど、このスタートライン の平成6年から10年までの間に市が負担をせねばならない分として、一 般財源、また起債ですね。そういうのと、それから開発公社、そういうも のを含めて私が計算さしていただいたら12億4,779万1,00円、そ れからあと 1 1 年から 1 5 年の分まで、最終までざっと市負担の分を計算 さしていただけたら8億4,891万3,000円と。こんな数字になるとい うことで、本当に大変な額を市が持って事業をせねばならない中身になっ いるんだなと改めて思いました。全体額からいいますと、80%が市負担 になってくるなと。この出していただいた資料を計算してみたら、そうい うふうになってるんですけど、これから後やっぱりこの農業公園は大きく 泉南市の財政にも影響を与えるものとして、できるだけ負担を与えないよ うな形で、どういうふうにすればいいのかということで、1つ提案もした いなと、こういうふうに思うんですね。

いろいろ計画そのものが余分になってる部分もたくさんあると思いますし、例えば13年、14年には構造改善事業ということで国の補助金を受けてする分も含まれてますけども、こういう部分でこの事業そのものを縮小していけるようなところというのは、当然あるんじゃないかなと、こういうふうに思うんですよね。例えば、いろんなこの計画の中で、縮小できるような部分をちょっと言うてもらいましょうか。

議長(巴里英一君) 青山事業部参事。

事業部参事(青山 敬君) 議員御質問の縮小できるような項目ということでございますけれども、当初基本計画では重装備の非常に観光型の計画となっておりまして、市の財政、今後の財政需要等を検討して、これからは軽装備の参加型の公園に向けて削減していきたいと、削減していく方向で検討していきたいと思ってます。その中でやはり後年度、13年、14年で公園の施設関係、特に箱物ですね、についてはできるだけ削減、経費のかからない、コストのかからない方向で検討していきたいと思っております。

以上でございます。

議長(巴里英一君) 中谷事業部長。

事業部長(中谷 弘君) 住居表示の信達地区がどうなっているかということでございますが、平成3年から8年まで、平成3年から順次事業実施して、最終西信、鳴滝、雄信ということで実施をいたしております。その後次に、岡中、牧野地区を予定をいたしておるところでございますが、あと事前調査等作業もございますし、その辺当然市の財政状況等を勘案した中で実施をしてまいりたいというふうに考えておりますけども、現在一時中断をしている状況でございます。財政状況の中で再度復活という形に、近々そういうふうに我々としたら希望で持っておりますので、今後ともその辺の努力はしてまいりたいというふうに考えております。

それと、牧野地区への公園ということでございますが、小規模な街区公園は従来から都市計画決定をして建設しているところでございますが、松本議員御指摘の牧野地区にはそういう街区公園等は設置いたしておりません。今後は当然地域のバランス、泉南市内の地域のバランス等配慮した中で、場所の決定等を選定していった中で設置をしていくというふうに考えておりますので、今のところまだ都市計画決定した分についてはすべて街

区公園は完了いたしておりますので、今後それも財政状況等を勘案した中で場所の決定等を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長(巴里英一君) 松本君。

6番(松本雪美君) この農業公園の計画ですけれども、平成10年度で大体用地買収が全部終わって、それから11年からは進入路の工事とかそれから施設の整備工事なんかに入っていくと。実施設計そのものが、11年に附帯施設の実施設計なんかもやっていくというふうなことですけれど、今この公園ができますと、維持管理にかかわって運営の問題ではどういうふうに考えていかれるのか。それから、利用する人たちですね。当然、多くの地域から来るんだろうと思うんですけど、こういう利用する人たちの状況をどのような形で数字をはじき出しておられるのか。運営していくために多くの人たちに来てもらうために、いろんな、例えば交通アセスも含めてですけど、そういうことなんかも考えておられるのかどうか。

議長(巴里英一君) 青山事業部参事。

事業部参事(青山 敬君) 議員御質問の工事完了後の管理運営についてで ございますけれども、まだ具体的にどういうというのはございませんけれ ども、管理コストのかからない方向で今後検討していきたいと思っており ます。

それから、具体的に入場者等をどのぐらいを見込んでいるのかということですけども、当初計画では年10万人程度を見込んでおります。具体的なアセス等は、まだそういうふうなことは考えておりませんけれども、府道泉佐野岩出線から進入道路をつくっていきたいと思っております。

以上でございます。

議長(巴里英一君) 松本君。

6番(松本雪美君) こういう大きな施設をつくろうというときには、公共 事業をするときにはそれなりの計画を持って進めていかれるのが当然だと 思うんですけれど、大変な大きな施設ですし、ここを維持していくための 運営経費というのも大変なお金も要ることでしょうし、そういうことを思 うと、この利用者のアセス、利用者の人たちの状況をきちっと科学的には じき出してみて、そしてそこから運営についても1つの方向が見出せるん だと、こういうふうに思うんですけど、その辺はいかがでしょう。 それから、運営経費、維持管理費はどのくらい見込んでおられるのか。 委託先とかも考えておられるんでしたら、その辺聞かしてください。

- 議長(巴里英一君) 松本君に申し上げます。あとまだ10件ほど残っておりますので、時間的な問題がございますので、適正に。青山事業部参事。
- 事業部参事(青山 敬君) 管理運営経費等、当初計画でどのように見込んでいたかということでございますけども、これは具体的に試算はまだ行っておりません。今後検討していきたいと思っております。

以上でございます。

議長(巴里英一君) 松本君。

6番(松本雪美君) どんどん市民の税金をつぎ込んで計画を前に進めていかれると。銀行から借金して用地の買収をしたりということで債務負担行為なんかもされて、公社で用地買収しておられます。そういう中で、今私が聞かしていただいた中身として答えていただけないような状況というのは、余りにも計画そのものが大ざっぱになり過ぎて、ずさんな状況じゃないかなと、こういうふうに思います。

それこそ総額で26億近い事業になって、そのうちの80%が市の負担で事業完成時にはそういう数字になるという状況の中で、市長にはこの辺のところで財政をどう考えておられるのか。市がこれだけの状況をほんとにクリアしていけるのかどうか、財政負担について答えてください。

- 議長(巴里英一君) 松本君、それはさきの質問にも何回かあったかと思い ますので、その点配慮いただきたいと思います。向井市長。
- 市長(向井通彦君) この農業公園につきましては、前にも何回か御答弁申し上げたと思いますが、若干当初計画よりもずらして延伸をした中で事業を進めるというふうにいたしております。その中で、当然財政の見通しの中にも組み込んでおりますし、それから将来の維持管理ということにつきましてもいろんな手法がございますので、研究をいたしております。また、こういう同じような施設の管理運営をやっている近隣の府県あるいは市等のデータも取り寄せて研究をしているところでございます。農業公園ということでございますので、できれば地元のそういう土地の方の雇用ということもぜひ考えていければというふうに思ってるところでございます。

〔松本雪美君「もう1点、最後に」と呼ぶ〕

議長(巴里英一君) 松本君。

6番(松本雪美君) 本当に大変大きなお金をつぎ込む事業ですので、絶対にこの花卉団地とは切っても切れない関係にあるこういう事業だと思うんですけれど、花卉団地の方に入植される方たちが、本当に今のこの不景気なこういう状況の中で安心していけるような状況をつくり出せるというようなことがなかったら、この農業公園は成功しないだろうと。ともに進んできた2つの事業ですからね。その点で、どうでしょう。花卉団地に入植される方の状況、安心していけるのかどうか。その点、市としても十分な援助ができるのかどうか、府としてもどう考えておられるのか、最後にこのことを聞かしてください。

議長(巴里英一君) 青山事業部参事。

事業部参事(青山 敬君) 議員御質問のうちの花卉団地の入植者について どのように考えているかということについてでございますけれども、花卉 団地形成につきましては、大阪府のみどり公社の方が農地造成をやってお りまして、入植者等との調整はみどり公社中心に実施しております。その中で、できるだけ市としては売却単価が安くなる方向で非常に強く要望しております。また、大阪府、みどり公社、市等、そういう入植の方法について、今後委員会等のようなものをつくって検討していきたいと思ってお ります。

以上でございます。

議長(巴里英一君) 以上で本件に対する質疑を終結いたします。 討論に入ります。討論はありませんか。——大森君。

5番(大森和夫君) 日本共産党を代表して、議案第11号、平成10年度 大阪府泉南市一般会計補正予算に対する反対討論を行います。

3月予算が骨格予算でありますので、今回の補正予算は、2期目の向井市長の初めての本格予算と言えます。財源の11億9,000万円の補正の中身は、市債が2億6,000万円、公共施設整備基金からの繰り入れは3億300万円、寄附金、諸収入を入れると7億8,000万円となり、財源の74%を占めることになります。市債の合計は241億円となり、市の財政は極端に厳しい状況であり、浪費的な公共事業などの見直しを図り、暮らし優先を貫くべきであります。この観点から今回の補正予算は、信達小学校の改築など若干の前進はありますが、賛成できない点が多くあります。

その第1に、泉南聖苑葬祭基金委託料であります。斎場そのものは必要ですが、問題はその規模です。当初は斎場の建築費は24億円であったものが34億円と10億円以上脹らみ、11ヘクタールの用地取得費を除いても聖苑全体で100億円以上もの計画となっていますが、これだけ大きいものが必要でしょうか。また、基本計画には財源の裏づけも示されないなど、財源計画もはっきりしてません。その上、地元に対する十分な住民合意はありません。

第2に、農業公園設備事業であります。今後、平成10年から平成14年までの起債でも財政の厳しい中で5億円以上かかり、農業従事者からの計画に参加を見合わせる人が出てくるなど、計画の見直しが必要ではないでしょうか。

その3は、和泉砂川駅前再開発委託料であります。開発地域の土地権利者が市長の後援会に政治献金するなど問題点を含むばかりか、ここ十数年数回にわたって1億2,500万円にも上る調査費は一体何だったのでしょうか。さらに、権利者34人中32人が商業者であり、和泉砂川駅前商店街を取り巻く状況が極めて厳しく、また計画が大幅に縮小しているのに13年前の商業調査しかありません。新しい商業集積、消費者の意向調査、売り上げ予算などを示されず、市の姿勢は納得できるものではありません。20億円前後の先行取得した用地の活用についても示されず、年間4,000万円の利息払い、むだと浪費が増嵩するばかりではありませんか。まして再開発が成功する見通しは極めて乏しく、再開発には全市的な規模で地元の意向も含めて再検討すべきです。

その4は、住宅費であります。同和事業改修調査費がついていますが、 既に登録事業も終了している中、さらに改修するということは、同和事業 終結から外れることになります。すべて一般財源では、今後市財政をさら に圧迫させるものとなります。

その5は、教育に対する対策です。中学校の教室のドアは継ぎはぎ、トイレも破損した状況は、今も変わりません。今回、中学校の整備費の補正が含まれず、教育からもほど遠いものとなっています。

以上の5点から反対いたします。

議長(巴里英一君) 小山君。

2番(小山広明君) 98年度の補正予算に反対の立場で討論をさしていた

だきます。

当初の骨格予算と言われたものにも反対をしたわけでありますけれども、基本的にはこの財政危機という状況の中で、何を切るかということが今問われておるわけであります。しかし、今回の補正予算でもほとんど継続的な事業などが主でありまして、財源的な裏づけもやはり起債、借金がふえておるわけであります。しかし、今回に関していえば、トータルで3億3,000万円の市債に対して、公債については22億3,200万円と膨れ上がっていく状況であります。市長の2期目に当たっての本格予算と言われるものについても、ほとんど私、目立ったものはなく、やはり水、緑を守るというものをもっと具体的な予算に裏づけしたものをしていただきたいと思うわけであります。農業や漁業、林業に関しての予算は、従来と全く変わることもなく、市長が言われる水と緑というようなものは、ほとんど予算的にも、また政策的にも実現しないことは、当然であります。市長の言われるスローガンや理念に沿った予算を一日も早く組んでいただきたいと思います。

また、懸案であります住宅の払い下げ問題についても、一日一日老朽化し、危険な家屋に住み続けておられる入居者のことを考えますと、一日も早く市の約束を守って入居者には払い下げをし、その資金で市民が待つ市営住宅の建設をすることをぜひ決断を早くしていただきたいことをお願いをして、反対の討論にさしていただきます。

議長(巴里英一君) 以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の 起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(巴里英一君) 起立多数であります。よって議案第11号は、原案の とおり可とすることに決しました。

〔小山広明君「議長」と呼ぶ〕

議長(巴里英一君) 小山君。

2番(小山広明君) ちょっと発言を許していただきたいんですが、私の一般質問の中で若干事実と違うことがありますので、できたら精査をして直 していただきたいと思うんですが、そのことは、住宅問題で入居者の皆さ んにヒアリングをするということがあって、そのことを私が指摘しました。 行政の方から、ヒアリングを拒否されたのでという答弁があったわけなん ですが、そのことに対して私の感じが違いますので、まず拒否するという よりも、まだ案の段階で正式に入居者に示されておらないということがあ りますので、その部分をぜひ精査をして、訂正をしていただきたいと思い ます。

議長(巴里英一君) ただいま小山君より、過日の小山議員の一般質問の中で、住宅払い下げ問題について、住民と市の話し合い云々の件で、実際とは若干異なる答弁が理事者よりあったとのことですので、その内容について、後日議長において議事録を精査の上、これを処理いたしたいと思います。

次に、日程第14、議案第12号 平成10年度大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長(馬場定夫君)

〔議案書朗読〕

- 議長(巴里英一君) 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。
- 助役(遠藤裕司君) ただいま上程されました議案第12号、平成10年度 大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算(第1号)について御説明申し 上げます。

平成10年度大阪府泉南市下水道事業特別会計予算に変更を加える必要が生じましたため、地方自治法第218条第1項の規定により補正予算を調製し、同法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

説明に入ります前に、事前に正誤表をお配りをいたしておりますが、1カ所御訂正をお願いを申し上げます。243ページの第2表でございますが、右の欄の方の補正後の限度額につきまして「1,063,300千円」と記載をしておりますが、これを「1,740,300千円」に御訂正をお願いを申し上げます。

続きまして御説明をさせていただきます。239ページにお戻りを願います。歳入歳出予算の総額にそれぞれ18億5,640万円を追加し、歳入

歳出予算の総額を38億9,153万5,000円とするものでございます。 それでは、先に歳出から簡単に御説明を申し上げます。

2 4 7 ページをお開き願います。下水道建設費について、委託料 1 億 2 , 2 5 0 万円、工事請負費 1 5 億 3 , 3 0 0 万円、補償補填及び賠償金 1 億 9 , 1 8 0 万円、その他必要な経費を合わせまして 1 8 億 5 , 6 4 0 万円を追加 するものでございます。その内容といたしましては、本年度予定をしてお ります雨水及び汚水管渠の整備に係る費用を追加計上するものでございま す。

歳入につきましては、245ページにお戻り願います。ただいま説明いたしました歳出の財源といたしまして、国庫補助金7億25万円、府補助金2,530万円、市債10億6,330万円、その他財源と合わせまして歳出と同額の18億5,640万円を追加計上するものでございます。

お手数でございますが、再度243ページにお戻り願います。本格予算である今回の下水道建設費の追加に伴いまして、地方債の限度額を変更する必要がありますので、第2表で地方債の補正、さらに2カ年度以上要する工事の発注を予定をしておりますので、244ページでございますが、第3表で債務負担行為の補正をあわせてお願いをしております。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御 承認賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長(巴里英一君) これより質疑を行います。質疑はありませんか。 —— ——小山君。
- 2番(小山広明君) 当初予算の倍近い補正で、これこそ骨格に対して本格ではないかなという、泉南市は下水道会計に一般会計が乗っ取られるんじゃないかなという、そういう内容になっとると私は思うんですが、これの歳出の中での工事、どの箇所をどうするのかという工事の明細を言っていただきたい。

それから、もう1つは、雨水と汚水の関係で、雨の方は市というんか、公的な負担で汚水の方は使用料というので賄っとると思うんですが、6,00万とか7,000万ぐらいの使用料でこれだけ大きな予算が組まれてるんですが、これはいつぐらいにこういう平準化というんか、平均化というんか、使用料に見合った会計に戻ってくるのか。どんどんどんどん借金がふえていくわけなんですが、この辺のバランスというのはどの程度になっ

たら均衡化してくるんでしょうか。

議長(巴里英一君) 小山君、小山君は当該委員会の副委員長でございます ので、詳しくということは、あなたはもう既に議案説明されてると思いま すので、適正に判断してください。

それでは答弁を求めます。南整備課長。

下水道部整備課長(南 健志君) ただいま小山議員から3点御質問がありました。

まず、1点目の工事の内訳でございますが、今年度におきましては基本的な考え方といたしまして、雨水事業につきましては平成11年度の骨格的部分の概成を目標に順次必要な事業を整備していくと。特に10年度は南海横断部分を完成させるとともに、前畑雨水幹線、南海の上流部であるとか岡田浦の雨水幹線に着手するというものでございます。

汚水整備につきましては、きのうも説明いたしましたように、普及率の 向上を目指しまして国道 2 6 号線より浜手側の未整備地域を重点的に整備 しますとともに、山側についても一部着手するというものでございます。

2点目の雨水と汚水の関係でございますけども、事業費ベースにいたしましておおよそ60%が汚水というところで予算計上してるところでございます。

3点目、使用料がいつごろバランスという話でございますけども、いわゆる政策的判断で繰り入れてる部分、それから利用料で賄う部分、適度に均衡をとりながら適宜判断してやっていく所存でございます。今後、下水道普及が向上するに従って、その政策的に繰り入れる部分と利用料で賄う部分を適宜判断していくべきであると考えておりますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

以上でございます。

- 議長(巴里英一君) 小山君、時間の都合がございますので、2回までといたします。小山君。
- 2番(小山広明君) 今、工事箇所を早口で説明して、などなどということがあるんで、後でもいいですが、この予算がどう可決するかあれですが、明細をちょっと議会の方に出していただけますか、どの工事が範囲かということをね。きちっと決まっとるはずですから、その辺をきちっと出していただきたい。それをお約束いただけますか。

それから、政策的な分があって、普及してくればそのうちに平均化してくるだろうということなんですが、この面についても政策的というのはちょっと余り根拠ないわけですね、そうすると。だから、そういう点ではもう少しその辺も基本的には独立した会計でございますから、そこでの収入によって賄うというのが基本的なんじゃないかなと思うんで、雨の方は別としても、そういう点ではどういう数字のバランスが使用料に対しての工事額かということは、一定何年度ぐらいまでいけばそれが均衡とれてくるんかというようなことの説明は、ちょっと議会にできるようにしていただきたい。それは要望しときますが、できるかできんかだけ答弁しといてください。

議長(巴里英一君) 竹中下水道部長。

下水道部長(竹中寿和君) 工事の箇所というんか、工事の場所については、 この間のうちの産建の常任協議会のときに資料として提出してますので、 これを見てもらったわかると思います。

〔小山広明君「ないよ、ないよ、そんなん。範囲しか書いてないよ、それは。ちょっと違う答弁だから、ちょっと待って。僕かてこれ持っとるよ。何とか工区、何とか工区であるでしょう。そういうふうにきちっと出してくださいよ、それは」と呼ぶ〕

議長(巴里英一君) その資料については、後日議員みずから資料請求して ください。

[小山広明君「出すか、出さんかだけ言うてくれたらいい」と呼ぶ]

議長(巴里英一君) 資料請求してください。

〔小山広明君「はい」と呼ぶ〕

議長(巴里英一君) ほかにありませんか。 ———井原君。

1番(井原正太郎君) えらい済みません、1つだけ。247ページ、下水道建設費の中で補償補填及び賠償金1億9,180万ですね。この内容をちょっと教えていただきたいと思います。

議長(巴里英一君) 南下水道整備課長。

下水道部整備課長(南 健志君) 井原議員御指摘の補償補填費でございますけども、これにつきましては、工事に伴って必要となります水道、ガス、それから関西電力、NTT等、いわゆる移設工事が必要となるものにつき

まして、これにつきまして補償補填という費目で計上することになってお ります。

以上でございます。

議長(巴里英一君) 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。―――小山君。

2番(小山広明君) 10年度の下水道事業特別会計補正予算に反対の立場で討論さしていただきます。

今、質疑もいろいろありましたように、大変借金がふえていって、一般会計を大変圧迫しております。これは当初から市の財政を無視した1つの事業の導入だと思います。方法にはいろいろあるわけでありまして、やはり小型合併処理浄化槽などをうまく組み合わせながら、また団地ごとに行われている合併処理浄化槽などをうまく組み合わせて、やはりもう少し財政のことも考えてやるべきであります。今回のこのような事業が30年も40年もかかるというわけでありますから、それだけ地球が待ってくれないと思うわけであります。

そして、一番この問題の欠陥は、汚した人が浄化とか環境問題に余り関心を持たないシステムが、私は一番大きな欠陥ではないかと思います。自分で汚したものは自分できれいにするという、そういう意識こそがこれからの環境問題の中で私は一番大事なことではないかと思います。そういう点では、だれかがどこかでやってくれるだろうと、そういうことが結果的には市の財政を大きく圧迫するもとにもなるということで反対をいたします。よろしくお願いします。

議長(巴里英一君) 以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の 起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(巴里英一君) 起立多数であります。よって議案第12号は、原案の とおり可とすることに決しました。

次に、日程第15、議案第13号 平成10年度大阪府泉南市汚水処理施設管理特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長(馬場定夫君)

〔議案書朗読〕

- 議長(巴里英一君) 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。
- 助役(遠藤裕司君) ただいま上程されました議案第13号、平成10年度 大阪府泉南市汚水処理施設管理特別会計補正予算(第1号)について御説 明申し上げます。

251ページでございます。平成10年度大阪府泉南市汚水処理施設管理特別会計に変更を加える必要が生じましたため、地方自治法第218条第1項の規定により補正予算を調製し、同法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものでございます。なお、補正の内容でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ600万円を追加し、2,340万1,000円から2,940万1,000円とするものでございまして、増額項目につきましては、255ページから256ページにかけて記載のとおり、汚水処理施設管理基金から繰り入れを行い、施設の排水量、COD値を測定するUV計を購入するものでございます。

簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議の 上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長(巴里英一君) これより質疑を行います。質疑はありませんか。 —— 一
一
質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。 — 討論なしと認めます。 これより議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり可とすることに決しまして御異 議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(巴里英一君) 御異議なしと認めます。よっで議案第13号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第16、議案第14号 平成10年度大阪府泉南市水道事業 会計補正予算(第1号)を議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長(馬場定夫君)

〔議案書朗読〕

- 議長(巴里英一君) 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。藤岡水道部長。
- 水道部長(藤岡芳夫君) 議案第14号、平成10年度大阪府泉南市水道事業会計につきまして内容の説明を申し上げます。

先ほど御承認のありました議案第12号、下水道の事業につきまして、 この工事が施工されるにつき水道管が支障となりますので、提案をするも のでございます。

259ページでございますけれども、収益的収入の補正ということになっておりまして、節区分、受託工事収益としまして7,700万円の補正を考えてございます。

続きまして、260ページの方でございますけれども、これが収益的支出の補正となっております。節区分としまして、受託工事費としまして1,000万円を計上しております。

この収入と支出の数字の違いにつきましては10%、700万円が水道 部の方に入る事務費となってございます。

以上でございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

議長(巴里英一君) これより質疑を行います。質疑はありませんか。 —— 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御 異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(巴里英一君) 御異議なしと認めます。よって議案第14号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第17、議員提出議案第9号 青少年の健全育成に関する法律の制定を求める意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して北出寧啓君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。北出寧啓君。

2 1 番(北出寧啓君) 議長からの御指示でございましたので、原案を正確、 厳正に読ましていただきたいと思います。

それでは、意見書の代読をもって趣旨にかえさせていただきたいと思い

ます。

明日のわが国を担う子供たちがどのように健全に成長していくかについては、個々の家庭の責任であるとともに、社会、そして国の大きな使命でもある。とりわけ国民国家では、制度面に関しては法の執行機関である政府がその役割を強く担わなければならない。今、青少年を取り巻く環境はここ数年においても急速に悪化しており、劣悪で頽廃的な性や残虐な暴力を掲載した雑誌やビデオ等が世間にあふれ、それらはコンビニや書店などに無造作に置かれるなど、だれもがどこでも簡単に手に入れられる状況にある。バタフライナイフなどによる死傷事件や援助交際などは、政府や社会が現状を十分に把握できず、対応しきれていない証明でもある。

各都道府県では、これまでにも青少年を有害図書環境から保護するための条例を制定しているが、十分な成果をあげているとは言えない。また、青少年を有害図書から保護するという観点に立つ法令としては、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律や児童福祉法などがあるが、いまだ体系的には不十分であり、むしろ条例の補足的な機能しか有していないこともあり、今まさに統一的な法制化が望まれている。

よって、政府におかれては早急に青少年を有害環境から保護するため、下記の事項を内容とする「青少年健全育成のための法律」の制定を図られるよう強く要望する。

記

- 1、有害図書類(雑誌・ビデオ、パソコンソフト・ゲームソフト・CD 等)の販売、貸出については、専門店でのみ行うこと。
- 2、有害図書類の自動販売機での販売を禁止し、広告等の規制を行うこと。
- 3、テレビによる有害番組を規制するため、番組をあらかじめ選択できるような規制システムをつくること。
- 4、青少年に対する性犯罪等凶悪犯罪を防止するための必要な措置を講じること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

意見書の題名は、改めて申します。「青少年の健全育成に関する法律の制定を求める意見書」でございます。御審議のほど、御賛同のほどをよるしくお願い申し上げます。

以上です。

議長(巴里英一君) ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。 ———小山君。

2番(小山広明君) 少年の犯罪がふえてるというようなことが新聞でもよく報道されております。これはある意味で大人社会の問題がある意味の純粋な子供たちに影を落とし、いろんな影響を与えとるということで、今私たちの大人社会そのものが、本当に子供たちの見本といいますか、手本になり切れておらないということが1つ基本的に私はあるという認識をしております。そういう点で、我々の議会も含めて、行政とのこういうやりとりも含めて、本当に子供たちに見ていただいても恥ずかしくない、そういうきちっとした議論がされておるかということを改めて私も含めて反省をしていかないかん、そう思います。

こういう発育盛りの子供たちに対しては、やはり大人の影響を敏感に受けるわけですから、単に法律規制というだけでは対応できないだろう。そういうものを強くすればするほど、またゆがんだ形でどこかに出てくる。すぐ法律に走ろうとする大人の姿勢そのものが、また子供たちに大きな命をかけた抵抗なり反抗ということに出会うことは、私たちが育ってきた経過からも十分把握できると思います。そういう点で、今現在ある児童福祉法などいまだ体系的には不十分であるという部分があるわけですが、一体どういうところが現在の法によって不十分なのか。

それから、最後の4番のところにありますが、「青少年に対する性犯罪等凶悪犯罪を防止するため」と、こういうことは新聞の論調などでもいろいるありますが、やはりあくまでも少年については、強い罰則というもので犯罪者というような視点でやはり対応すべきでないというのが、現在の児童福祉法などに流れている精神ではないかと私は思っておるわけですが、一挙にこういう青少年に対する犯罪を大人並みのそういう規制強化というような姿勢に、こういうものが結びついてしまうのではないかと私は心配しとるんですが、その点で提案者は、そういう一般の法律と少年法と言われる概念とどういうふうに分けておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

議長(巴里英一君) 北出君。

2 1 番 (北出寧啓君) 時間もございませんので、簡潔に御答弁差し上げた

いと思います。

まず、第4点の青少年に対する云々ということでございますけれども、 青少年への罰則規定じゃございませんで、青少年に性犯罪等犯した大人に 対する必要な措置というふうに理解いただきたいと思います。

福祉法等の不十分な箇所といいますと、細かい形になるんですけれども、 児童福祉法に関しましては、第34条の6に、児童に淫行をさせる行為と いう形で、それだけが記載されておりまして、そのほか細かい細目にわた っては、児童福祉法には記載されておりません。そういう意味で、全く不 十分であることは否めないと思います。

風俗営業の規制、これもですか。

〔小山広明君「いやいや、児童福祉法の」と呼ぶ〕

2 1 番(北出寧啓君) (続)じゃ、そういうことでお答えとさせていただ きたいと思います。

議長(巴里英一君) ほかにございませんか。 ——和気君。

13番(和気 豊君) 2点にわたってお伺いをいたします。

1点は、憲法の21条、いわゆる結社並びに言論、出版の自由ですね。この問題との兼ね合いです。北出議員も御案内のように、この条項というのは、あの戦前の暗黒時代になかなか自由に物が言えなかった。こういう試練を経て戦後民主化の中で1つの象徴としてかち取られた条項だというふうに思います。それとの兼ね合いでこういう法規制をどういうふうに解釈をしたらいいのか、お教えをいただきたい。

それから、4番目の「青少年に対する性犯罪等凶悪犯罪を防止するための必要な措置を講じること。」というのがあるんですが、刑法の1つである少年法の第1条、この法律の目的の中に、「少年及び少年の福祉を害する成人の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的とする。」ということで、少年法の目的そのものが既に厳しく青少年に対する性犯罪行為、刑事犯罪を抑止する、そういう法律として制定されているというふうに私は解釈するんですが、それとの兼ね合いについてもお教えをいただきたい。以上2点です。

議長(巴里英一君) 北出君。

2 1 番(北出寧啓君) 難しい質問で、ありがとうございます。憲法には、 もちろん和気議員おっしゃられましたように、「集会、結社及び言論、出

版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」というふうにございます。しかし、その解釈におきまして、昭和32年3月13日に、わいせつ文書図画等の頒布を罰することは、性的秩序を守り最小限の性道徳を維持することが公共の福祉の内容をなすというふうにも解釈されておりまして、これは極めて高度な判断が必要とされると思いますけれども、児童の人権、それは公共の福祉の一部をなすものでありまして、それを優先することは、公共の福祉の優先と表現の自由というのは、特に児童の福祉においては、それが優先されるべきではないかというふうに考えております。

しかし、それは個々の事柄によって判断されるべきものでありまして、 それは個々の事例における判断をしていきたいというふうに理解しており ます。その点で御了解いただきたいと思います。

少年法の罰則規定は確かにあるということでございますけれども、現行に運用されている各都道府県の青少年を有害図書から守る条例等々では一切の罰則規定がありませんで、それを国として集大成した形のものが必要ではないのかと、そういう段階に来ているのではないかというふうに理解さしていただいております。

以上、簡単でございますけれども、お答えにかえさしていただきます。 議長(巴里英一君) 和気君。

13番(和気 豊君) 意見にかえます。

2点目のいわゆる条例の関係ですが、条例はやはり各都道府県によって個々ばらばらで、やはりそれを統括する法があってしかるべきだと、こういうふうに思います。それが少年法によって、既に厳しくその目的としてうたわれていると。これ等のいわゆる運用——運用がなされていないというそのこと自体が1つの問題であり、これは先ほど小山議員が言われたようないわゆる大人社会の1つのあり方の問題、この象徴でもあるというふうに思っています。そういう点で、ばらばらのものを1つにまとめ上げる、こういう点では既にでき上がっているんではないか、こういうふうに理解をいたします。

以上です。

議長(巴里英一君) ほかにありませんか。 ——以上で本件に対する質 疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。――――松本君。

6番(松本雪美君) 議員提出議案第9号、青少年の健全育成に関する法律 の制定を求める意見書について、反対の立場で討論をいたします。

子供を取り巻く環境が急激に変化しています。子供の世界から遊び場が奪われ、遊びの中で人間としての痛み、喜びを実感し、成長することが少なくなっています。子供社会が仲間集団として機能していない状況もあります。家庭においては、親は長時間過密労働で疲れ、子供とかかわる時間が少なく、家族間の結びつきも希薄化し、子供の成長にも影響を与えています。また、地域社会においても人間的結びつきも弱まり、あらゆる面で子供の自立が困難な状況にあると言えるのではないでしょうか。

さらに、退廃的映像文化から子供たちを守らねばなりません。健全な子供向けのアニメやまんが映画が普及している一方で、すさまじい恐怖や残酷な映像が繰り返されています。人間の命を軽んじ商品化するホラービデオや、未成年者に貸し出し禁止されている成人向けのアダルトビデオがはんらんし、親の知らないところで中学生の間にまでも持ち込まれています。テレビ番組、子供の雑誌の中でさえ暴力が肯定されたり、子供の性への正常な関心をもてあそび、ゆがめる状況は、その影響を考えたとき、見過ごすことはできません。

日本共産党は、今日まで一貫して日本文化の民主的発展を願い、文化の退廃化に反対し、国民道徳、市民道徳の確立、健全な文化と教育の発展を呼びかけ、日本の未来を願う子供たちの命を大切に、お互いに思いやり、人間だけが持つ男女の愛情に基づく性を大切にして、その将来へ確かな人間としての成長を心から願っています。

しかしながら、今回の提案された青少年健全育成のための法律の制定を求める意見書は、法によって出版などの規制をするということですが、有害図書類などをだれがどのようにして規制するのか。すべての出版物を、また毎日テレビなどマスコミを通じて流れてくるようなものを選別するようなことは不可能でありますし、何よりも憲法第21条での言論、出版、表現の自由を保障されてきたことは、社会進歩を願う人民の自由と民主主義の戦いの中でかち取られてきた国民の権利であります。それは、表現の自由によって人間の尊厳を踏みにじり、性の商品化や暴力の賛美を容認するものではないことは当然であります。

また、表現の自由を逆手にとった野放しを見過ごすことはできませんし、

表現の自由を十分に配慮した適切な規制措置が必要だと考えています。社会的規制により退廃文化の状況を解決していくためには、住民参加を保障する青少年を退廃から守る機構を地方自治体に設け、青少年保護規制条例の適切な運用や、有害物を見せないための一定の規制は、現状況のもとでも可能であると考えています。

よって、我が党は、今回の青少年の健全育成に関する法律の制定を求める意見書に対する反対の立場を表明し、討論といたします。

議長(巴里英一君) 以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議員提出議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の 起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(巴里英一君) 起立多数であります。よって議員提出議案第9号は、 原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第18、議員提出議案第10号 インド、パキスタンの核実験に抗議し、全ての核実験の即時停止を求める決議についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して北出寧啓君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。北出寧啓君。

2 1 番(北出寧啓君) それでは、インド、パキスタンの核実験に抗議し、 全ての核実験の即時停止を求める決議案を代読さしていただいて、趣旨に かえさせていただきたいと思います。

先の大戦が終わって50年が経過し、わが国は二度と戦争の惨禍を繰り返さないとの平和への固い決意のもとに、平和国家の道を選択し、また人類史上唯一の被爆国として非核三原則を内外に宣言し、あらゆる国の核実験に反対するとともに、核兵器廃絶を訴えてきた。

泉南市議会においても、昭和59年に核兵器の廃絶と世界の恒久平和を願い、「非核平和都市宣言」に関する決議を採択するとともに、平成7年には、フランスの核実験再開に反対し、中国の核実験への抗議を求める意見書を採択したところである。

しかるにインドは、5月11日に引き続き13日にも核実験を強行した。 また、インドと国境を接するパキスタンも、わが国をはじめ各国の自粛を 求める声に背き、5月28日と30日の両日に核実験を強行した。これらのことは、世界各地からの核実験に対する抗議等を無視し、世界の人々の核兵器廃絶と世界平和実現への願いを踏みにじる暴挙である。

核実験は地球環境を破壊し、人類の生存を脅かす許されざる行為であるばかりでなく、国際的な信義を裏切るものである。

よって、政府におかれては、インド及びパキスタンの核実験に厳重に抗議するとともに、今後あらゆる国における一切の核実験を停止するため、 更なる外交努力を講じられるよう強く要望する。

以上、決議する。

平成 1 0 年 6 月 2 6 日

泉南市議会

以上であります。

討論に入ります。討論ありませんか。 ——討論なしと認めます。

これより議員提出議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御 異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(巴里英一君) 御異議なしと認めます。よって議員提出議案第10号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第19、議員提出議案第11号 ダイオキシン対策の抜本強化を求める意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して東 重弘君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。東 重弘君。

7番(東 重弘君) ただいま議長から御指名を受けましたので、議員提出 議案第11号、ダイオキシン対策の抜本強化を求める意見書案を提案いた します。

提案に際し、お手元に御配付申し上げております案文を朗読して、提案 の理由説明にかえさせていただきます。

ダイオキシン類は、人工化学物質のなかで、最高の毒物で、生殖や育成、 成長に重大な障害をつくる「環境ホルモン」の一つであり、その汚染が社 会的問題となっている。

平成9年度に2回おこなわれた大気環境中での本市におけるダイオキシン類の濃度測定の調査では、年平均1ピコグラムであり、大気環境指針0.8ピコグラムを超え、市民に不安を与えている。

よって政府におかれては、下記の項目について、次の対策を講じるよう に求める。

記

- 1、産業廃棄物焼却施設を含め、焼却施設の改善、排ガス・焼却灰・飛灰・冷却水および周辺の大気・土壌・水質・作物などのダイオキシン類の調査のための助成制度を確立すること。
- 2、基準や規制がない焼却灰、土壌、水質、食品などにきびしい基準を設けること。
- 3 、 母 乳 調 査 や ダ イ オ キ シ ン 類 の 健 康 へ の 影 響 の 調 査 を 抜 本 的 に 強 化 す る こ と 。
- 4、産業界に、包装器材の簡素化やリサイクルの徹底を義務付け、ゴミ 発生そのものをおさえるなど、廃棄物の焼却、埋立てを最小限にする 措置を含め、ダイオキシン類の抜本的対策を求めること。
- 5、中小企業がおこなうダイオキシン類の調査、焼却施設の改善に助成 や融資制度を設けること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成 1 0 年 6 月 2 6 日

泉南市議会

以上のとおりでありますが、御賛同のほどをよろしくお願い申し上げます。

副議長(上野健二君) ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。 ——
質疑等なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。 — 討論なしと認めます。 これより議員提出議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御 異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長(上野健二君) 御異議なしと認めます。よって議員提出議案第11

号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第20、議員提出議案第12号 男女ともに人間らしく働くルールの確立と労働行政の充実を求める意見書についてを議題といたします。

本件に対し、提出者を代表して成田政彦君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。成田政彦君。

1 4番(成田政彦君) 議員提出議案第12号、男女ともに人間らしく働くルールの確立と労働行政の充実を求める意見書について。上記議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。平成10年6月22日 提出。

案文を読んで提出にかえたいと思います。

男女ともに人間らしく働くルールの確立と労働行政の充実を求める意見書(案)

政府・労働省は、 いくら残業しても残業代を払わない裁量労働時間制の拡大、 いっそうの不規則な労働を強いる変形労働時間制の要件緩和、

「女子保護」規定撤廃による男女労働者の無制限な時間外労働、 リストラ「合理化」の受け皿となる労働者派遣事業の拡大、 首切り、若年定年制を合法化する有期労働契約期間の延長などを内容とする労働法制の改定を行なおうとしている。

しかしながら、これらは雇用・時間・賃金すべてにわたる「ルールの破壊」であって、多くの労働者の「人間らしく働き、生きたい」という要求を踏みにじるものであるばかりか、労働者をいっそう長時間過密労働、過労死の危険に追い込むものに他ならない。

よって政府におかれては、労働者を保護する観点から、人間らしく働くルールの確立のため労働基準法をはじめ労働諸法制の改悪をやめ、むしろ 充実されるよう要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。 平成10年6月26日

泉南市議会

よろしくお願いします。

議長(巴里英一君) ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。

────質疑等なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。 ——討論なしと認めます。

これより議員提出議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御 異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長(巴里英一君) 異議ありであります。

お諮りいたします。ただいまの議長の宣告に対し、異議ありとの表明が ありますので、本件については起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の 起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(巴里英一君) 起立多数であります。よって議員提出議案第12号は、 原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第21、議員提出議案第13号 大阪府老人医療費助成の縮小・廃止の中止を求める意見書についてを議題といたします。

本件に対し、提出者を代表して松本雪美君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。松本雪美君。

6番(松本雪美君) 議員提出議案第13号、大阪府老人医療費助成の縮小・廃止の中止を求める意見書について、案文を朗読して提案にかえさせていただきます。

大阪府老人医療費助成の縮小・廃止の中止を求める意見書(案)

大阪府は、先に老人医療費助成制度の改悪を今年11月に実施することを決めた。つまり大阪府は、11月1日以降新たに65歳となる高齢者は市町村民税非課税世帯のみ制度を適用し、それ以外は制度から締め出すとしている。この所得制限強化による排除が順次実行されると、最終的には、現在の受給者の8割が老人医療費助成制度が適用されなくなる。

老人医療費助成制度は、1972年の発足から今日まで高齢者が安心して医療を受けられる制度として府民に定着しており、改悪は断じて許せない。しかも、この改定は本市議会での「老人医療費助成の現行制度の存続を求める意見書」に反するものである。

大阪府は制度改悪の理由に財政困難をあげているが、現行の老人医療費

助成制度を維持するのに必要な財源は約300億円といわれ、3兆円をこえる大阪府の予算からみればわずかである。しかもその割合は制度発足当初からほとんど変わっていない。

よって、大阪府におかれては、所得制限強化による無料制度からの締め出しを中止し、現行制度を堅持するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成10年6月26日

泉南市議会

討論に入ります。討論ありませんか。──討論なしと認めます。

これより議員提出議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御 異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長(巴里英一君) ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、 本件については起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(巴里英一君) 起立多数であります。よって議員提出議案第13号は、 原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第22、議員提出議案第14号 大型減税の早期実施を求める意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して松本雪美君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。松本雪美君。

6番(松本雪美君) 議員提出議案第14号、大型減税の早期実施を求める 意見書について、案文を朗読して提案にかえます。

大型減税の早期実施を求める意見書(案)

現在、わが国は、戦後最悪の経済不況に陥っており、その危機打開策が 内外から切実に求められている。政府も、数次に及ぶ対策を講じているも のの、いずれも小出しでかつ新鮮味を欠き、さらにタイミングの遅れなど から一向に回復の兆しが見られず、不況は深刻化するばかりである。

今回の不況を招いた根本的要因は、長い不況からの国民の実質所得の減少に加え、昨年4月から実施された消費税引き上げや特別減税の打ち切り、あるいは医療費負担の引き上げなどが、回復軌道にあった景気に冷水を浴びせ、個人消費を大きく減退させたことによるものである。

その意味からも、まさに危機的状況にあるわが国経済を立て直すためには、個人消費を確実に喚起させる思い切った施策の実施が不可欠である。

よって、本市議会は政府に対し、危機的状況にある日本経済を建て直すための「恒久減税」等の大型減税の早期実施を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成10年6月26日

泉南市議会

よろしくお願いします。

議長(巴里英一君) ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。 ——質疑等なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。 ――――討論なしと認めます。

これより議員提出議案第14号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御 異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(巴里英一君) 御異議なしと認めます。よって議員提出議案第14号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第23、議員提出議案第15号 同和行政終結宣言についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して林 治君から提案理由並びに趣旨の説明 を求めます。林 治君。

2 2 番(林 治君) 議員提出議案第 1 5 号、同和行政終結宣言について、 別紙案文を朗読して提案にかえさせていただきますので、どうかよろしく お願いいたします。

同和行政終結宣言

部落差別は、封建的身分差別の残りものであり、部落問題の解決とは旧 身分のいかんを問わず、すべての人間の平等・同権を確立し、部落内外の 住民が社会生活においてわだかまりなく人間として連帯を広げ、差別を受け入れない圧倒的な社会的世論をきずくことである。

昨年3月末で国の「地対財特法」が終了し、同和事業の終結はいまや全 国的な流れとなっている。

本市における同和行政は国の「同和対策特別措置法」に先がけて進められ、すでに34年におよぶ同和対策事業によって、一般地域との格差が大きく解消し、社会的交流も進展している。

しかし、不公正な同和事業やゆがんだ同和教育・啓発は新たな差別をつ くり出すものとなり、部落問題の解決を阻む要因となっている。

今必要なことは、行政上の垣根をとりはらい市民の自由な社会的交流と 連帯を促進することによって、真の部落問題解決への明るい展望を切り開 くことである。

よって、泉南市議会はここに同和行政を終結することを宣言する。 平成10年6月26日

泉南市議会

どうかよろしくお願いします。

- 議長(巴里英一君) ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。 ————小山君。
- 2番(小山広明君) この部落問題というのは、勝手に行政の方から指定をし得るようなものでないことは、提案者もよく御存じだと思うんですが、これまでも何回となく同和地域の指定というものの見直しが4回ほどされておるんですが、いまだに被差別部落でありながら地域指定がされないというところがあるとも言われております。そういうところには、基本的には同和施策がされておらない。言うまでもなく部落問題というのは、行政によっての差別があって、それが都市整備なり地域のいろんな政策に格差があって、そこに地域的な格差があると。そういうことを地方の3割財政という中でやるのが困難なことは当然でありまして、それが特別に国の財政措置の中でやられてきた歴史があるわけです。

そういう点では、地域の住民に対しても、同和行政というのは一定の貢献をしてきたことは、否めない事実であり、もしこの同和施策という特別な措置がなければ、まだまだ同和地域の整備はもちろん、一般地域といいますか、市全体の都市整備もなかなか進まなかったことであることは当然

でありますが、そういう点でこの同和施策がなされてきた経緯について、 提案者はどのように理解をし、今ここに同和行政を終結しろということを 議会として上げろという、そういう提案をしとるわけなんですけれども、 その点についてどのようにお考えになっておるのかをお聞かせをいただき たいと思います。

議長(巴里英一君) 林君。

2 2 番(林 治君) ただいま小山議員から御質問ございました。まず、この案文の中でもそのことについては、簡潔ですが、まず明記をしております。本市における同和行政については、国の同和対策特別措置法に先駆けて、既に3 4 年に及ぶ同和事業を進めてきたというふうに書いておりますように、泉南市でも必要な同和事業があり、そのことは進められてきた。また、そのことをこの泉南で初めてこの議会の中で取り上げて、私自身この同和事業の促進に努力をしてきた者の1人であります。

経過といえばそういうことでもありますし、そのことは、この同和行政は一般施策の補完としてやられてきたことである。ですから、一般行政の補完ですから、そのことが行政上――これはこれまでの市長の答弁でも、行政上のそうした施策は、ほぼできてきたということは言われております。以上の点が、泉南での実態としてそのことは言えると思います。以上です。

議長(巴里英一君) 小山君。

2番(小山広明君) 私、質問しとることを全部答弁してないんですけどね。 ちょっと答弁してください。質問したのに答弁してくださいよ。

私、質問したことに全部答弁していただいてないんですが、行政の方から勝手にここは同和地域ですよと、部落ですよというように指定するような問題じゃないですね。できないですね、まずね。これは部落差別がある状況の中で、私たちは部落民だということを宣言しない限りは、行政としてはそういう施策を打てないわけですよ。そのことは、提案者はどのように考えられますか。ここは同和地区だと外から言えない問題でしょう、これは。それだけに日ごろ厳しい差別にあった中で、部落民宣言をし、そしてここは同和地域、部落だということを1つの線をもって、その人たち自身が名乗らないと施策ができないでしょう。そういう中から、これは国の責任だというようなところで特別な財政措置をさしてきた。この運動の成

果は、私は十分評価していいと思いますし、あなたもこの同和対策特別措置法をするまでに泉南市で同和対策事業をやらしてきたんだということをあなたは今そこで言われたわけなんですけども、やはりそういう点で特別な施策をそこにやってきて今日にあると思うんですね。それは当然それだけの施策をしてきたわけですから、それだけの成果があるのは、私は当然だと思います。

そういう点で、そういうある意味の認識について、提案者はどのように 思われるかを私聞いたつもりなんですが、お答えいただきたいと思います。 議長(巴里英一君) 林君。

治君) 先ほどの質問の中で、小山議員が一般論として述べ 2 2 番 (林 られた問題ですね。私は、泉南の行政上の問題として、当初の運動の経過 からお答えをしたつもりなんです。ですから、泉南のこと以外のことでい ま だ 小 山 議 員 の 言 葉 を か り れ ば 部 落 民 宣 言 を し て お ら な い 地 域 は 、 同 和 行 政をやられてないじゃないかと。そこは一体どうなるんかという趣旨のこ とだというふうにも……(小山広明君「できないでしょ、それは」と呼ぶ) だから、それについては、それはそれぞれの地域でそのことに目覚めて運 動する方があれば、それはそれでいいわけですよ。我々は、私自身もここ の泉南での責任は持ってますが、他の地域まで出かけて行ってあれこれす ると、そういうことは、これはでき得ないことです。それはそれぞれの地 域でまた、大阪の場合には例えば府的な団体とかいろんなことがあります から、それはそれでやっていかれたらいいでしょう。そこまで今ここで議 論して、そのことがどうすればいいか云々ということは、これはあり得な いことだと思います。それは、我々はここでやればいいと、そう思ってま す。運動論というのと、それから行政上のやるべきこととまた違いますし、 行政のやれる範囲もまた違います。だから、そういう宣言をするかせんか とか、でないとできないだろうとか、そういうことはまた、それは別の問 題だと思います。

議長(巴里英一君) もう最後にしてください。小山君。

2番(小山広明君) 最後というよりも、きちっと答えていただいてないんでね、これは1回にカウントしてもらった困るんですが、泉南市においても被差別部落の1つの宣言というんか、そういう枠組みを行政の方からつくった線じゃないでしょう。向こうが名乗る形で、そこで初めて行政とし

て同和地域ということを指定をして、そこに同和施策が初めてできるわけでしょう。あなたがここで言う行政上の垣根を取り払い——差別問題というのは、差別する側が垣根をつくってきとるわけでしょう、本来的に。それを差別を受けとる側が、我々は差別を受けとるんだというときに、初めて客観的に差別を受けている人がはっきり見えるわけでしょう、勝手な思い込みじゃなしに。

そういうことで行政として行政施策がやられたわけですから、泉南の場合でも、そういうように社会の中で不当に差別を受けてきた方が、自分は被差別者だということを宣言する形で、行政が初めて行政行為ができたんじゃないんですか。だから、行政上の垣根を取り払いと、こうあなたはここに書いておられますけども、それを一方的にこちらからもそういう垣根を取り払うんだと言っても、日ごろ差別を受けとる側とのコミュニケーションというんか、十分な話し合いがなかったら、一方的に取るという話にならないんじゃないですか。

それをあなたは、泉南には同和地域ということがきちっと行政上も位置づけられておる。そういういわゆる部落民、被差別部落民との十分なコンセンサスを得てやらないと、一方的に外から同和の垣根を取ろうやないかとか、いや同和行政はもうやめとこうやないかと、そういうことを外から押しつけたリー方的に言うべき問題じゃないんじゃないでしょうかと僕は言っとるんです。泉南の問題に触れて言っとるんですよ。

議長(巴里英一君) 林君。

22番(林 治君) それでは、今の小山議員の御質問にお答えしたいと思います。

今の質問で、ここの案文の中にある行政上の垣根を取り払いというところについての御質問として、一般論じゃなしに、この問題として言われたので、お答えさしていただきます。

泉南では、同和行政を進める中で行政上のいわゆる地区指定というのを やりました。これは国の法律で同和行政を進めていく上で、そのことがま た必要だということでやってきたわけです。だから昨年の3月、国の法律 も期限が切れてなくなりました。そういう中で、ここは泉南の議会ですか ら、私は泉南の議会が議会として行政上の措置が必要なくなったという判 断になれば、そのことはできるわけです。 もう1つ問題として、小山議員のお考えの中で、いわゆる差別するものと差別される者というふうに、そして今の行政上のいわゆる地区指定をしている、ここでは垣根と呼んでいる問題ですが、その外側におる者が皆差別者だというふうな考え方には私は立っていません。決してそういうものではありません。だから、そういうふうな行政上のこれまでの取り組みのおくれを克服するために、一般行政のその補完として行政上の対応がやられてきたんです。ですから、そのことは達成されたから、基本的な点で達成されたから、これ以上は逆差別を生み出すものにもなるということで、今全国的にもそうですが、この泉南市でも例えばこれまで続けられてきた固定資産税の同和減免等も個人給付も、それらも廃止に向かってきてるというところです。

そういうところであります。

議長(巴里英一君) 小山君。

しかし、差別してないかということは別でしょう。そういうところに圧倒的多数の人を差別者だと言うのかと言って私に切り込むときに、そこにやはり差別者だと言われたくないという思いが人々にあるじゃないですか。そうすると、数の上でどうかとなると、政治的な問題にしてきた場合に、数の上でどうかといったら、少数者を切り捨てていくという問題につながるんじゃないですか。

私は、あなたが共産党に属しておられて、この部落問題を常に選挙の争点にされておると。そうすると、被差別部落以外の人が圧倒的に多いんで

すよ。そして、部落差別を受けることはないですね、そういう人たちは。 差別しないかもわかりませんが、しかし現実に部落差別があることは、我 々の日常生活の上でいつも私は感じてますよ。その人にも差別者だと言え ないですね、僕も現実に。

だから、差別というのは隠れた、表にそんな差別者だというて書いて出てくるわけじゃないわけですから、それだけにこの部落問題というのは、同和行政で行政は一定やってきたでしょう、ハード面では。しかし、やればやるほど何であそこだけよくなるんだという声になるでしょう。何で差別の原因が他にあるというように言ってしまうんですか。全部そうでしょう。他にある。自分が差別しとったんだな、なかなかそういうようには気づきにくいもんですよ。

だから、そういうことで、私はこういう問題はこれからが大変なところに入っていくだろうと。心の問題ですから、強制的にはどうのこうのできないです。道路は強制的につくることはできますよ。しかし、鳴滝地域につくる道路については、国から特別なお金が来ることは事実でしょう。あそこがもし同和地域でなければ、やはりそれは一般的な補助しかないはずなんですよ。

確かに、市独自の、また大阪府との協定の中で、私はそういう特別な処置があることも、あなたも知っとるはずです、その額が多い少ないは別として。しかし、やはり特別にそういうことをやる形がなければ、部落問題というのは、行政からいうならば、やっぱりちゃんとした、集めた税金がきちっと市民のために、住民のために使われてるかどうかの問題でしょう。それをより貧しいところ、よりひどいところをつくる形で不満を為政者に来るんじゃなしに、お互いに不満を言い合ってきたのが部落問題の本質じゃないですか。こういうように今同和行政、しんどい運動の中で国の責任としてかち取った運動、これを何で部落だけよくなるんだ、そういう形でこの運動を意味のないようにするような行為というのは、僕は絶対に許せないと思うんですね。

そういう点で、特に共産党さんもしんどい人の立場を代弁して政治活動 しとるのは、僕は認めております。何で今の社会の中でよりしんどいとこ ろにある人のそういう何か矛盾というんですか、そういう問題を政治の中 心にしてやってるか。こういうようなものも何回も出してきてますよ、あ なた方は。この問題をね。

そういう点で、提案者にとってはそういうような ——私はあなた方の出す行為については大きな疑問を持っとるんですが、そういう懸念はないのかどうか。より弱い者がより少ない、そして部落問題に触れることのない圧倒的な人に対して、なぜ鳴滝だけがよくなるんだというあなた方の叫びなり主張がどういうふうに映っとるかと。それは私からいえば、大変卑怯なやり方であると思うんですが、どうですか。

議長(巴里英一君) 林君。

2 2番(林 治君) ただいまの小山議員の N3いろと言われたんで、すべてにあなたの気に入るようになかなかお答えができないかもわかりませんが、(小山広明君「もう簡単、単純に」と呼ぶ)例えば具体的に、私は今の泉南市の同和行政の実態を見ても、これは今議会でも議論をしてきたところですが、例えば老人向け住宅、それから泉南市における市営住宅の中に占める同和住宅の割合、これも言いましたでしょう。434戸があって、そのうち344戸あったわけですが、そこからさらに32戸老人向け住宅が建てられたと。泉南市の人口の中に占める同和地区の人口の割合からいっても、また一定の限られた行政区の中での公営住宅の比率という点から見ても、これはやっぱりもう大きな市民の中での矛盾なんです。

それから、同時に老人向け住宅については理事者からも答弁ありましたように、さらにそれプラス32戸建って、80.6%ですか、占める割合は。そして、昨年から当初の6月の入居の応募の資格ですか、これを9月にはさらに緩和して、にもかかわらず7世帯の入居でしかなかったと。今回さらに市の方で入居についての条件等を検討して……(小山広明君「簡単に答えてくださいよ。そういうことを議論してない」と呼ぶ)私の答弁中はちょっと黙っとってください。それで15戸でしょう、8戸が今回入って。だから、AとBと2棟を約8億円かけて建てて、まだ1棟完全に余ってるんですよ。もうそういう実態になってるんです。

だから、こういう同和行政の実態は、市民から絶対に納得はされませんよ。そういうことをやっていくこと自身が、もう今は問題なんですよ。ですから、これは泉南市民全体のいわゆる住宅問題への気持ちからいってもだめなんです。

それから、もう 1 点、簡潔にお答えしたいと思ってるのは、ここの決議

の宣言文の冒頭にも書いてるように、私どもはすべての人間の平等・同権を確立して、部落内外の住民が社会生活においてわだかまりなく人間として連帯を広げ、差別を受け入れない圧倒的な社会的世論を築いていくと。 今、小山議員もこの点には少し触れてるんですよ。

ただ、多数の差別者云々と言いますが、その考え方は、私はいわゆる地区外が全部差別者だという考え方は、これは私は正しくないんではないかなと思ってます。人の心の問題、内心の問題を言いました。人の心の中にはいろんなこと、いろんなとき、いろいろ生起するでしょう。しかし、そういうことを仮に差別の心を持ったとして、そのことを例えば表現する、表に出すこと、そんなことが恥ずかしい世の中にしていくということが大事なんですよ。問題はそこなんですよ。人の心を法律で規制することできませんよ。(小山広明君「じゃ、どうしてやるの。方法論を言うてよ」と呼ぶ)

だから、それは学校での民主的な教育 —— 成田議員が今回議場で取り上げましたけれども、ああいう部落差別を悲惨なものだということで、部落を悲惨なものだということで、いまだかつていろいろとやってきたああいう教育のあり方は、結局差別を助長させることになると。だから、そうではなしに、今はもうそういう実態はないわけですから、そうでない民主的な教育をする。人間が人間として人間を大事にする教育をしていく。そういう過程の中でそういう差別のことを表現することが、そのことが非常に正しくないことだという、そんな差別は受け入れないという世論を築く。それはもうやっぱり学校教育、基本的にはそこからきちんとやらないかん。それは解放教育やいわゆる同和教育をやることじゃないんです。民主的な教育なんです。

以上です。

議長(巴里英一君) 最後にしてください。小山君。

2番(小山広明君) 差別を助長するとか、みんなが差別のないように生きようとか、教育の中とか、民主主義の教育をという、やはり現実の差別の状態を見れる目というのは、やっぱり差別を克服していくことでしかないんですね。仲よくしようとか、明るくいこうと、何ぼそんなのを叫んだって、現実にはそういう叫んでる現実の中で差別を受け、ほんとにしんどい生活 僕ら毎日いろんな人に出会って、そんなおめでたい、平等なとい

うのはないでしょう、現実には。現実にあるのは、差別の実態じゃないですか。そんな悲惨なものはないという、それは差別が現実に今――将来はそらなくなるでしょうけど、今差別がないんだということを胸を張って言えるような状況なんですか。

それとしたら、私は現実に差別を受けている方が見えないというんか、この間の議会の中でもそういう議論がありました、障害者の議論でもね。それは見えないでしょう、ああいう話を聞くまで我々は。そういうことを知ることがいわゆる差別のない社会、差別のない生き方というんかな の実態じゃないですか。差別がないんだ、明るく生きましょうと。民主主義を徹底すれば差別はなくなるんだ、そんな簡単にいくんだったら、そらもう朝から晩まで言うとったらなくなるはずやからね、それはないですよ。ほんとに今働きたくても働けない人がおる。それも差別社会の1つの実態じゃないですか。そういうものをいつでも見、そういう人からいつでも叫ばれるものに接する以外に、自分の置かれた位置なんて見えないでしょう。自分は差別してる位置であると同時に、差別されとる位置でもあるわけですわね。両方の位置を持ってますわ、人間だれでも。

だから、そういうことで部落問題の垣根を取り払おうと。そら垣根をし とる側から垣根を取り払うと言うたって、現実に垣根があるわけやからね、 むしろ垣根というものをきちっと見抜くような目ということが、現実の差 別のない生き方の1つの状況じゃないですかね。

僕はそう簡単にいかないと思いますし、これ以上議論してもあれですが、ほんとに部落問題、差別問題というのは、差別を受けておる側から被差別者であることを名乗ることからしか克服できないという、それは名乗る方からいったら、もう何倍にもしんどい目に遭うわけですからね、一瞬の間は。一瞬というか、理解を得るまでは。そうでしょう。黙っとったらわからんわけでしょう。今でも経済的な格差もあるし、お金持ちもあればお金のない人もおると。そら、お金がなかったら生きていくのしんどいわけです。しかし、なかなかお金持ちにはそんなことはわからないでしょう。そういうことで、だれが差別者だという前に、現実にある差別があるわけですから、それはだれかが差別をしとるんですけども、個人的なことを言うわけじゃなしに、やっぱりそういう社会状況を言うべきじゃないか。(発言する者あり)不規則発言やめとけよ。

そういうことで、この同和行政終結宣言という中身について提案者にいるいる質問してまいりました。これ以上の質疑をしてもあれなんで、また討論の中で言ってまいりたいと思います。

議長(巴里英一君) 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。――小山君。

2番(小山広明君) 同和行政終結宣言に反対の立場で討論さしていただき ます。

こういう議場で同和問題が議論できたというのは、一定私は評価をし、喜んでおるわけでありますけれども、やはり差別問題は差別を受けた側からの提起がない限りなかなか現実のものにならないことは、当然であります。自分が差別をしているという問題ではなしに、少なくとも部落差別を受けないところに住んでいる人にとって、部落問題の現実がなかなか知れないことは当然ではないでしょうか。そういう点で、本来的には差別意識という中から現実の行政的な具体的な施策に影響があらわれてきたわけでありますけれども、その行政のおくれを差別を受けた側からの運動によって、またみずからそのことを名乗ることによって行政の責任にしてきて、成果を上げてまいりました。

しかし、変わっておらないのは、部落外に住む人たちの部落に対する気持ちではないでしょうか。これは認めざるを得ないと思います。そして、被差別部落の状況がよくなれば、一向によくならない私たちの社会の中で、その不満が、部落だけがよくなるということに結びついていくことは当然でしょう。先ほどの老人向け住宅の問題についても、なぜ被差別部落に建てた住宅と同じように、一般地域にも全く老人向けの住宅がないわけでありますから、そのことに被差別部落の人たちと手を組んで、その事業の実現にこそ努力をしないのでしょうか。なぜあそこに建てたのに入居者が入らないということで、その事業そのものが悪いように批判をする。そのことで喜ぶのは一体だれなんでしょうか。

本来、共産党が弱者のために、また少数者のために戦ってきた長い歴史の中で、この同和問題に対する現在の姿勢は、必ずや歴史に糾弾されるだろうと思います。 どのような問題があるにしても、圧倒的少数の人たちの問題であります、これは。そして、正しい同和教育だとか、正しいということを頭につけておるわけでありますが、現在の同和教育や同和問題のす

べてを抱え込んだ中からしか、次の新しい同和問題の展望がないことは、 当然でありましょう。

あなた方も一時は――一時というか、同和問題については一緒に運動してきたことを私は聞いております。間違いは他だと、正しいことは自分にしかないという典型的な共産党の主張が、今苦しい人たちの生き方を真っ向から私はマイナス的な部分を担っておると思います。どうか矛盾はみずからの運動の内部の矛盾として、そしてよって立つところは、社会的に弱い立場にある人たちが手を組んでやるべきでありますし、弱い立場にこそ矛盾がいっぱいうっ積していることは当然であります。そういう点で、単なる理想を掲げてやるというだけではなしに、問題も抱え込みながら、本当にあなた方の言う住みよい、平等な社会のために一緒にやれることが来ることを望みまして、この同和行政終結宣言に反対の討論をさしていただきます。

大変夜分遅くなりまして議論におつき合いをいただきましてありがとう ございました。ぜひ終結宣言案に反対していただきますことをよろしくお 願いいたします。

議長(巴里英一君) 以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議員提出議案第15号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の 起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(巴里英一君) 起立少数であります。よって議員提出議案第15号は、 否決されました。

ただいま可決されました意見書、決議につきましては、議会の名において各関係機関に送付いたしますが、その送付先につきましては、議長に御 一任願います。

以上をもって本日の日程は全部終了し、今期定例会に付議された事件は すべて議了いたしました。

連日にわたり慎重なる御審議を賜り、まことにありがとうございました。 これをもちまして平成10年第2回泉南市議会定例会を閉会いたします。 御苦労さまでした。

午後11時47分 閉会

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長 巴里英一

大阪府泉南市議会議員 奥和田 好 吉

大阪府泉南市議会議員 谷 外嗣